

栃木地方最低賃金審議会
会長 杉田 明子 様



2020年7月23日

とちぎこーぷ労働組合
中央執行委員長

HP 掲載中

2020年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書

2020年度の最低賃金について、ご審議いただく委員のみなさまに、心より敬意を表します。また、栃木県に働く労働者および中小零細事業者の生活向上と健全な経営のために、本年度の審議においてご尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。本年度の最低賃金の改定審議に当たり、とちぎこーぷ労働組合としての意見を述べさせていただきます。

1. 2020年最低賃金改定にあたって

新型コロナウイルス感染拡大のなか、保障制度が不十分なまま、各企業へ営業自粛要請がおこなわれた結果、非正規労働者を中心に、収入の激減や雇止めなど、低賃金労働者のくらしが直撃されました。

2019年11月に金融広報中央委員会が発表した「2019年家計の金融行動に関する世論調査」によると、金融資産非保有世帯（貯金ゼロ世帯）の割合は、「単身世帯38%」、「1人以上世帯23.6%」と、約3割の世帯に貯蓄がないと報告されています。新型コロナウイルスの影響により収入が途絶えた蓄えのない世帯にとって、深刻な状況となっています。

政府は当初、雇用調整助成金の支給額1日8,330円を上限にするとしましたが、この額は8時間労働の時給換算で1,041円であり、東京の最低賃金1,013円とほぼ同額でした。しかし、この額ではあまりにも低すぎるとの国民の声により、15,000円上限に引き上げられることになりました。このことで、東京の最低賃金1,013円では、憲法25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」ができないということが証明されました。

最低賃金は時間給労働者だけの問題ではなく、月給制で働く非正規労働者にも大きな問題となっています。例えば時間給が一番高い東京都の1,013円であっても、月150時間労働で1ヶ月に換算すると、151,950円にしかありません。

この間、生協労連が加盟する全労連の地方組織がとりくんだ生計費試算調査によると、全国どこで暮らしていても、生活に必要な費用はほぼ同じで、25歳単身者で月額22万円～23万円は必要だという結果がでています。時給に換算すると1,400円～1,500円以上となっています。

雇用調整助成金の支給額の算定基準や、生計費試算調査結果からみても、いまの最低賃金は低すぎるということは明らかです。

最低賃金は、時給 1,500 円を目指すこと。2020 年度においては、1,000 円以上の最低賃金を実現するよう求めます。

2. 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

今回のコロナ禍の中で、経済にも大きな影響がもたらされました。そのひとつの要因として、労働者が東京に集中し一極化していることによる、事業の停滞があります。企業が地方に分散していて、日本のどこでも経済活動ができていれば、このような事態が少しは緩和されていたのではないのでしょうか。しかし、そのためにはどこで働いていても賃金格差がないということが大前提となります。

2019 年度の地域別最低賃金の改定は加重平均 26 円と 2013 年以降毎年二桁の引き上げとなり、全国の最低賃金の平均額は 901 円となりました。しかし、最高額は東京都の 1,013 円、最低額は 790 円、その差は 223 円となり、時間額表示になった 2002 年の 104 円からさらに拡大する結果となっています。

栃木県の最低賃金は 853 円、東京都との差は 160 円、1 日 8 時間働いたら 1,280 円の差がつき、1 ヶ月 150 時間働いたら 24,000 円の差が開いてしまいます。神奈川県との差は 158 円、埼玉県との差は 73 円、千葉県との差は 70 円となっていて通勤圏内での賃金の地域間格差は大きな問題です。

栃木県総合政策部は、2019 年度の県内市町人口の社会動態(転入から転出を差し引いた数)を公表しました。県全体の転出超過は前年比 648 人増の 3,642 人と 2 年連続で悪化したこと、首都圏への人口流出拡大が主な要因で東京、埼玉、千葉、神奈川の 1 都 3 県への流出は 4,657 人となり、前年の 4,128 人から 529 人増えて、全体の転出超過が拡大した要因となったことが明らかになりました。

ある事例があります。地方から東京の大学に入学した学生たちは、東京のアルバイト時給 1,000 円以上で働いています。その学生は大学が休校中、地元に戻って同じような仕事のアルバイトをしようと思ったけれど、東京の時給より 200 円以上も低く、それでは学費を稼げないため、やむを得ず東京に戻って来るしかなかったと。そのような経験をした学生たちは、やはり大学を卒業して働くなら賃金の高い東京に限ると、若者たちの都市部への人口流出が止まるはずがありません。

私たちの働く生協でもそうですが、スーパーやコンビニでは全国どこでも売っている商品の価格はほぼ同じです。同じ価格の商品を売り、同じ仕事をしています。どこで暮らしていても、同じ仕事には同じ賃金、同一労働同一賃金を実現させるためにも、いまのような地域間格差をなくしていかなければなりません。

私たちは、たまたま生まれ育った地域によって賃金に格差をつけられることは、憲法第 14 条の平等原則に反することだと考えます。早期に全国一律の最低賃金制度の実現を求めます。

3. コロナ禍の中で必要とされた労働者ほど低賃金

今回のコロナ禍の中では、医療従事者はもちろんのこと、生協を含む流通や物流業で働く労働者は、国民の命と暮らしになくてはならないものでした。しかし、そこで働く多くの人はパート・アルバイトや派遣などの非正規労働者です。そして、その賃金労働条件は劣悪で、時給はほぼ最賃に張り付いています。仕事の性格上、在宅勤務などできるわけもなく、感染への危険や心配にさらされながら働き続けています。賃金は個々の企業の努力で上げるべきだという声がありますが、国民生活になくてはならない業界全体の社会的な地位向上とそこで働く人の賃金を引き上げていくことが必要です。それには現状では、最低賃金を大幅に引き上げることが最も有効です。

一方で、休業を余儀なくされた非正規労働者は、休業補償をされても、もとの賃金が低いため、さらにその6割という低額支給となっています。1ヵ月150時間働いていたとして、時給1,000円の人で9万円（時給6割換算600円）、時給800円の場合には、月額で7万2千円（時給6割換算480円）にしかありません。休業補償があったとしても、とても生活できる金額ではありません。いまの日本は社会保障が貧弱であり、賃金に頼って生きていかなくてはならないのですから、最低賃金を大幅に引き上げる必要があるのです。

4. 景気回復と働いたら人間らしく暮らせる最低賃金へ

商工会議所や企業団体が、コロナ禍を理由とした今年の最低賃金引き上げの凍結や抑制を訴えています。しかしそれは景気回復にとってマイナスにしかならず、消費を回復させ向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的です。

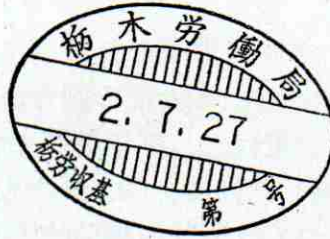
パートやアルバイトなど、かつては家庭の補助的労働といわれてきましたが、現在では一人ひとりの賃金が、生活するために必要な生計費となっています。賃金があがれば、貯蓄ではなく消費に回することは確実です。

賃金を上げられない理由に、中小企業の労働分配率が高く、労働生産性が低い事が上げられていますが、それは、適正な単価による公正取引がおこなわれていないことが主な要因となっています。公正な取引をきちんと行わせ、そして有効な中小企業支援対策で、賃金の底上げを図っていくべきです。経営者の賃金支払い能力ばかりに偏重した審議にならないことを強く求めます。

最後に本審議会に置かれましては、日本国民が安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことを、あらためて強く求めるものです。同時に専門部会や小委員会の審議を公開していただき、審議の透明性を保障していただくこと。そして、低賃金かつ不安定雇用の下で働く多数の労働者の声が審議に反映されますよう、とちぎコープ労働組合の推薦する労働者の、意見陳述の機会を保障していただくことを強く要請し、意見書と致します。

以上

栃木地方最低賃金審議会
会長 杉田 明子 様



2020 年 7 月 30 日

とちぎコープ労働組合

意見陳述書 HP掲載用

私は、2020 年度の栃木地方最低賃金改定の審議に当たりまして、とちぎコープ労働組合より提出いたしました「2020 年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書」を補足する立場で意見陳述を行います。

1. 「パート労働黒書Ⅶ」から見えてきたもの

私共とちぎコープ労働組合が加盟する生協労連は、毎年「パート労働黒書」を発行し、非正規労働者の低賃金と深刻な働き方の実態をあきらかにしています。以下は「パート労働黒書Ⅶ」の概略です。生協や、その関連会社などで働く人からの聞き取りや手記は一部のものですが、多くの課題が見えてきました。

- ① 賃金を大幅に上げ、納めた税金を社会保障に回し、安心して暮らせる社会にすること。
- ② 最低賃金が 1,500 円になれば休みを取って子どもと過ごす時間が持てること。
- ③ 貯金を取り崩しながらの生活、自分が倒れたらと、不安があること。
- ④ 子どもが親や、家庭の都合で進学や、部活など制約される実態にあること。
- ⑤ 今の生活が精一杯の状態、未来の生活が考えられないこと。
- ⑥ 病院に行きたくてもすぐにはいけないという実態があること。

今回の聞き取りでは「ダブルワークをしなければ生活できない」、「消費税が上がり、ますます生活が苦しくなった」、「親の働き方を見て子どもが進学をあきらめた」など生協で働く人々をめぐる実態は、ますます過酷な状況になっています。

とちぎコープで働くパート職員にも聞き取りを行いました。子供 2 人の 3 人家族。生活のために食費を切り詰め、自分の事は後回しにして子供のために必死に働いています。配送パートで 9 時 30 分～16 時 30 分の週 5 日勤務。時給 1,450 円で月 20 日働いたら約 17 万円になりますが「せめて月にあと 3 万円(時給にして 230 円)あると助かります。」と言います。「今の夢は、子供達になりたいと思っている仕事についてくれる事です。それまで頑張ります。」と言っていました。

2. 働く人々をめぐる全般的な状況

現在、非正規労働者は 2,166 万人を超え、非正規率は 39.2%(総務省「労働力調査」)となり、賃金が 200 万円以下のワーキングプアが 13 年連続で 1,000 万人以上(国税庁民間給与実態統計調査)になっています。また、相対的貧困率は、2015 年は 15.6%、2016 年には 15.7%(国民生活基礎調査)となり、約 6 人に 1 人が相対的貧困になっています。

生協労連が実施した「2020 年春闘準備のための生活実感アンケート」からも、「非正規」のみの収入で生活している世帯の割合がこれまでで最も高いことがわかりました。年代別では若い世代と、高年齢層での割合が高くなっています。また、「生活が苦しい」と回答した人は、60.2%となり、昨年を上回りました。パートやアルバイトなど、かつては家計の補助的労働者と言われてきましたが、現在は主たる生計者として、一人ひとりの賃金が生活するために必要な生計費となっています。

今回のコロナ禍の中では、医療従事者はもちろんのこと、生協を含む流通や物流業で働く労働者は、国民の命と暮らしになくてはならないものでした。しかし、そこで働く多くの人はパート・アルバイトや派遣などの非正規労働者です。そして、その賃金労働条件は劣悪で、時給はほぼ最賃に張り付いています。仕事の性格上、在宅勤務などできるわけもなく、感染への危険や心配にさらされながら働き続けています。私たちが働くとしぎコープでも、新型コロナウイルスの影響で宅配事業も店舗事業も多忙化し、顧客からの問い合わせや欠品によるクレーム対応に追われる日々が続き、感染リスクを負いながら働き続けてきました。それは今も変わることはありません。

3. 景気回復と働いたら人間らしく暮らせる最低賃金へ

コロナ禍の中だからこそ、コロナの危機を乗り切るためには労働者の生活と地域を守り経済を活性化させる事が必要です。

としぎコープで働く私たちの声を中央最低賃金審議会に向けて届けようと、寄せ書きシートに集め送りました。その中には「埼玉県で暮らす大学生の娘はスーパーでまったく同じ日数・時間でアルバイトをしているのに、私よりだいぶ給料がいい。去年、娘は970円まで時給が上がったけど私は870円。差が開くばかりで何とかしてほしい」など切実な声が上がりました。どこで暮らしていても、同じ仕事には同じ賃金、同一労働同一賃金を実現させるためにも、地域間格差をなくしていかなければなりません。

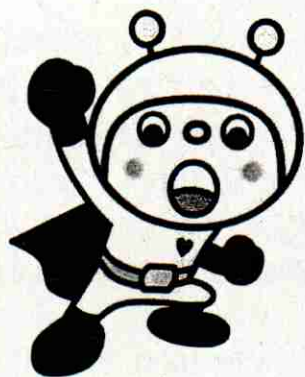
栃木県の最低賃金は853円。全国で取り組んだ最低生計費試算調査では、どの地域でも時間額1,500円以上が必要とわかりましたがその額には程遠く、格差と貧困がますます拡大している中で、私たちは誰もが人間として自分らしく生き、働き、暮らせる社会にするために、最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実現を、声を大にして強く訴えます。

最後に本審議会に置かれましては、今回意見陳述の時間をいただき、述べた意見が少しでも最低賃金引き上げのきっかけとなり、私たち日本国民が安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことを改めて強く求め、としぎコープ労働組合の意見陳述とさせていただきます。

以上

パート労働黒書 VII

**最低賃金は全国一律
1,500 円以上に！**



人間らしく働き、暮らすために

正規と非正規の格差解消、均等待遇を前進させよう！

雇用の原則は「均等待遇」と「無期雇用」

2020年3月 全国生協労働組合連合会

はじめに 働く人々をめぐる実態

1. はじめに

生協労連は、毎年「パート労働黒書」を発行し、非正規労働者の低賃金と深刻な働き方の実態をあきらかにしています。低すぎる賃金実態、正規職員との賃金格差、生活できない賃金のためにダブルワーク、トリプルワークをしなければならないなど、多くの課題が浮き彫りになっています。生協労連がおこなった「2020年春闘準備のための生活実感アンケート」でも「非正規」のみの収入で生活している世帯の割合がこれまでで最も高いことがわかりました。年代別では若い世代と、高齢層での割合が高くなっています。また、「生活が苦しい」と回答した人は、60.2%となり、昨年を上回りました。今回の「パート労働黒書」の聞き取りでは「ダブルワークをしなければ生活できない」、「消費税が上がり、ますます生活が苦しくなった」、「親の働き方を見て子どもが進学をあきらめた」など、生協で働く人々をめぐる実態は、ますます過酷な状況になっています。

2. 働く人々をめぐる全般的な状況

現在、非正規労働者は2,166万人を超え、非正規率は39.2%（総務省「労働力調査」）となり、賃金が200万円以下のワーキングプアが13年連続で1,000万人以上（国税庁民間給与実態統計調査）になっています。また、相対的貧困率は、2015年は15.6%、2016年には15.7%（国民生活基礎調査）となり、約6人に1人が相対的貧困になっています。OECD経済審査報告書によると、日米欧主要7ヶ国（G7）のうち、日本は米国に次ぐ、2番目に高い比率になっています。貯蓄ゼロの世帯は、2人以上世帯で23%、単身では39%に達し「働く貧困層」が増えています。

一方で、日本で100万ドル（約1億1000万円）以上の金融資産を保有する人は281万人となり、アメリカに次ぐ世界第3位になっていて、富裕層と5億円以上の資産を持つ超富裕層がさらに増えつづけています。

3. 「パート労働黒書Ⅶ」から見えてきたもの

以下は「パート労働黒書Ⅶ」の概略です。生協や、その関連会社などで働く人からの聞き取りや手記は一部のものですが、多くの課題が見えてきました。格差と貧困がますます拡大している中で、私たちは誰もが人間として自分らしく生き、働き、暮らせる社会にするために声を上げていく必要があります。

- ① 賃金を大幅に上げ、納めた税金を社会保障に回し、安心して暮らせる社会にすること。
- ② 最低賃金が1,500円になれば休みを取って子どもと過ごす時間が持てること。
- ③ 貯金を取り崩しながらの生活、自分が倒れたらと、不安があること。
- ④ 子どもが親や、家庭の都合で進学や、部活など制約される実態にあること。
- ⑤ 今の生活が精一杯の状態、未来の生活が考えられないこと。
- ⑥ 病院に行きたくてもすぐにはいけないという実態があること。

I. 聞き取り編

1. 女性 30 代

属 性	女性 30 代 配送パート
家族構成	3 人家族 子ども 8 才(小学 2 年生)、3 才(保育園)
働き方実態	1 日 4 時間 週 5 日 時給 1,268 円 働き始めて 2 年目
暮らしの実態	2 年前、下の子が生まれて 15 日目に突然夫が亡くなった。夫は持病があり無保険だったので保険金はゼロ。夫の死後、乳児を抱え仕事もできず、暮らしに困り実家に同居したが、半年後パニック障害を起こし入院。ストレスの原因になっていた実家を出て築 50 年の市営住宅で子どもたちと暮らしている。気分的には楽になったが、残業をしながら 13 万円程度のパート収入と遺族年金で生活している。就学援助はあるが、学童保育の出費が大きい。
困っていること	生活のために 1 日契約やダブルワークをしたいが、子どもが二人とも喘息持ちで病院通いがあることや、自分の体力にも自身がないこと(貧血・低血圧・不整脈・白血球値が高いなど)もあってできずにいる。過労で倒れそうな時もあるが実家との関係性上、援助は期待できない。旅行や外食にも行けない。自分と子どもの将来がとても不安。 以前、子どもに「他のお母さんはネックレスやピアスしてお洒落しているのに、母さんは何もしてない」と泣かれ、一つだけ自分へのご褒美としてネックレスを買ったことがある。たまにスカートを履くと喜んでくれる。普段はほとんど服も買えず美容院にも行けないが、子どもには綺麗だと思われたい。
希望・要求	正規職員と同じように家族手当や住宅手当、一時金や退職金を付けてほしい。

2. 女性 50 代

属性	女性 50 代 パート
家族構成	4 人家族 夫 単身赴任中 (15 年以上現在も赴任中) 子ども 23 歳 大学生 バイトをしている 子ども 22 歳 大学生

働き方の実態	ダブルワークをしている ① 生協で1日午前から4時間 週4日16時間勤務（金土日が休み） 時給1,075円 入協は今年6月で10年 ② 他で月～土 午後15時～21時半（休憩なし）勤務時間も20時半で終わる時もありますが遅い時は22時を回ります。週6日（日が休み）営業職で出来高により毎月の給料は上下します。ガソリン代など持ち出しが多いため、時給換算すると最賃に引かかる賃金になっている。
暮らしの実態	もう何年も夫は単身赴任で、月に1回帰って来ますが、シングルと同じような生活になっています。22歳の子どもは関東の方に6年制の大学に通っていて学生寮で暮らしています。交通費や光熱費も三重に費用がかかり大変です。ダブルワークで稼いでも、夫や子どもの交通費などに消えていきます。23歳の子どもも大学に通いながらバイトをしています。 夫も15年以上単身赴任をしていて子どもたちが小さい頃はさみしい思いをさせたと思います。時には夫の交通費を子どもたちの塾代にするため、夫に帰宅しないようお願いしたりしたこともありました。長期で単身赴任をしていると、夫婦でいる事にも労力があるし、家族でいるためにはお金が必要だととても感じます。
困っていること	子どもたちの学費も掛かり、22歳の子どもも大学生ですが、22歳を超えると扶養控除が減り、税金の負担が大きくなり困っています。まだまだ学費も掛かるため、貯金もできません。最近学生寮に入っている子どもが頻繁に帰ってきますが、仕事も忙しいため、あまり話もできず心配しています。自分自身の健康や、将来の生活も不安です。
希望・要求	賃金を大幅に引き上げ、自分たちが納めている税金を社会保障や年金などに回し、安心して暮らせる社会にしてほしい。 今年4月からの「パート有期労働法」が施行されるが、夫の会社は組合がないので、正規の賃金は減らす事のないようにしてほしい。

3. 女性 50 代

属性	女性、50 代
家族構成	本人、子ども 2 人（高校生と中学生）
働き方の実態	生協の店で働いている、他にも配達の仕事をしている。 実家の親の介護も手伝っている。 ダブルワークと介護でゆっくり休む余裕が無い。
暮らしの実態	夫と離婚したが、養育費はわずかに子どもの塾代に当てられるだけ。高校生になると、それも払われなくなる。 高校生の子は、家計の助けにアルバイトもしてくれている。だが、母子手当と働いた分を足しても生活は成り立たない。そのままでは、家計が足りずに、実家からも援助してもらっている。それでも足りずに、わずかばかりの貯金を取り崩す事も多い。 生活すべてに余裕が無いので、電気をつけっぱなしで、寝てしまっている子どもに怒ってしまったり、些細なことに腹を立ててしまう自分が嫌になる。
困っていること	今はまだ、母子世帯で医療費助成もあるので、体調の悪い時は病院にかかることができるが、将来的には（下の子どもが成長すれば）無くなる、不安。体調が悪くて休んでいるのに、[お金を稼げていない時間] という罪悪感に囚われる。 子どもたちの、クラブや持ち物にもお金がかかり、我慢させている事も多い。
希望・要求	最低賃金が 1,500 円あれば、月に 1 回ぐらいは休みを取って、子どもと遊びに行くこともできる。 お金の心配を今みたいにすることがいらないなら、イライラとストレスを抱えなくても済むのでは。 1 度しか無い高校生活を、好きなことをして（クラブ活動や友達たちとお喋りなど）過ごさせてあげられるのに。 いっぱいできることが、ある。

4. 女性 60 代

属性	再雇用パート
家族構成	1 人暮らし 60 歳 長男（独身）30 歳 有限会社勤務 長女（既婚）34 歳 主婦
働き方の実態	週 4 日間 1 日 6 時間 × 4 日 = 24 時間 時給 850 円
暮らしの実態	月々 10 万円に満たない 消費税も 10% になり、ますます苦しい
困っていること	60 歳から再雇用になり、これまでの人事査定制度も無くなり、 収入も月 5 千円は少なくなった。 風邪くらいでは医療費を考えると病院にも行けない。 少ない収入で、貯金も無いので老後が心配です。
希望・要求	安心して生活できる賃金（最賃を全国一律 1,500 円）にしてほしい。 厚生年金と国民年金の格差をもっと縮めてほしい。 定年が 60 歳、65 歳、70 歳とバラバラなので、せめて全国統一 65 歳にしてほしい。（人生 100 年の設計なんてできない）

5. 女性 60 代

属性	再雇用
家族構成	1 人暮らし 66 歳 長女 40 歳 次女 38 歳
働き方の実態	週 3 日 1 日 4 時間から 5 時間
暮らしの実態	県外に母親が 1 人暮らしで、週 5 日勤務から 3 日に変更して、 母親の所へ通っている。
困っていること	高齢の母親を引き取りたいがうまくいかない。 介護で県外に相談する人がいない。
希望・要求	老後の不安、親の介護がもっとできるようにしてほしい。

6. 女性 50 代

属性	女性 50代 パート
家族構成	6人家族 同居 夫 夫の両親 義父 89歳・義母 86歳 子ども 27歳 社会人 子ども 21歳 社会人
働き方の実態	1日6時間 週5日 30時間（シフト休1日・法定休 水曜日） 時給 1,140円 入協10年くらい 仕事は店舗レジサービスで一日中立ちっぱなし、組合員対応があり、トイレなどで席を外せないため、水分補給を控えるようにしています。
暮らしの実態	現在、夫が無職のため、生活費は私の収入と両親の年金、2人の子どもは社会人でいくらか家計を助けてくれています。 27歳の長女は大学を出ていますが、奨学金の返済があり、将来に不安があります。21歳の次女は高校を出て働いていますが、あまり無理も言えません。86歳の母の体調も思わしくなく、介護は今のところ父がしてくれていますが、最近は父も足の具合がよくないので、いつ自分が介護に入らないといけないかわからない状況です。
困っていること	一昨年は私自身も心筋梗塞でカテーテル手術を受け1ヶ月入院をしました。その時の賃金は有給を使い保障され、医療費も高額医療控除で減免されました。いまでも通院をしているので自分の健康面での不安などがあり、いつまで働きつづけられるか不安です。
希望・要求	体調の不安もあるが、働けるだけ働きたいと思っているので、定年延長65歳にしてほしい。 賃金を引き上げてほしい。 夫の両親や自分の両親の今後の介護のことや、自分自身の健康面でも不安などがあり、安心して暮らせる社会保障を充実させてほしい。

7. 女性 40 代

属性	女性 40 代 パート
家族構成	5 人家族 子ども 21 歳(私立大学生)、13 歳、11 歳 父(国民年金収入のみ)
働き方の実態	宅配センター事務パート 9:00~12:00 週 5 日勤務 生協勤務 3 年 時給 890 円
暮らしの実態	私自身が障害者 4 級です。障害者控除でうけられるものはあるが、支給されているものは何ともありません。私の給料と父の年金と養育費で生活しています。 国民健康保険に入っていますが、国民年金はとても払っていけないので免除の申請を出しています。長男は自分で奨学金を借りて私立の大学に家から通っています。決して 1 人暮らしはさせられませんが、下の子どもたちの面倒を父親のように見てくれて助かっています。奨学金で足りない分は教育ローンを借りています。
困っていること	仕事の時間が短いのでもう少し働きたい。体に無理のない程度で 5 時間くらい。 他に仕事を探すにしても、障害があるためできる仕事とできない仕事があるので難しい。父が入院し看護していた時は大変だった。今後、父の介護が必要になるときが来ると思うと不安です。下の子どもたちの進学費用がこれからかかる。私立は無理と思っているが、行きたいと言われたら何とかして行かせてあげたいとも思う。生活保護を申請すれば受けられるだろうが、今はまだがんばれる。先の事はわからないので不安です。
希望・要求	もう少し長い時間働きたい。厚生年金に入りたい。時給が今より上がる事を希望します。子どもたちが大きくなって生活費を入れてくれるようになるのが夢です。

8. 女性 40 代

属性	女性 40 代 パート
家族構成	3 人家族 子ども 18 歳、15 歳
働き方の実態	宅配パート CS(地域担当)9:30~16:30 週 5 日勤務 生協勤務 10 年 時給 1,450 円 業績評価で半年ごとに業績時給が変わる。105%達成しつづけていかないと下がってしまう。配送しながら営業、拡大、共済、でんきと日々課題におわれていて、ずっとつづけていかなくてはならない

	のか、これからもつづけていけるのかなと思いながら仕事をしています。
暮らしの実態	子どもがこの春に専門学校(3年)と高校に進学します。さいわい2人とも県立校なので私立に比べてかかる費用は抑えられますが、それでも入学金や入学準備には費用がかかり、貯金を切り崩して工面しています。 生活のために切り詰めているのは主に食費です。子どもが食べ盛りなのである程度しか切り詰められません。自分の事は後回しで身に着けるものに穴が開いたら縫って使い、髪は1,000円カットで切っています。子どもに新しいのを買ったと言われるかもしれませんが自分にかかる費用は抑えて他にまわしています。
困っていること	給付型の奨学金を高校からの推薦で受けられそうだったのに、非課税世帯対称なので対象外。もう1つの制度も、非課税でないために大幅に減額されました。収入があと30万円少なかったら申請が通ったのに、中途半端に収入があるために制度が受けられません。苦勞して働いているのに、微調整している人の方が多く給付されることは納得いきません。 児童手当は中学3年生まで、児童扶養家族支援手当は18歳まで、ひとり親家族医療費助成18歳までと決まっています。これからますますお金がかかるのに受けられなくなる手当が多くなります。
希望・要求	最低賃金1,000円以上、1,500円の水準には達していますが、月にあと3万円(時給にして230円)あると助かります。 手当受給年齢はせめて20歳までにしてほしい。奨学金など支援制度の制限を見直してほしい。 今の仕事(配送)ができなくなった時に、他にできる仕事はあるのか? あったとしても時給が下がるのは困る。できなくなってみないとわからないが、長く働くためにも道筋ができているといいなと思います。 今の夢は、子どもたちがなりたいと思っている仕事についてくれる事です。それまでがんばります。

9. 女性 50 代

属性	女性 50 代 パート
家族構成	3 人家族 子ども 25 歳（正規で働いていたが、祖母の介護のために退社、非正規）母 93 歳
働き方の実態	入協時は 5.5 時間契約で働いていたが、業務形態の変更により夜勤務になり、その際 5 時間に契約時間が短縮された。夜は時給も高かったのでも承した。しかし、その後、その店舗も縮小になり他店舗に異動した。そこは春と夏に短縮営業になるため、働く時間がさらに短縮される。30 分の時間短縮は 1 ヶ月～1 カ月半になるとかなりの減収になる。母の介護や腰痛の持病もあり、仕方なく急に休むことがあり職場での人間関係も難しい。店長に相談しても他店舗に推薦もできないし、自店舗の他の時間帯に異動もできないと言われ精神的にも辛い。
困っていること	自分で保険を支払い、家賃を支払い、生活はとても苦しい。さらに消費税が上がりますますます苦しくなった。今はこれまでの自分の貯金を切り崩しながら生活をしているが、いつまでつづけることができるのか？高齢の母を抱えていつまでこのような状態がつづくのか？何の保証もなく、自分が倒れたらと考えるととても不安なことばかりだ。
希望・要求	契約時間を守り安定した生活を送りたい。 今の時給では「普通の暮らし」すらとても困難である。時給をもっと上げて普通に暮らせる賃金にしてほしい。 社会保障の充実、公共住宅の拡充、減税など高齢者や介護者を抱えても安心して暮らせるようにしてほしい。

10. 女性 50 代

属性	非正規 社会保険加入なし
家族構成	3 人家族 本人・子ども 2 人（13 才・14 才、収入なし）
働き方の実態	労働時間 ①10：30～18：30 ※残業あり ②20：00～01：00 ※日雇い ダブルワーク 時給①820 円 ②1,400 円 年収 1,163,898 円（①） ①の残業が不規則なため②は日雇いでしかできない。

	①の収入だけでは生活困難なため日雇いでも稼ぐしかない。
暮らしの実態	①の収入だけでは生活できず、子どもの学校徴収金が支払えない。灯油が買えない。生活費全般で借金がかさむ。①の仕事の終業時刻が一定でないため、②の収入が安定しない。
困っていること	ダブルワークにより子どもと一緒に過ごす時間が取れない。 子どもに習い事をさせられない。 毎月光熱費の何かが止まる（引き落としできず止められる） 自己破産の不安がある。
希望・要求	収入を増やしたい。手取りで13万以上は欲しいので時給の改善・遅番手当（長時間契約日には支給されない）を付けてほしい。終業時間を延ばしたい（8時間勤務にしてほしい）。 扶養手当（家族手当）がほしい。※正規にはあるがパートにはない 駐車場代を会社持ちにしてほしい（支給される交通費より駐車場代が上回っている）。

11. 女性 40代

属性	女性 40代
家族構成	3人家族 子ども 15歳（収入なし） 親の収入 有
働き方の実態	労働時間 週56時間 ダブルワーク 時給 910円 コンビニの収入（手当含め）980円 年収 250万円
暮らしの実態	日々の生活が苦しい
困っていること	県外で働いているため、通勤が遠い

12. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	子どもと 2 人暮らし (21 歳 専門学校生)
働き方の実態	生協とコンビニのダブルワーク 生協で週 5 日 8:30~12:30、17:00~20:00 時給は 1,100 円。数年前から時給が上がっていません。 17 時以降は時間帯の加給があるため、中抜けして働いています。 コンビニで週 6 日 6:00~8:00、21:00~22:00 時給は 980 円。給与明細・通勤交通費なし。給料日が予告なしに変わります。コンビニはメインで働く職場ではないと感じます。 生協で月収 18 万円、コンビニで月収 7 万円。
暮らしの実態	午前 4 時半起床、中抜け時間に昼寝・家事をしています。 両親から相続した分譲マンションに住んでいます。ローンの返済が毎月 7 万円。コンビニでのダブルワークの分をローンの返済にあてています。その他、固定資産税、マンションの管理費・修繕積立金、子どもの専門学校の学費がかかります。
困っていること	メインで働いている生協の時給が上がらない。等級が上がると時給も上がりますし、自分にはその資格があると思いますが、来店数が減のお店の状況をみると時給を上げてほしいと言いつらい。時給職なので、収入が安定しない。年末・年始、2 月など稼働日が少ない月は収入が減る。 貯金がありません。働けなくなったら生活ができなくなります。老後も心配になります。お店が閉店して、職をなくしたらという不安もあり、他の仕事を探し、面接を受けたこともあります。
希望・要求	パートが月給職や、正規職員になれる制度があるので、月給職になりたい。パートも売り上げや発注の責任を持って働いています。人件費の問題なのか、パートの等級を上げたり、月給職に登用されたり、という例はめったにありません。生協の仕事は好きですし、やりがいもありますが、時給が頭打ちではやる気も下がります。収入がせめて月 20 万円あれば、夜のダブルワークだけでもやめることができます。

13. 男性 50 代

属性	男性 50 代
家族構成	本人 子ども 2 人 妻 (パート)
働き方の実態	配送をしています、他にもダブルワークで土日働いています。 月に 2 回の休みです。
暮らしの実態	子ども二人にまだまだお金がかかる状況です。(大学・高校) 少ない収入で貯金ありません。 昨年身体をこわし入院しましたが、苦しい生活となりました。
困っていること	残業も少なくなり、人手不足のためや、働き方改革のため、 正月三が日、盆休みなどが、新たに休日となり、時給で働く 私たちにとっては収入が減り、たちまち生活が苦しくなりました。 休みが増えるのは良いことですが、正規職員のように月給 であればと思います。
希望・要求	ダブルワークをしなくても、安心して生活できる賃金がほしい。

14. 女性 40 代

属性	女性 40 代 パート
家族構成	4 人家族 同居 夫 (正規) 子ども 19 歳 子ども 14 歳
働き方の実態	生協で 1 日 7.5 時間×4 日・4.5 時間×1 日と残業 週 5 勤務 夫は (正規) 8 時間×5 日と残業

困っていること	パートより準職員の方が、給料、ボーナスがいいので、なりたいたいと思っても、その給料だけでは生活ができないので、ダブルワークをしたい。パートはダブルワークができるが、準職員はしてはいけないので、パートで働くしかない。仕事もほとんど変わらないことをしているので、本当は準職員をしながら他の仕事もできるようにしてほしいです。
希望・要求	準職員もダブルワークをしてもいいようにしてほしい。 パートと、準職員の仕事（目標数値）をもっと差をだしてほしい。 ほとんど仕事が変わらないのだから時給 1,500 円・ボーナス 2ヶ月分にしてほしいです。

15. 女性 30 代

属性	女性 30 代 パート
家族構成	単身者
働き方の実態	週契約 5 日 5.5 時間／日 時間給 945 円 ダブルワーク 週契約 5 日 6 時間／日 合計の労働時間 週 57.5 時間
暮らしの実態	早朝と夜遅い時間帯の勤務 日中、フリーの時間があるが、仮眠にあてることが多い。 生活が不規則。
困っていること	食事の時間が不規則。体調を崩しやすいが、簡単には休めない。好きなことをする時間がない。 元気がないから好きなことができないのか、好きなことができないから、元気がないのか。
希望・要求	仕事の役割分担をもっとしてほしい。仕事量の差が大きい。 店長とシフトが合わず、ほとんど会わないので、評価されている実感がない。 たまに、自分から申告しても理解されない。 旅行したい。車の免許が取りたい。

16. 男性 50 代

属性	男性 50 代
家族構成	子ども 20 歳収入あり 年収 150 万円 17 歳 高校生 妻 障害年金あり 父 年金受給者
働き方の実態	現在の時給 1,090 円 年収約 260 万円 労働時間 8 時間 (月～金 配達) 4 年前までダブルワークをしていました。現在、子どもが生活費を補てん
暮らしの実態	自分の給料より、支払いなどをしているため、生活費を子どもからの補てんと、妻の障害年金で生活をしています。
困っていること	収入が不安定 (出勤日数で毎月の収入が決まるため不安定) はたして定年まで体力がつづくか (配達の仕事) 心配です。定年後の就職先があるかどうか心配です。
希望・要求	夏季・冬期の一時金を一定の金額になることを希望します。家族手当など、福利厚生制度も正規職員と同様にしてほしい。

17. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	夫 会社員 子ども 19 歳 大学生 15 歳 中学生
働き方の実態	勤務時間 4. 5 時間 月～金 週 5 日間 自分の年収 約 90 万円
希望・要求	業務上しかたがないが、月末や、年度末は残業が多くなる。通常は定時で帰宅できている。チームワークは良い職場で、残業に対してもフォロー体制ができている。 就業規則の変更を理事会から要望されている中で、一時金、退職慰労金をなくさないでもらいたい。年収が将来的に減って働きがいが無くなってしまう。

18. 男性 40 代

属性	男性 40 代
家族構成	5 人家族 妻 子ども 13 歳 中学生 11 歳 小学生 7 歳 小学生
働き方の実態	本人 現在の時給 813 円 妻 月給者 以前は、配達の人数が少なく、大変だったが、現在は補充してもらいました。自分の体調が良くないので助かっています。
希望・要求	重い物の配達は、負担が大きいため、皆で助け合ってできれば良い。ケガや商品の破損が無いように気をつかう仕事。携帯をよく使うので、業務用の携帯があれば良いと思います。

19. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	5 人家族 夫 会社員（障害手帳あり） 子ども 20 歳 大学生 18 歳 高校生 16 歳 高校生
働き方の実態	本人 現在の時給 794 円 年収 100 万円程度 レジに常時人がいないと、作業がすすまない。人手不足。働く人ひとりに対して作業量が多いと感じる。
希望・要求	重い商品の取り扱いが大変。 仕事のやりがいはある。

20. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	6 人家族 夫、子ども 21 歳（収入あり）、19 歳（収入あり）、17 歳、15 歳
働き方の実態	本人 年収 90 万円程度 5 時間労働
希望・要求	生活が厳しいため、時給を上げてほしい。

20. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	5 人家族 夫、子ども 17 歳、13 歳、11 歳、(子どもの収入なし)
働き方の実態	本人 年収 90 万円程度 5 時間労働
希望・要求	暮らしは厳しい。時給を上げてほしい。

21. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	4 人家族 夫、子ども 30 代が 2 人 (子どもの収入なし)
働き方の実態	本人 年収 80 万円程度 5 時間労働
希望・要求	暮らしは厳しいため、将来に不安がある。 働きやすい環境をつくってほしい。

22. 男性 30 代

属性	男性 30 代
家族構成	4 人家族 両親 (収入あり) 弟 (収入あり)
働き方の実態	本人 フルタイム限定職員 年収 220 万円程度 8 時間労働
希望・要求	暮らしが厳しい。 結婚、自立ができない。 待遇を上げてほしい。

II. 手記編

パートの手記 A生協

病院に行きたくても自由にいけない

夫が12年前に58歳で退職した直後にリーマンショックがおき、再就職先を探しましたが、不況影響もあり夫の再就職はかないませんでした。自分がずっと扶養でいられるわけじゃないことがこのときわかりました。夫の退職金は、生活費や3人の子どもの学費であつという間に数年でなくなり、借金もし、生協内でダブルワークをしながら生計を立て、息子3人を育てました。

生協の夕食宅配を夫がはじめ、自分は7時半からの積みみの業務と夕方の片付けアルバイトに加え、昼間の夫の夕食宅配の仕事を手伝っています。朝の積みみの仕事は時給900円、夕方のアルバイトは790円に夜間手当が少しで年収は150万程しかありません。息子たちは自立しましたが、借金を返しながら夫婦二人暮らしの将来は不安しかありません。

3号の扶養でなくなったとき国民保険に加入しなければなくなり、年金は高額で全額かけることができませんでした。免除してもらった分、現在の年金は少ないです。今後も下がる一方で、生活保護受給より少ないと思います。

働いているのに底辺の生活・・・、最低賃金をあげてもらいたいです。スーパーでその日のおかずを買うのがせいっぱいで、余裕はなく洋服も靴も県内に住む妹のおさがりをもらっています。病院に行きたくても自由にいけないし、増税で水道光熱費も増税で高くなりました。電気代と一緒に原発事故の損害賠償費が取られています。生活の苦しい国民にこのようなことまでおしつけて、誰のための政治なのかと思うと腹が立ちます。

パートの手記 B生協

人間らしい生活って何なのでしょう

パートで働いて31年になります。6年前に離婚して、生活は一変しました。老後のための多少の貯えしかありませんでしたが、年金をもらうまでの間は贅沢をしなければなんとかやっていける計算でした。でも人の暮らしは“通常”

ばかりではありません。息子夫婦に子どもができればお祝いや、お宮参り・七五三・入園・入学…etc.そして2人目とつづきます。歳をとるほどに冠婚葬祭にもお金がかかってきます。おめでたいことを心から楽しみたいのに「ああ、またお金がかかるなあ…」という気持ちがどうしても勝ってしまうのです。この6年間は貯金を切り崩してしのぎ、何度見ても同じなのに毎月毎月通帳とにらめっこをする日々でした。“人間らしい生活”って何なのでしょう。お給料日には外食したり、映画を見たり、友人とお茶したり、たまには飲みにも行ったりしたい。美容室にも行きたいと思うのは贅沢なののでしょうか？今のままでは病気にもなれません。虫歯にもなれません。毎日9:00~17:30まで、月の半分近くは1~2時間残業して働いても、人として楽しめる生活ができないって、あまりにもおかしい。理不尽です。政治力が低すぎます。パート1人の稼ぎで暮らしていくことのむずかしさは予想してもこんなに心が荒むんだってことが離婚するまで私にもわかりませんでした。だから高額な報酬と、年金も十分に約束された政治家にわかるはずはないのでしょう。そういう人たちが国民の低所得者・弱者の暮らしを担っているのだから。それでも弱者の身になって考えてほしい。1,000円にも満たない時給で、自分の親や娘・息子たちが朝から晩まで働いても、来月のローン（家賃）の心配をしなければならない生活をしているんだと思ってみてほしいと、切に願います。

パートの手記 C生協

最低時給 1500 円で将来への希望を

私は、組合員サービスセンターで電話オペレーターとして働いています。辛いこともあります。電話の最後に「電話をして良かった」と言われるととてもうれしいですし、お礼を言っていたいたりすると、やりがいのある仕事だなと思います。

全国的に、電話オペレーターの業務は時給が高い方に分類されると言われていますが、私の時給は880円です。1日8時間契約で働いていますが、月の手取りは12万円前後にしかありません。この手取り額では、毎月の生活だけで精一杯です。一人暮らしをしたこともありますが、家賃負担が大きいため車を持たず、自転車通勤していました。私が住んでいる市ではバスやJRの通勤は金額も高く、本数も少ないので難しく、やむなく自転車通勤にしましたがとても大変でした。それで今は親と同居して車での通勤に切り替えています。

友人との食事や旅行に行きたいと思っても、「贅沢かな」と控え、急な病気や

怪我などに備える為に、衣服の購入をあきらめることもあります。何かを控えたり、あきらめたりする生活が「健康で文化的な最低限度の生活」とは思えません。

先日行われた県労連の「最低生計費試算調査」では、若者が人並みの暮らしをするための生計費調査を行い、時給 1600 円が必要という結果が出ました。私も市場価格調査メンバーとして参加しましたが、これは『今の生活』を送るために必要な最低限の費用を考えた時給です。「友人との旅行」や「行楽」などは、実態の低い方の数で計算しています。また、急病で長期にわたって入院したり、通院をしたりする将来のための貯金などは計算に入れていない、本当に『今の生活』のみを考えたつつましいぎりぎりの金額です。

ニュースでは、『老後に年金以外で 2,000 万円必要になる』と言われていたり、国会議員の方が『こどもは最低 3 人産むべき』と発言されたりしていますが、『今の生活』を送るのに精一杯な状態で、『未来の生活』を考えることはできません。『今の生活』で精一杯なのは、「正社員」でも「非正規社員」でも同じです。最低時給が『1,000 円』になっても、併せて税金なども上がる為、手取り額はあまり変わらないかもしれません。上がったからと言って、すぐに生活にゆとりや余裕ができるわけでもないかもしれません。

しかし、『今の生活』に、少しでもゆとりを持てるようになるために、将来に希望が持てるようになるために、今すぐ、最低時給を『1,000 円』に、『未来の生活』を考えられる余裕をもてるために『1,500 円』にしていきたいと思います。

パートの手記 D 生協

3つの仕事を掛け持ち！生活できる賃金に！！

現在、生協のパート、生協の委託夕食配達、民間工場の 3 つで働いています。生協で働くようになった 6 年前、離婚したことで、子ども(当時 11 才・小学 5 年生)との暮らしが始まりました。自分の収入でくらしていくために、少しでも時給のいいところを探して生協で働き始めました(当時の時給は 880 円と職種給 50 円の 930 円でした)。県の最低賃金は、724 円、となりの県は 780 円でした。私の住む市から、電車で 10 分ほどのとなりの県では、最低賃金は 56 円高いのですが、駅前の駐車料金や、子どもの学校の行事など考えると少し高いとなりの県で働くより、学校や自宅に近く、いつでもかけつけられ、まあまあ時給もいいと思い働き始めました。実家までは、車で 40 分。両親は二

人ともフルに働いていたので甘えることは、考えませんでした。

当初、面接をした生協の上司から「長い時間働きたいならここではない」と言われ、生協でがんばって働きたいと思った気持ちに水をさされたことを思い出します。仕事に慣れたら、もっと時給の高い、長い時間働ける配送（6時間）に変わりたいと希望を伝えても、職種の変更は認められませんでした。なにより、当時は「配送パートを募集していない」という理由で、願いはかないませんでした。生協で4時間働くだけでは8万円程度にしかならず、食べていけないので、知り合いに頼んで、配達が終わった後、工場で働く仕事をしました。子どもは、学童に入るとお金がかかるので、一人で私が帰ってくるのを待ってから食事をする生活です。子どもには、ひとりで家の留守番をさせ、部活の応援も周りの親のようにすべて行けない、やりくりしている私に対して気を遣ってくれていました。

高校生になった子どものことを考えると、少しでも蓄えたいと思って夕食宅配（個人事業主のため自家用車使用しています）の仕事を増やしました。時間の融通が利き、収入も増えるからと思って始めましたが、想像以上に車の消耗にお金がかさんでいます。

子ども一人ひとりが、親や家庭の都合で選ぶ進学先や部活が制約され好きなことができない、学べないなんて不公平だと思います。おかしいと思います。そのことで親が申し訳なく思うのもすごく嫌です。子どもの権利、大人の権利がこの国でちゃんと保障され生活することができるようにしてほしいです。

パートの手記 E 生協

将来への不安と安心して暮らせる賃金を！

シングルで、障がいのあるわが子と、母親との3人家族です。生協での職種が、配送ということで、時間通りに終われない場合が大変なのです。母に留守をお願いしてはいるのですが、私の帰宅が子どもの作業所からの帰りの時間に合わない場合、母も孫との接し方に戸惑うこともあるようです。とは言っても、自分都合を職場に押し付けられず、苦悩する日々もあります。職場に相談するのも一理あるとは思いますが、いざというと臆病になってしまいます。

今は、1日5時間で5日間の契約で働いていますが、社会保険が適用される働き方は、夢のまた夢。しかし、このままでは、展望も持てず、将来への不安ばかりが先行してしまいます。暮らしていく上で、賃金ばかりは言っていられ

ません。確かな社会保障も必要です。非正規ということで、まだまだ正規との格差は縮小されていません。私たちの運動が実を結ぶ日が来ることを願わずにはいられません。みんなで声を上げていきたいと思います。

パートの手記 F 生協

同一労働同一賃金に

小型店のパート管理者の仕事は『めまぐるしい』。(店長になればさらに重責と仕事の数々。) 一日の流れを見てみる。まず朝、開店前。日配や肉・魚を陳列。レジ準備。開店後ドライや青果の発注の相談に乗りながら、自ら日配の発注。同時に受付業務も兼務。合間に魚と肉の値引き。動きの悪い品はフェイスやPOPを変更。総菜の売切り品も値引き。その足でレジ。まだ日配発注が終わらなくても、組合員さんの共済の相談にもものる。発注を終え担当者へ指導や指示をメモ。他のパートにも指示。昼。休憩中にも受付に入る。午後、金庫棚卸。その間にもレジに呼ばれ中断。特注があれば即対応。組合員さんの新規、脱退も対応。魚・肉の発注。今週のおすすめ品が動かない。試食を出し、買い場を変更。来週の商品の計画、指示。数字を見る、レジに呼ばれ、座って見ることはない。遅番の出勤なら、つづきは夕方の為の青果、日配の品出し、全部門の見切り値引き、売切り。指示も出し、レジにも入りながらの締め業務。レジも、受付も、閉めるのは私。年末には様々な予約の受付と集計が追加。忙しくても全て笑顔で。お店の存続を強く願い、頭をひねり、声を使う。組合員さんの声を聞き、心を砕き走り続ける8時間。ある日、「そんなにお店のことを考えていて、一時金が0.4ヶ月なの?」と宅配の正規職員に言われた。目の前の正規職員の8時間と私の8時間。その思い、仕事量。そんなにも違うのか。同一労働同一賃金なら、小型の管理職パートと、正規職員とこんなにも待遇が違っていいのか。現在、正規職員への採用は、ほぼ、ない。確かに子育て中の私が他県に異動となれば、その異動は困難。今も有難いことに有休も取れるし、家族手当も支給される。ただ小型店の管理職パートは職種があまりに多い上、管理職として部下の管理・指導、地域で選んで頂ける店になるためのコープのブランドイメージの再構築や、組合員さんへのホスピタリティの重視を考え実践。ただ8時間いるわけではない。8時間をフル回転で出せる力の全てを注ぐ。しかし、子どもの為の貯金が増やせない。このままでは大学進学など到底無理。老後の資金などない。私は、シングルマザーで年金だけで暮らす両親と同居。正規職員と

の大きな差にあまりに不公平感を感じる。日本の男性と女性の平均賃金の差は、この正規職員との待遇の差なのではないか。正規職員と全く同じに！とは言っていない。ただ、これから、小型の店長をめざす私にとって、店長の職務の多さは、副店長の比ではない。そこをめざすしかない私から見る、正規職員と小型店店長の待遇差はさらに納得のできる範囲ではない。一時金だけ見ても、私は0.4ヶ月。1ヶ月分以上もらう為に、店長になるしかない。私には、お店の副店長という責任がある。店長の責任や仕事量とは比べられるものではないだろうが、8時間、私たちのお店への責任を果たそうと必死だ。せめて今、私の一時金が0.6ヶ月分になったら、年末予約の代金で消えず、子どもの為に貯金できる。0.8ヶ月分になったら、ほんの少し老後の為にも、貯金を、と考えられる。今この仕事をつづけていて、貯金は？この先、家族を幸せにできるの？8時間必死に働いているのに心配なのだ。

パートの手記 G生協

ダブルワークをするしかない

子どもが高校生の頃、トリプルワークをしていました。生協の仕事が始まる前の朝の時間帯と、帰ってきてからの深夜にコンビニで働いていました。子どもが寝ている間に出て行って、子どもが寝る頃「じゃあ、行ってきます」という感じで働いていました。その頃は子どもを大学に行かせたかったので、働くことは苦じゃなかったです。親がシングルでも大学に行かせたい、正社員に就かせて普通の生活をさせてあげたい思いで、がんばって働いていました。

本人も大学に行きたいと言っていました。でも、高校3年生の進路面談の時に担任の先生から、「息子さんは就職希望にしていますよ」と聞かされました。帰って息子に聞くと「俺、就職するから。大学はお金もかかるし」って・・・。

私はトリプルワークなんかしなければよかったと後悔しました。母親が自分の起きる前に出かけていて、帰ってきたと思ったら、寝る前にも出かけていく姿を見て、きっと就職希望に切り替えてしまったのだと思います。生協の仕事は大好きだったけど、だったらもっとお給料の良い所で働いていればよかったと思いました。子どもの選択肢をもっと広げてあげられなかったことを後悔しています。

子どもが独立した時にダブルワークはやめました。けれども今、私はもう一度ダブルワークを再開しなければならないと思っています。自分一人なら今のお給料でなんとかやっていけると 생각합니다。今後は、親の介護や病気に備える

必要があります。生協の基本給だけでは貯金はできないので、ダブルワークをするしか方法がありません。正規職員になればという声もありますが、正規職員を見ていると評価のされ方が良く分からないので、自分は今の働き方をつづけたいと思っています。

パートの手記 H生協

生活にゆとりがほしい

私は入協して10年、夫と2人暮らしです。4、5年前から短時間を長時間勤務にしてほしいと言いつづけ、やっと2年前に4時間勤務から6時間勤務に変更できました。夫の扶養からはずれ、社会保険にも入れました。夫は自動車部品の工場で正規で働いていますが、手取りは毎月21万円～22万円ほどです。共働きでないと住宅ローンも払えず、生活も厳しい状況です。この先年金もあてにできないため、将来的に不安もあります。共働きしていても、なかなか貯金もできません。夫の両親は数年前に他界しましたが、自分の父はまだ健在です。認知症で介護が必要ですが、どうしても同居することも、介護や生活の援助をすることもできないため、父には申し訳ないのですが成年後見人に全てお願いしています。生活が厳しいので賃金も上げてほしいし、もう少し生活にゆとりができるようになればと思います。

パートの手記 I生協

主たる生計者とは認められず

私は非正規雇用、月給職で働く高校生の息子がいるシングルマザーです。月給制とは名ばかりで、扶養手当等の諸手当はなく、聞こえは良いのですが、残業代含め手取り17万円もいかないぐらいで生活しています。

以前、学校に提出する書類として課税証明書を役所に取りに行きました。すると職員が「お客様の場合は課税ではなく非課税ですよ」とクスッと笑われました。とても恥ずかしくてまるで貧乏ですよ。と突きつけられた様で悲しい思いをしました。

そんな矢先、高校生の息子が選択科目を選ぶ際に、お金のかからない科目を選んでいくことを知りました。息子にまでお金の不安や心配をかけているのか

と思い、ショックを受けました。

せめて、家族にお金の不安や心配、社会的に恥ずかしくない程度の月給にしてもらいたいのですが、会社は主たる生計者とは認めていないので、これから先の生活の不安はつのるばかりです。

パートの手記 J生協

不安で眠れない日々がある

私は40歳代のシングルマザーです。子どもは1人です。夫と離婚し子ども1人くらいなら何とか自分で育てられると覚悟し生活を始めました。実際に生活が始まると大変な事が多く、予想外な事ばかり起こりました。毎月の月末には家賃、公共料金などの支払いに追われます。

当初は子育てしながら4時間のパートでダブルワーク、時にはトリプルワークをしていました。子どものためと思い、体がきつくて倒れそうになってもがんばるしかありませんでした。それから数年たち7時間で働けるようになりましたが生活は苦しいままです。

子どもも高校に進み、大学へ進みたいと言われ、親としても何とかしたい、してやりたいと思い入学金の準備にと教育ローンの申し込みをしましたが断られ絶望感しかありませんでした。子どもが奨学金を借り何とか進学できるようになりました。でも奨学金を借りたら卒業後長い年月返済をしなければいけません。パートで一生懸命働いても年2回の学費納入時奨学金の不足分は私の働いた分から補います。毎月の生活費や子どもの学費に追われ貯金はできません。

今、精一杯働いていますが体も年々つらくなり、これから先の事を考えると不安で眠れない日々もあります。安心して暮らせる日はいつ来るのでしょうか？いつ普通の暮らしができるようになるのでしょうか？私だけではないと思います。不安を抱えて暮らしている人はたくさんいると思います。どんな人でも普通に暮らせる社会に早くなって欲しい。格差是正を実行して欲しいと思います。

パートの手記 K 生協

家賃が一番の負担

出身は和歌山県です。高校卒業後、専門学校に進学のため上京しました。それ以来、1人暮らしをしています。正規職員になることも考えましたが、ひとつずつ納得してすすんでいくタイプなので、今は生協の店舗でパート職員として働いています。1日7時間の週5日契約。少しでも収入を増やしたいので、残務があればすすんで残業をしています。東京の最賃は全国の中では1,013円と一番高いですが、自分の今の時給は1,100円。最賃とそう変わりません。一番負担になっているのは家賃です。給料日前にお金が無くなるとブックオフに何かを売りに行き、生活をつないでいます。和歌山県の最賃は、830円。やはり東京で働かなければと思います。東京の最低生計費調査で時給は1,600円以上必要だということを聞きました。時給が1,600円になったら貯金がしたい。今よりも心に余裕が出てくると思います。

生協労連（全国生協労働組合連合会）

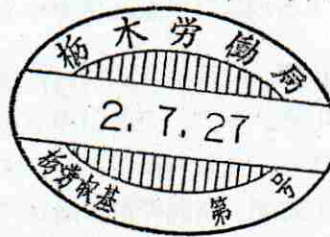
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-9 南部ビル 3F

電話 03-3408-0067 fax 03-3408-8955 Email QYG03057@nifty.com

2020年7月27日

栃木地方最低賃金審議会

会長 杉田 明子 様

佐野地区労働組合会議
議長労働組合わたらせユニオン
委員長

最低賃金法25条5項にもとづき2020年の最低賃金決定に関する調査審議に関して、下記の通り意見を述べます。

- (1) 最低賃金は、時給1,500円を目指すこと。2020年度には1000円以上の最低賃金を実現すること。
- (2) 全国一律最低賃金制度とすること。
- (3) 実質的な審議が行われる小委員会をはじめ、全審議会を完全に公開すること。
- (4) 栃木地方最低賃金審議会において、佐野地区労働組合会議及び労働組合わたらせユニオンの推薦する労働者の意見陳述を求める。

以下、理由を述べます。

- (1) 最低賃金は、時給1,500円を目指すこと。2020年度には1000円以上の最低賃金を実現すること。
- ①現在の853円という最低賃金では、労働者の生活の安定は得られず、労働条件の改善がはかられているとは言えません。

最低賃金法第1条は「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」としていますが、853円という金額は、最低賃金法の目的にそむくものであり、大幅に引き上げる必要があります。

853円では、1ヶ月フルタイムで173.8時間働いても148,251円にしかありません。年収では、178万円弱で、ワーキングプアといわれる年収200万円にも遠く及びません。この収入では生活できないため、長時間労働が常態化しています。その結果、健康が破壊され、家庭生活に時間を割くことや、様々な社会活動に参加し自らを社会的に成長させていくことができない状態に陥り、経済的貧困とともに、社会生活上の孤立という関係性の貧困にも陥っています。

「働き方改革関連法」では、2021年4月から中小企業にも「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」が適用になり、パートタイムや有期雇用など低廉な賃金で働く労働者の処遇が見直されようとしています。全労働者の4割に及ぶ非正規労働者は、かつて言われたような“家計補助的”な労働者ではなくなっています。しかし、多くの非正規労働者は最低賃金の決定に影響を受けており、2019年度の影響率は全国平均16.3%、栃木では17.5%でした。こうした中、今年度の最低賃金の引き上げについて、コロナ禍を理由に引き上げを抑制すべきという議論があります。しかし、結論から言えば、コロナ禍の中だからこそ、最低賃金引き上げの重要性が増していると言えます。

コロナ禍の経済悪化からの復興は、一定長期とならざるを得ません。それだけに一時的な手当だけでなく、すべての労働者・国民の生活が持続可能となる手立てが求められており、最低賃金の改善による賃金格差の是正と、底上げによる地域循環型経済を確立することが必要です。

2008年のリーマンショックの際、欧米の各国は、労働者の賃金を引き上げることで、内需の拡大を図って経済危機を乗り切りました。一方、先進国の中で、唯一日本だけが、派遣切りなど雇用を崩壊させ、賃金を抑制することにより、企業利益だけを確保しようとしてしました。その結果、大企業の内部留保は499兆円と激増しましたが、国民の消費購買力が回復せず、深刻なデフレから抜け出せなくなっています。苦境を乗り切るために、賃金を抑制する過ちを繰り返してはなりません。

「不況だから」として、最低賃金を凍結や抑制するのではなく、大幅に引き上げることが、コロナ禍終息後の景気回復のために必須の条件なのです。

欧米先進国の最低賃金は、おおむね1000円を超えており、日本の最低賃金は先進国の中では最も低いものとなっています。2013年、国連・社会権規約委員会は「日本の最低賃金が最低生存水準及び生活保護基準を下回っている」と指摘し、日本政府に対して「労働者及びその家族が人間らしい生活を送ることが可能となることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定するに際し考慮する要素を再検討することを要求する」と勧告しました。ILO131号条約及びILO135号勧告は、最低賃金の水準の決定にあたって考慮すべき要素として「労働者及びその家族の必要」な生計費を挙げています。

日本の最低賃金額は、単身者ですら生活が厳しいレベルであり、家族を養うようなレベルにないことは明らかです。普通に働いているにもかかわらず、家族が貧困に陥るという状態から脱するためにも、最低賃金1500円を目指すべきであり、直ちに実現できないならば、今年度1000円以上とすべきです。

②大幅引き上げのために最低賃金法第9条2項の3原則を見直し、あるべき最低賃金額、最低賃金の水準について論議すべきです。

1954年に制定された最低賃金法では、労働組合がまったく関与しない業者間協定によって、最低賃金は中卒女性初任給をもとに決められました。1968年の法改正では、業者間協定から審議会方式に改められ、1971～1976年に、全国47都道府県で地域最低賃金が設立されましたが、実態は中卒女性初任給に貼り付いたままでした。

最低賃金法第9条2項では、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とされています。この3原則は、「最低賃金の決定にあたっていずれも考慮されるべき重要な要素であって、そのうちの何に重点があり、何は二の次というような順位はつけ難い。三つの観点から総合勘案して最低賃金を決定すべきものである」（最低賃金法の詳解）というものです。しかし、実際の金額審議では、30人未満の零細企業の賃上げ率（賃金改定状況調査における第4表）を最重要参考資料としてきました。その結果、引き上げ額は、前年度の金額に、第4表の賃上げ率を乗じた金額を算定基準として議論されてきました。30人未満の零細企業の賃金引上げ額が重要参考資料とされるような状態では、引き上げ額は極めて低い水準に押さえつけられます。このシステムを変えない限りEU諸国並みの最低賃金には到達できません。

近年行われてきた「時々の事情」に基づく目安審議は、本来の最低賃金審議会の議論からすればイレギュラーなものです。近年、中央最低賃金審議会が出す目安について、地方最低賃金審議会からは、

目安の根拠を明確にするよう意見が出されています。中央最低賃金審議会の目安が「時々の事情」によって決定され、地方最低賃金審議会がほぼその目安通りの答申を出すのであれば、最低賃金審議会は独立した審議会としての議論が保証されていないことになります。こうしたことが起きている原因は、最低賃金の水準、あるべき最低賃金の金額の議論がこれまで行われてこなかったことにあります。

政府は、昨年『経済財政運営と改革の基本方針2019』等において、「我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準にとどまる理由の分析をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する」としていましたが、今年の、『経済財政運営と改革の基本方針2020』では「感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることを最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」としています。昨年の骨太の方針で述べた「賃金が他の先進国との比較で低い水準にとどまる理由の分析をはじめ、最低賃金の在り方」について議論を進めるべきであり、最低賃金審議会の中でも、これに基づいた議論をすべきです。

非正規雇用労働者の増大や、ワーキングプアが社会問題になる中で、最低賃金の果たす役割は大きく変わってきています。正社員に代わって非正規雇用労働者が増え続け、正社員の仕事を非正規雇用労働者が行うようになり、生産の主力であり主たる生計の担い手である非正規雇用労働者が増えています。家計補助的労働者を対象にした最低賃金から転換し、最低賃金法第1条の目的に見合った最低賃金の在り方について根本的な見直しが求められています。議論の対象になるのは、ILO131号条約及びILO135号勧告にある「労働者及びその家族の必要」な生計費です。

2007年の最低賃金法の改正により「生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」という規定が追加され、生活保護との逆転現象の解消が図られました。2014年にすべての都道府県で生活保護との逆転現象が解消されたとしています。しかし、当時から私達は、生活保護と最低賃金で働いた場合の比較において、比較する金額に問題があると提起してきました。昨年の最低賃金審議会における意見陳述では、宇都宮市の生活保護基準と最低賃金で得られる収入の比較をしましたが、実態は生活保護基準のほうが高いものでした。あらためて、ILO131号条約や、135号勧告に基づいて、有るべき最低賃金の水準のついて議論すべきです。

最低賃金は、生活保護と並ぶナショナルミニマムの柱です。「時々の事情」による改定ではなく、ナショナルミニマムの柱としての最低賃金の在り方、最低賃金の水準について本格的に議論すべき時期にきています。非正規雇用労働者が増大し、貧困が拡大する中、低賃金労働者の処遇改善は喫緊の課題です。最低賃金法第9条2項の3原則を見直し、最低賃金が生活保護と並ぶナショナルミニマムの両輪として、その役割が十分果たしていけるよう、最低賃金の大幅な引き上げが求められています。

(2) 都市と地方の格差を拡大するランク制は廃止し、全国一律最低賃金制度を検討すべきです。

①都市と地方の格差を広げる最低賃金制度、223円という差額は看過できません。

現在の地域最低賃金額は、最低で790円、最高で1013円で、差額は223円です。1ヶ月法定労働時間である173.8時間働くとする、約38,757円もの差が付きます。栃木と東京でも最低賃金は160円の差がついており、1ヶ月に換算すると27,808円もの差になります。最低賃金の地域間格差の拡大が地方の衰退を促進する要因の一つとなりかねません。現行のランク制を使う限り、これらの格差は拡大していくことになります。

現行の目安制度は、1975年、労働4団体が「全国一律最低賃金の確立」を求めストライキを計画したことを契機に、全国的な整合性の確保のために1978年から発足しました。1978年の最

初の目安作成に当たっては、「最低賃金額の地域間格差は従来縮小傾向にあることを考慮した」（昭和53年7月27日 中央最低賃金審議会第1小委員会報告）としています。当時、最高金額の大阪に対する最低金額の割合は84.4ポイント、1999年には86.3ポイントまで格差が縮小しますが、その後は拡大に転じ、2018年度には77.3ポイントと格差が拡大し、目安制度発足の理念から外れてきています。

格差の根拠については、一般的には地方と都市の生活費や経済水準の違いなどが言われています。確かに都市部の住居費は地方よりも大きなものとなっていますが、公共交通が後退している地方では、自動車の保有などが必須であり、トータルで考えれば地方と都市部の生活費に大きな違いはないと言えます。しかし、現行のランク制を根拠づけている指標を使えば都市と地方の差は拡大するばかりです。その格差と連動し、最低が790円という絶対的な水準の低さが、若年労働者の都市への移動を誘発し、地方経済をいっそう疲弊させることは明らかです。地方の自治体や議会から多くの最低賃金引き上げの意見書が出されていますが、地方経済の疲弊に対し、大幅な最低賃金の引き上げによる関与が求められています。

②地方の空洞化を阻止する役割を果たす全国一律最低賃金制度

最低賃金制度を全国一律制度とすることはナショナルミニマムなどとの整合性を強化し、体系的な貧困対策、格差対策に有効であり、「公正な競争に資する」ものであると考えます。

最低賃金近辺で働く労働者に、コンビニのスタッフがいますが、コンビニエンスストアではルーティンワークが統一され、扱っている商品、および価格もほとんど変わらず、全国どこのコンビニでも働き方はほぼ同じです。にもかかわらず、地域最低賃金の格差がそのまま賃金格差となっているのは、同一労働同一賃金原則から見ても不合理です。

最低賃金の引き上げは当然のことながら各種の中小企業支援策と結合して行われるべきです。日本商工会議所などは最低賃金引き上げに毎年反対していますが、本来からいえば最低賃金が上がり、低賃金に対する歯止めがかかることは、地方の中小企業にとって良質な労働力を育成、確保していくうえで有利なことであると考えます。これらを踏まえ最低賃金制度を全国一律最低賃金制度とすべきです。あわせて地方経済に対する支援策の強化が求められます。

全国一律最低賃金制度を目指す中で、今年度の目安審議においては、ランク間の金額格差が縮小する方向で検討すべきです。

(3) 実質的な審議が行われる小委員会をはじめ、全審議を完全に公開すべきです。

最低賃金審議会の審議の中心は実質的な金額審議が行われる小委員会です。審議は最低賃金審議会運営規定第6条によれば「原則として公開」のはずであり、非公開は例外的事例です。しかし例外的事例が、目安審議などの重要な議論に対して適用されています。これでは審議会は原則、非公開であるとしきれないようがありません。

ワーキングプアや、貧困が社会問題になる中、最低賃金引き上げは大きな社会的注目を集めています。最低賃金審議を公開し、大いに論争し、今日、要求されている最低賃金の水準、社会的に意味のある最低賃金制度とは何か、そのためには現行制度の何をあらためるべきか、などを発信していくことが求められています。審議を公開すれば、様々な意見が関係者からよせられ社会的関心も高まり、制度の改善にむけた世論も形成されるはずです。

密室審議の時代は終焉させなければなりません。貧困が拡大し最低賃金の大幅引き上げが社会的に

要求されている中で、審議の公開に耐えられないような委員は、委員である資格にかけると考えます。
審議の完全公開を強く要求します。

(4) 栃木地方最低賃金審議会において、佐野地区労働組合会議及び労働組合わたらせユニオンの推薦する労働者の意見陳述を求めます。

佐野地区労働組合会議に加盟する労働組合わたらせユニオンは、派遣、パート、嘱託、アルバイトなどの有期雇用労働者や失業者、半失業者も組織しています。彼らの賃金水準は極めて低く、その生活実態は厳しいものです。有期雇用労働者や中小零細企業で働く労働者にとって、個別企業における賃金の引き上げは簡単ではありません。私たちは労働組合の通常の活動として、組合員が在籍する企業にたいし春闘などで賃金引上げ要求をおこないます。しかし中小零細企業などでは、経営困難、一人組合員、少数派などで賃上げ要求そのものが難しい場合があります。このような状況の中で私たちは最低賃金引上げの闘いを、春闘とならぶ、中小零細企業に働く労働者や、非正規雇用労働者の重要な賃金引き上げの闘いとして位置づけ取り組んでいます。

このような事情から私たちは審議会の傍聴をおこない、意見書や異義申出書なども提出してきました。これらのことから、佐野地区労働組合会議及び労働組合わたらせユニオンの推薦する労働者に、栃木地方最低賃金審議会において直接意見を述べる機会を与えていただきますよう要請します。

以上

2020 最低賃金審議会意見陳述要旨

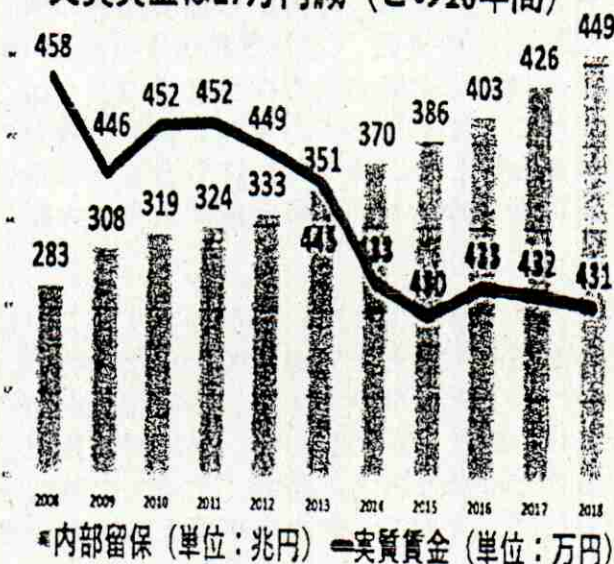
わたらせユニオン・嶋田泰治

1. 新型コロナの感染が続く中でも、最低賃金の大幅な引き上げが必要な理由について

新型コロナ感染が広がる中、わたらせユニオンは、何度もコロナ相談会を実施してきました。相談は労働者だけでなく、中小・零細企業の経営者の方からの相談もあり、多くの企業が政府からの資金繰りや雇用における支援策を活用しながら、事業の存続と雇用の維持に懸命に努力されていることを実感しています。一方、労働者からは、非正規雇用労働者を中心に休業による収入減や、解雇、雇止めなどの相談が相次いでおり、ハローワークの駐車場がいっぱいで道路まで車があふれるというようなリーマンショック後と同じ状況が起きています。

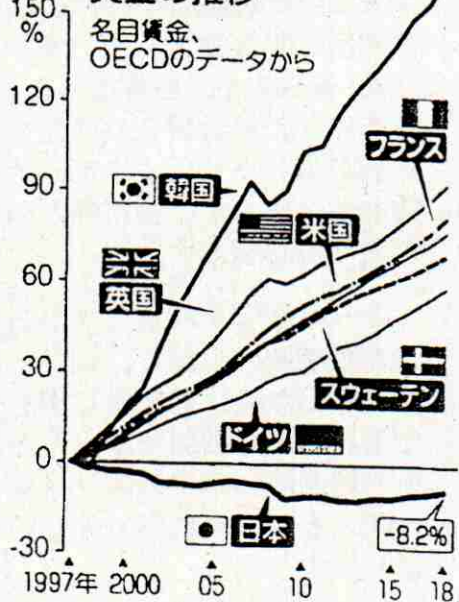
今年度、最低賃金の大幅引き上げが必要な理由の1つ目は、リーマンショック後の日本の過ちを繰り返さないことにあります。2008年のリーマンショックの際、欧米の各国は、労働者の賃金を引き上げることで、内需の拡大を図って経済危機を乗り切りました。しかし、先進国の中で、唯一日本だけが、派遣切りなど雇用を崩壊させ、賃金を抑制することで、企業利益だけを確保した結果、国民の消費購買力が回復せず、深刻なデフレから抜け出せなくなりました。大企業の内部留保は激増しましたが、労働者の賃金は下がる一方でした。この20年間で、多くの先進国で賃金が上昇する中、唯一日本だけがマイナスになっています。経済危機を理由に最低賃金を抑制するのではなく、国民の消費購買力を回復させるためにも、大幅な最低賃金の引き上げが必要です。

大企業の内部留保は1.6倍増の449兆円 実質賃金は27万円減（この10年間）



内部留保は財務省「法人企業統計」から算出。1000万円以上の金融・保険業を含む全企業の値。実質賃金は厚生労働省「毎月労働力調査」の調査。2018年は韓国統計による数値。右図は「民間給与実態統計調査」の2011年の年平均賃金を基盤にして算出した数値

主要国の時間当たりの賃金の推移



理由の2つ目は、新型コロナ感染拡大の中、国民の暮らしを支え続けている、いわゆる「エッセンシャルワーカー」の問題です。エッセンシャルワーカーとは、人間が社会生活を維持する上で不可欠な仕事に従事している労働者のことであり、コロナ禍の中でその仕事の重要性がクローズアップされてきています。ライフラインなどの生活インフラ、社会インフラを維持する仕事（エッセンシャルサービス）で働く労働者ですが、介護スタッフや保育士、コンビニスタッフ、物流のトラックドライバー、スーパーの店員など、最低賃金の近傍で働く労働者が多くいます。その労働現場では、多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えており、不安定な雇用による失業への不安と、蓄えがない世帯への収入の道が断たれること、さらに自らも感染しかねない恐怖の中で、毎日たたかっています。社会生活の基礎を担う労働（エッセンシャルワーク）の対価として、現在の最低賃金は低すぎます。社会生活の基礎を担う労働に対し、大幅に引き上げていく必要があります。それを支える中小企業支援策は、社会政策・経済政策として、大幅な拡充策が求められています。特に、中小企業を中心にした減収分を補填する給付が必要です。

3つ目は、生活保護との比較です。昨年の審議会において、宇都宮における生活保護基準と最低賃金でフルタイム働いて得られる収入の比較について、意見陳述しましたが、生活保護と最低賃金の乖離は実態としては解消されていません。さらにコロナ禍において休業を命じられ、雇用調整助成金等の休業補償を受けるとなれば、いっそう収入が下がります。最低賃金の議論において「企業の支払い能力」などの経済状況を考慮するとすれば、それは最低賃金で普通に暮らせる水準を実現した後のことだと考えます。現状は、生活保護基準にも満たない最低賃金額であり、コロナ禍の中でも中小企業対策を拡充することを前提にして、最低賃金の大幅引き上げを実現することを要請します。

4つ目は、地域間格差の問題です。新型コロナ感染拡大に伴い、都道府県をまたいだ通勤者の存在が注目されました。また、地方から都市部への人口の流出は年々拡大しています。栃木県は、今年4月、「とちぎ創生15戦略（第2期）実施計画」を策定しましたが、人口流出を防ぐ大きな手立ての一つは、都市部との最低賃金の格差を是正することにあります。全国一律最低賃金の議論が広がっていますが、地方の疲弊を押しとどめるためにも全国一律最低賃金が必要です。都市部との格差解消のためにも栃木県の最低賃金の大幅引き上げが必要です。

2. 今日傍聴を希望しながら抽選で外れて傍聴できない人がいます。これはここ数年続いており、ぜひ、傍聴席を増やすことを実現していただきたい。答申の出した後に異議申し出を受け付けることとなりますが、金額審議を行う小委員会が非公開ではどんな議論が行われたのかわからず、異議申し出は答申の結論についてのみコメントすることとなります。是非、すべての議論を公開するか、それができないのであれば、せめて早急な議事要旨の公開を要望します。

以上

2020年7月27日

栃木地方最低賃金審議会

会長 杉田明子 様



HP掲載中

反貧困ネットワーク栃木

共同代表 [REDACTED]
 共同代表 [REDACTED]
 共同代表 [REDACTED]
 共同代表 [REDACTED]

連絡先（事務局） [REDACTED]

宇都宮市 [REDACTED]

[REDACTED] 会計事務所

TEL [REDACTED]

私たち反貧困ネットワーク栃木は、栃木県内の貧困問題に取り組むため、2009年に栃木県において結成されました。働いても働いても十分な賃金が得られないことが貧困問題の根底にあるため、その中で、労働者の賃金問題にも取り組んでいます。

今年度、栃木県最低賃金改定にあたって、最低賃金法25条5項及び6項にもとづき、下記の通り意見を述べます。

記

(1) 栃木県の最低賃金を時給1,000円とすること。

労働分野の規制緩和により、非正規雇用労働者が増大しており、その割合は全労働者の4割に達しようとしています。これに伴い、年収200万円以下の労働者も増大しており、「働く貧困層」の問題は深刻になっています。

現在、栃木県最低賃金は853円ですが、この金額では、労働基準法で定められた上限の月174時間働いても月15万円弱、年収では178万円ほどです。ここから、社会保険料や所得税、市県民税を差し引くと実質的な手取り収入は10万円程度であり、憲法で保障された「健康で文化的な生活」を営むことは到底困難です。

これまで最低賃金の引き上げについて、最低賃金法9条2項の「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」に基づき、「賃金改定状況調査結果」の第4表を重点に、「上げ幅」論議に終始してきました。2007年の最低賃金法改正以降は、「生活保護との整合性」や内閣からの「時々々の事情」により、それまでの「上げ幅」よりも引き上げられているとはいうものの、十分な引き上げは行われてきませんでした。非正規労働者の割合が4割に達しようとする中で、家計の中心として働いている低賃金労働者が増え

ており、最低賃金の対象者は家計補助的労働者だけではなくなっています。

日本商工会議所などは、今年度の最低賃金について「引き上げ凍結も視野に、明確な根拠のもとで納得感のある水準決定を」とする要望を出しています。日本商工会議所の三村明夫会頭は、昨年6月「最低賃金で生計のすべてを賄っている家庭はあまりないだろう。」という見解を述べていますが、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達する中で、そうした見解が間違っていることは明白であり、そうした誤った分析に基づく最低賃金引き上げ凍結の要望は、新型コロナからの復興を検討するにあたって、一層の経済の混迷をもたらしかねません。

日本の最低賃金は先進諸外国の最低賃金と比較しても著しく低くなっています。我が国の貧困率は15.6パーセントと多少改善されたとはいうものの、貧困と格差の拡大は女性や若者に限らず、全世代で深刻化しています。働いているにもかかわらず貧困状態にある者の多数は、最低賃金付近での労働を余儀なくされており、最低賃金の低さが貧困状態からの脱出を阻む大きな要因となっています。最低賃金の迅速かつ大幅な引き上げが必要です。

「働く貧困層」ワーキングプア問題・子どもの貧困問題の解決のためにも、これまでのような「上げ幅」論議ではなく、最低賃金の水準を議論する段階にきています。時給1,000円になると、月174時間働いたとして年収が200万円を超えることができるとともに、最低賃金額が欧米先進国に一步近づき、最低賃金法の目的をやや達成するのではないのでしょうか。

栃木県が境を接している埼玉県の最低賃金は2019年には926円となっており、県境を超えただけで73円の差額があるのは、不平等です。本来は全国一律の最低賃金が望ましいと考えますが、最低賃金の地域間格差が地方からの若年層の流出を生み、地方の疲弊の要因の一つになっていて、最低賃金の地域間格差の縮小が求められています。

(2) 実質的な審議が行われる小委員会をはじめ、全審議会を完全に公開すること。

肝心の金額の議論を行う専門部会が公開されていないため、どのような議論で答申が出されるのか、果たして実際最低賃金の対象になるような非正規雇用労働者などの低賃金労働者の意見がどのように反映されているのか、まったくわからないままとなっています。

鳥取県の地方最低賃金審議会は7年前、完全公開へ踏み切りましたが、当時の会長の藤田安一鳥取大学教授（公共政策学）は「公開して支障はなく、活性化した。むしろ非公開では委員間の信頼を失う」と話しています。

最低賃金については、答申が出たのち異議申出を受け付けしますが、専門部会が非公開ではどのような議論がされたのか理解できず、異議申出も的を外れたものになりかねません。

活発な議論を期待して、専門部会を含め、すべての審議会を公開とすべきです。

以上

平成27(2015)年基準

栃木県鉱工業指数

令和2(2020)年4月

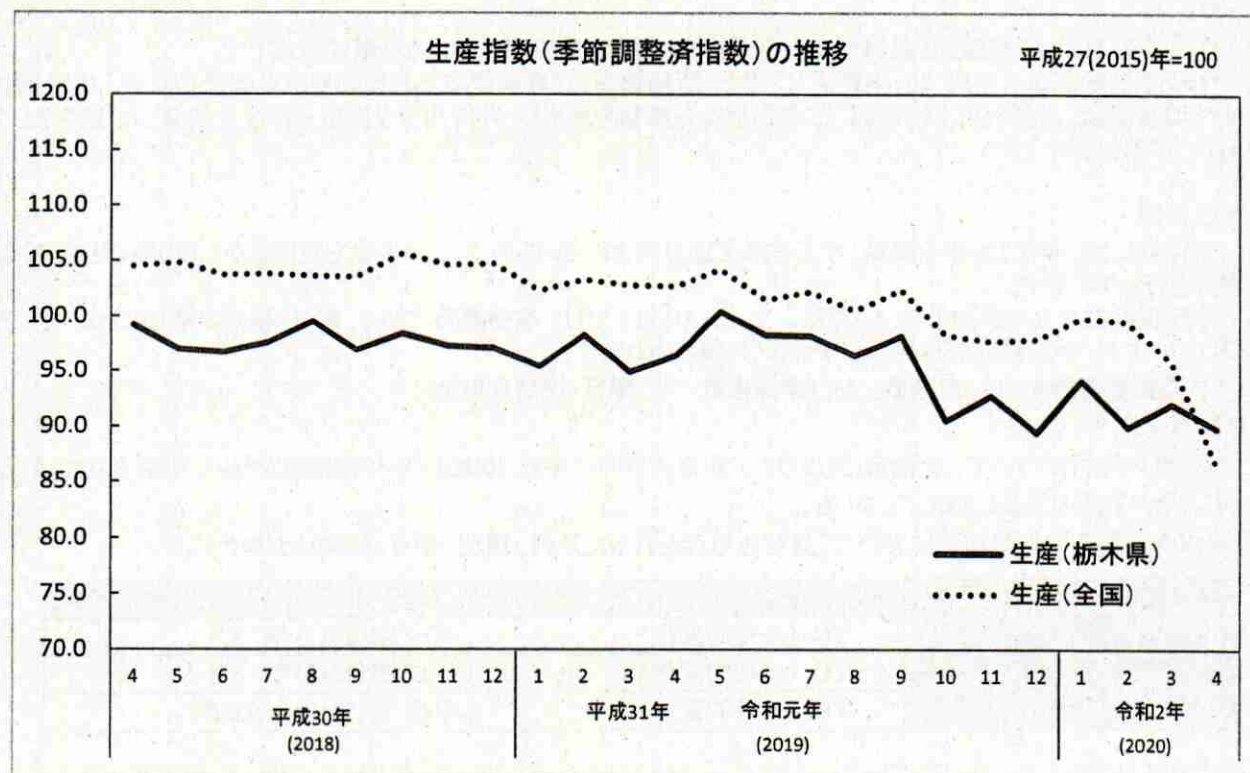
—生産指数は89.8となり、2か月ぶりの低下となりました。—

平成27(2015)年=100

項目	季節調整済指数				原指数			
	栃木県		全国		栃木県		全国	
	前月比(%)		前月比(%)		前年同月比(%)		前年同月比(%)	
生産	89.8	▲ 2.4	86.4	▲ 9.8	89.8	▲ 5.7	85.8	▲ 15.0
出荷	87.6	0.9	84.3	▲ 9.5	83.5	▲ 9.1	82.6	▲ 16.6
在庫	106.1	1.9	106.1	▲ 0.3	104.7	2.4	103.9	2.7

生産指数(季節調整済指数)の推移

平成27(2015)年=100



令和2(2020)年6月29日
栃木県県民生活部統計課

利用上の注意

1 目的

栃木県内の鉱工業の生産、出荷及び在庫の動態を明らかにし、その生産活動の推移をひとつの指標として観察する目的で毎月作成しています。

結果については栃木県景気動向指数を始めとして、県内の生産活動や景気の動向を把握する重要な経済指標として、行政、産業界などで広く利用されています。

2 基準時及びウェイト算定年次

県は、指数、ウェイトとも平成 27(2015)年を基準(平成 31(2019)年1月報から、基準時を従来の平成 22(2010)年から平成 27(2015)年に改定)としており、指数は基準時を「100.0」とする比率の形で表示しています。

なお、5 年ごとに改定を行います。

3 分類

日本標準産業分類の中分類に準拠した「業種分類」と、品目の経済的用途に着目した「特殊分類」の2つの分類を設けています。

4 採用品目

生産指数	171 品目	出荷指数	170 品目
在庫指数	89 品目	在庫率指数	89 品目

5 算式及びウェイト

基準年次の固定ウェイトで加重平均するラスパイレズ算式です。

(1) 算式

$$\text{総合指数} = \frac{\left(\frac{\text{比較時数量}}{\text{基準時数量}} \times \text{基準時ウェイト} \right) \text{の総和}}{\text{基準時ウェイトの総和}} \times 100$$

(2) ウェイト

ウェイトの表示は、業種別、品目別の合計が総合において「10,000.0」になる単式形式です。

ウェイトの算出は、「平成 28 年経済センサス-活動調査」、「経済産業省生産動態統計調査」等から、生産指数は付加価値額、出荷指数は出荷額、在庫指数は在庫額を算出し、非採用分を採用分に按分加算した「膨らましウェイト」によります。

6 季節調整

原指数には、通常1か年を周期とする季節変動が含まれているので、この変動を原指数から取り除くため、季節調整を行っています。

季節調整法は X-12-ARIMA を採用し、X-12-ARIMA では、季節要因に加え、曜日・祝祭日要因についても調整しています。季節調整済指数は以下のように算出されます。

$$\text{季節調整済指数} = \text{原指数} \div (\text{季節指数} \times \text{曜日・祝祭日指数})$$

7 年間補正について

栃木県の指数について、令和元(2019)年 5 月報公表時に平成 30(2018)年年間補正を行い、平成 30(2018)年 1 月以降の数値を遡及して改定しました。

平成 30(2018)年年間補正において、異常値処理を行った系列、種別、年月は次のとおりです。

系列名称	異常値種別	処理年月
生産	TC (一時的変化)	平成 23(2011)年 3 月
出荷	TC (一時的変化)	平成 23(2011)年 3 月
	TC (一時的変化)	平成 24(2012)年 12 月

1 概況

(1) 生産指数

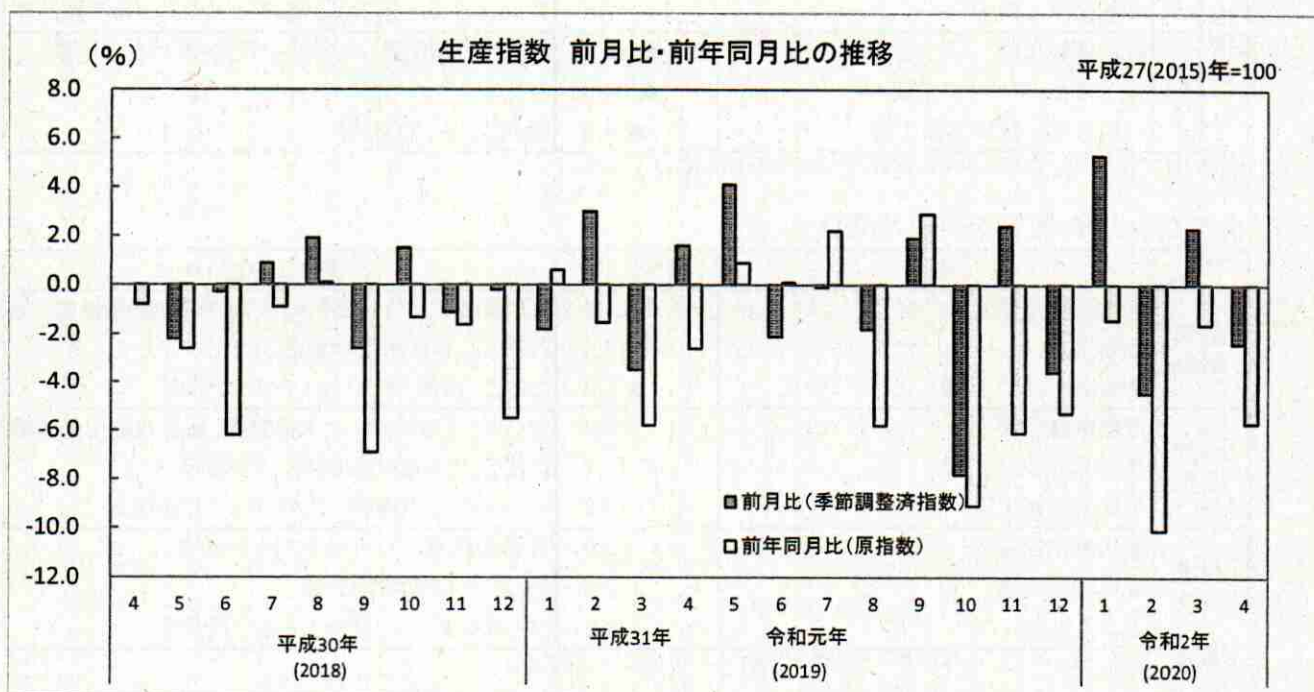
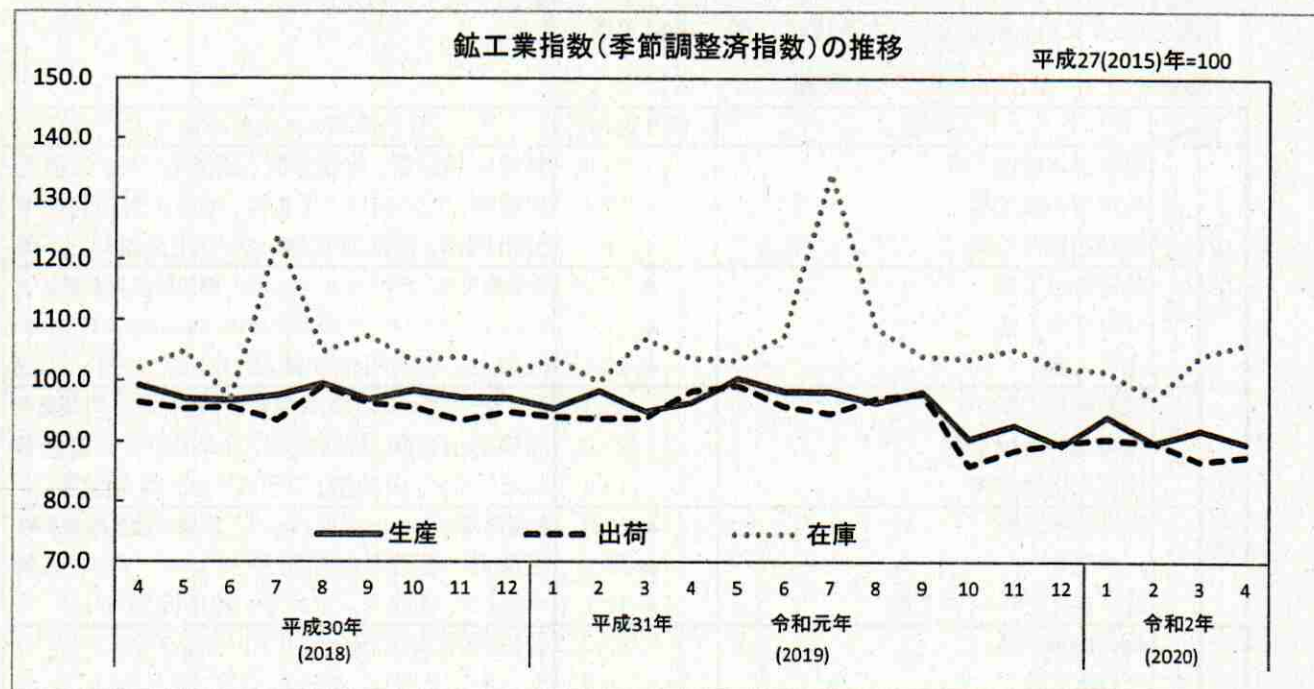
生産指数(季節調整済)は89.8で、前月に比べて2.4%低下し、2か月ぶりの低下となりました。
また、前年同月(原指数)に比べて5.7%低下し、7か月連続の低下となりました。

(2) 出荷指数

出荷指数(季節調整済)は87.6で、前月に比べて0.9%上昇し、3か月ぶりの上昇となりました。
また、前年同月(原指数)に比べて9.1%低下し、7か月連続の低下となりました。

(3) 在庫指数

在庫指数(季節調整済)は106.1で、前月に比べて1.9%上昇し、2か月連続の上昇となりました。
また、前年同月(原指数)に比べて2.4%上昇し、4か月ぶりの上昇となりました。



2 業種別の動向(季節調整済指数)

(1) 生産指数

業種別にみると、前月に比べ、情報通信機械工業、生産用機械工業、業務用機械工業など5業種が上昇し、輸送機械工業、非鉄金属工業、化学工業など12業種が低下しました。

指数の低下に最も影響を与えた業種は、「輸送機械工業」でした。

(2) 出荷指数

業種別にみると、前月に比べ、電気機械工業、情報通信機械工業、生産用機械工業など9業種が上昇し、輸送機械工業、化学工業、電子部品・デバイス工業など8業種が低下しました。

指数の上昇に最も影響を与えた業種は、「電気機械工業」でした。

(3) 在庫指数

業種別にみると、前月に比べ、輸送機械工業、その他工業、非鉄金属工業など7業種が上昇し、汎用機械工業、電子部品・デバイス工業、パルプ・紙・紙加工品工業など9業種が低下しました。

指数の上昇に最も影響を与えた業種は、「輸送機械工業」でした。

◎指数の上昇・低下が大きかった業種

		業種	前月比(%)	影響した主な品目
生産 指数	上昇	情報通信機械工業	25.0	無線応用装置、放送装置、産業用テレビ装置等
		生産用機械工業	10.4	田植機、プラスチック用金型、半導体製造装置等
		業務用機械工業	1.1	分析機器、精密測定機、カメラ用交換レンズ等
	低下	輸送機械工業	▲ 27.2	普通乗用車、ディーゼルエンジン、懸架制動装置部品等
		非鉄金属工業	▲ 12.7	アルミニウムダイカスト、アルミニウム鋳物、アルミニウム系鍛工品等
		化学工業	▲ 12.6	医薬品、写真用化学薬品、ウレタンフォーム等
出荷 指数	上昇	電気機械工業	36.3	セパレート形エアコン、X線装置、超音波応用装置等
		情報通信機械工業	25.9	無線応用装置、放送装置、産業用テレビ装置等
		生産用機械工業	19.9	コンバイン、田植機、プラスチック用金型等
	低下	輸送機械工業	▲ 35.5	普通乗用車、ディーゼルエンジン、懸架制動装置部品等
		化学工業	▲ 13.3	医薬品、写真用化学薬品、ウレタンフォーム等
		電子部品・デバイス工業	▲ 13.1	コネクタ、固定コンデンサ、線形回路等
在庫 指数	上昇	輸送機械工業	62.0	普通乗用車、フォークリフトトラック等
		その他工業	8.9	マーキングペン、ボールペン、玩具等
		非鉄金属工業	7.8	アルミニウム圧延製品、電線・ケーブル、伸銅製品等
	低下	汎用機械工業	▲ 45.8	汎用内熱機関、エアハンドリングユニット等
		電子部品・デバイス工業	▲ 34.8	シリコンウエハ等
		パルプ・紙・紙加工品工業	▲ 8.9	紙加工品、板紙等

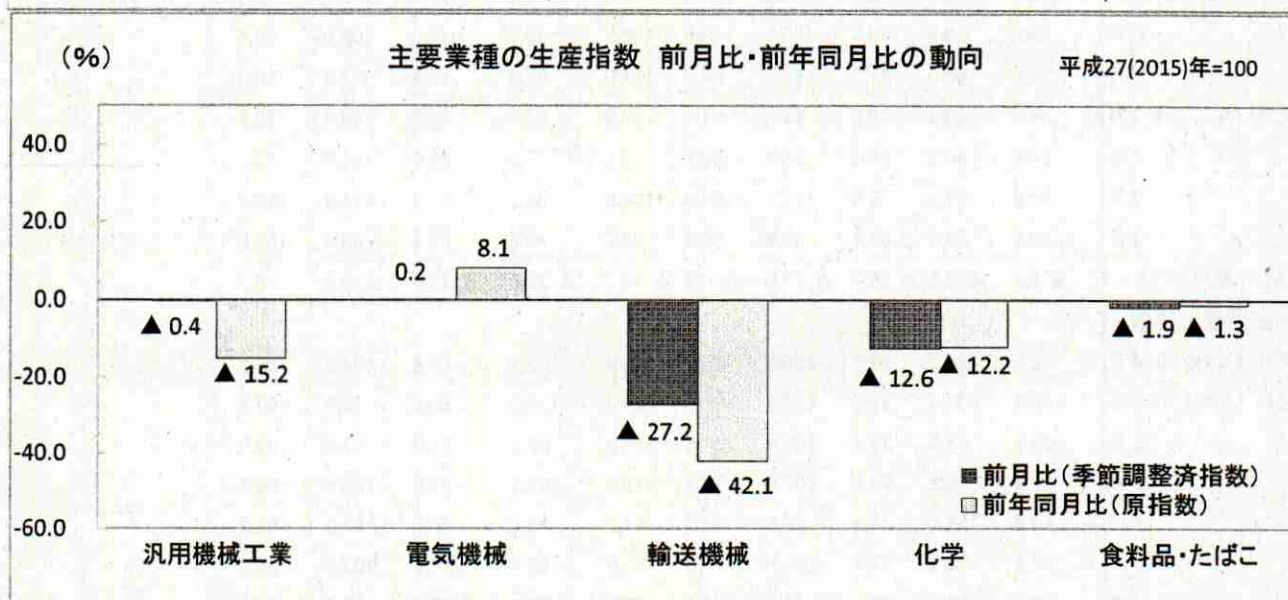
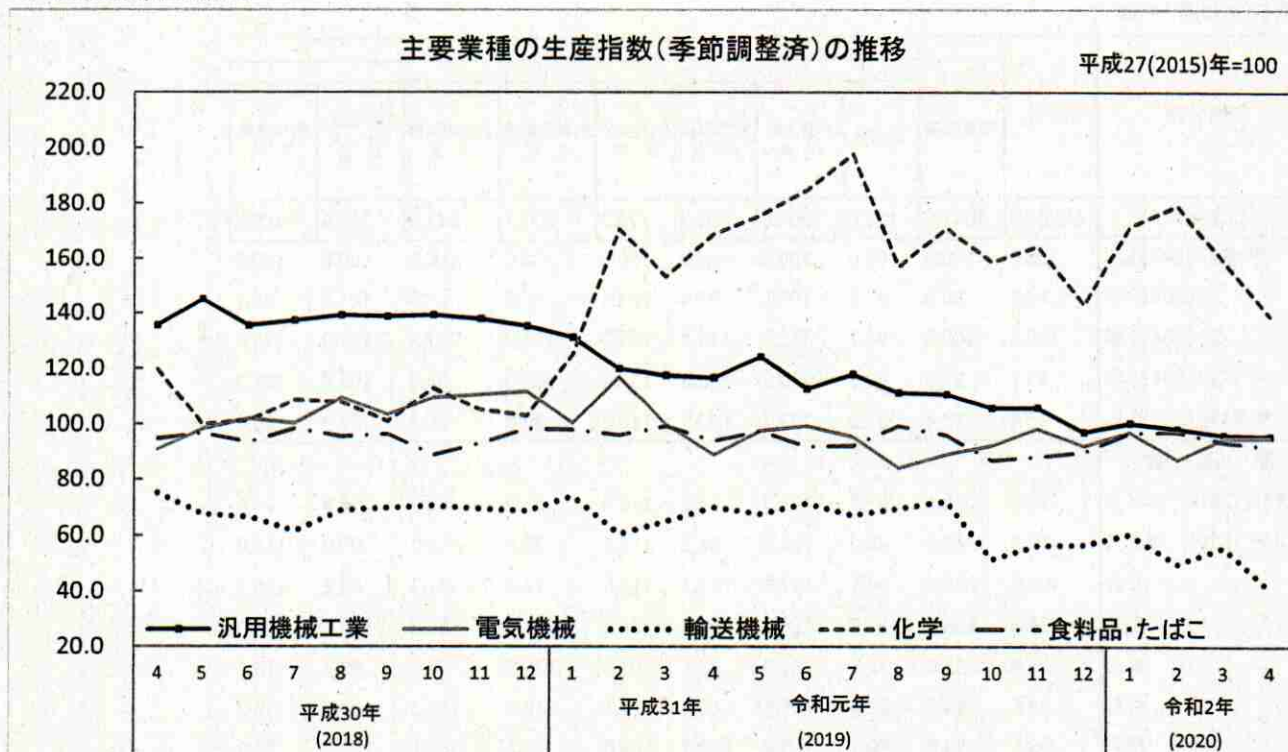
※品目については、全体に与える影響の大きいものを掲載しています。

◎指数の上昇・低下に影響した業種

	業種	前月比(%)	影響した主な品目
生産 指数	輸送機械工業	▲ 27.2	普通乗用車、ディーゼルエンジン、懸架制動装置部品等
	化学工業	▲ 12.6	医薬品、写真用化学薬品、ウレタンフォーム等
	食料品・たばこ工業	▲ 1.9	たばこ、清酒、チューハイ・カクテル等
出荷 指数	電気機械工業	36.3	セパレート形エアコン、X線装置、超音波応用装置等
	食料品・たばこ工業	15.1	たばこ、その他の調味料、ルウ類等
	生産用機械工業	19.9	コンバイン、田植機、プラスチック用金型等
在庫 指数	輸送機械工業	62.0	普通乗用車、フォークリフトトラック等
	電気機械工業	7.2	セパレート形エアコン等
	その他工業	8.9	マーキングペン、ボールペン、玩具等

※業種、品目については、全体に与える影響の大きいものを掲載しています。

3 主要業種の動向



4 特殊分類(財別分類)の動向(季節調整済指数)

平成27(2015)年=100

項目	最終需要財		投資財		消費財		生産財	
	指数	前月比(%)	指数	前月比(%)	指数	前月比(%)	指数	前月比(%)
生産	89.3	0.1	93.7	6.7	87.4	▲ 3.4	90.4	▲ 7.2
出荷	85.6	5.2	93.7	10.5	83.0	1.6	92.4	▲ 5.9
在庫	113.6	4.9	67.1	6.7	140.7	4.3	97.3	▲ 2.0

○最終需要財: 鉱工業及び他の産業に原材料等として投入されない最終製品

・投資財: 資本形成に向けられる製品

・消費財: 家計で購入される製品

○生産財: 鉱工業及び他の産業に原材料等として投入される製品

業種分類別生産指数

平成27(2015)年=100

業種分類	鉱工業									
		製造工業	鉄鋼業	非鉄金属工業	金属製品工業	汎用機械工業	生産用機械工業	業務用機械工業	電子部品・デバイス工業	電気機械工業
ウェイト	10000.0	9981.5	193.0	200.6	600.0	275.2	607.7	511.9	365.4	1139.7
平成27(2015)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28(2016)年	98.8	98.8	97.5	105.1	98.4	104.8	95.2	89.5	101.5	98.1
29(2017)年	100.8	100.8	94.1	112.6	110.1	125.5	117.5	87.3	107.0	93.0
30(2018)年	97.9	97.9	94.8	110.5	109.3	137.3	108.4	84.6	108.4	101.3
令和元(2019)年	95.4	95.4	87.3	102.2	102.0	113.2	90.6	58.2	98.9	96.1
原 指 数										
平成31(2019)年4月	95.2	95.1	91.8	109.0	96.5	116.4	92.0	65.9	99.9	94.4
令和元(2019)年5月	94.9	94.9	85.0	103.6	99.3	114.2	98.8	58.2	90.0	113.9
6月	102.6	102.6	98.5	107.2	100.3	113.8	114.8	61.3	89.2	128.1
7月	106.3	106.3	91.8	114.0	108.5	123.2	121.6	66.8	100.0	116.0
8月	88.0	88.0	72.1	82.9	92.1	91.0	105.2	53.6	99.7	76.1
9月	98.6	98.6	88.6	105.6	115.3	111.1	89.6	62.0	107.2	79.2
10月	93.6	93.6	90.3	105.6	102.0	108.8	68.2	60.1	102.1	73.9
11月	93.8	93.8	89.9	105.1	109.6	106.5	50.7	48.6	106.1	86.4
12月	89.0	89.0	81.9	99.7	96.5	101.0	67.8	55.6	99.6	88.0
令和2(2020)年1月	84.4	84.4	78.6	89.4	91.1	94.8	64.8	55.5	98.6	72.5
2月	86.2	86.2	81.0	95.1	98.1	94.7	77.3	50.4	81.2	73.1
3月	99.8	99.8	78.6	103.7	108.9	104.5	88.7	59.9	111.5	115.7
4月	89.8	89.8	67.3	89.6	96.3	98.7	80.5	56.1	93.0	102.0
前年同月比(%)	▲ 5.7	▲ 5.6	▲ 26.7	▲ 17.8	▲ 0.2	▲ 15.2	▲ 12.5	▲ 14.9	▲ 6.9	8.1
季節調整済指数										
平成31(2019)年4月	96.4	96.3	92.7	106.9	95.6	116.8	102.7	64.8	104.9	89.1
令和元(2019)年5月	100.4	100.4	87.9	105.9	102.1	124.4	114.2	56.5	95.0	97.8
6月	98.3	98.3	95.2	102.8	101.3	113.0	88.6	58.0	87.4	99.5
7月	98.2	98.2	88.1	107.4	99.9	118.0	102.1	64.6	100.6	95.6
8月	96.4	96.4	84.8	96.1	97.0	111.5	96.7	60.1	97.5	84.2
9月	98.2	98.3	87.0	105.1	115.2	111.0	87.8	56.6	103.6	89.2
10月	90.5	90.6	85.0	96.1	96.4	106.0	73.1	56.2	104.9	92.4
11月	92.7	92.7	84.9	99.7	109.1	106.1	56.0	48.6	103.3	98.5
12月	89.4	89.3	83.1	101.6	99.1	97.2	73.9	56.1	96.1	92.2
令和2(2020)年1月	94.1	94.1	85.2	99.8	95.5	100.5	80.0	72.2	101.0	97.2
2月	89.9	89.9	78.2	95.3	93.2	98.5	82.5	48.5	91.3	87.2
3月	92.0	92.0	72.6	100.7	101.9	96.2	80.9	54.7	104.6	95.0
4月	89.8	89.8	67.8	87.9	96.4	95.8	89.3	55.3	95.7	95.2
前月比(%)	▲ 2.4	▲ 2.4	▲ 6.6	▲ 12.7	▲ 5.4	▲ 0.4	10.4	1.1	▲ 8.5	0.2

業種分類別生産指数

平成27(2015)年=100

情報通信 機械工業	輸送機械 工業	窯業・ 土石製品 工業	化学工業	プラスチック 製品工業	パルプ・紙・ 紙加工品 工業	食料品・ たばこ 工業	その他工業	鉱業	業種分類
167.6	1447.2	255.9	745.5	625.8	315.4	1889.2	641.4	18.5	ウェイト
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	平成27(2015)年
77.2	95.8	99.4	105.0	97.9	102.6	101.0	103.3	96.5	28(2016)年
92.0	88.5	104.3	114.6	100.2	100.6	98.4	105.5	98.7	29(2017)年
72.0	70.9	111.5	108.1	100.3	104.9	95.8	106.5	101.7	30(2018)年
84.2	64.8	103.6	161.8	96.4	94.6	93.8	108.5	96.6	令和元(2019)年
									原 指 数
76.2	60.5	100.6	165.2	96.8	53.8	99.9	110.7	102.6	平成31(2019)年4月
71.2	58.8	97.3	147.1	96.3	114.8	92.0	100.7	95.7	令和元(2019)年5月
72.0	69.0	104.8	187.2	95.4	108.9	91.1	106.4	97.4	6月
93.1	72.2	112.7	199.5	97.3	52.1	104.4	112.5	98.6	7月
69.8	61.9	95.0	148.1	89.1	89.1	90.0	98.4	85.1	8月
82.4	77.8	106.3	166.8	94.2	120.3	97.1	112.8	105.2	9月
88.6	61.0	105.6	172.8	99.1	114.7	95.8	113.5	92.7	10月
95.9	61.5	106.0	184.3	98.4	114.9	89.8	113.0	100.0	11月
92.1	56.0	97.4	136.2	92.1	116.8	92.4	107.0	91.8	12月
98.5	55.5	96.0	164.9	89.9	87.5	79.5	98.9	87.1	令和2(2020)年1月
123.2	55.1	103.1	140.7	91.6	98.1	89.0	104.1	99.7	2月
136.8	58.6	109.6	160.0	98.1	114.0	97.7	112.5	107.7	3月
110.0	35.0	96.0	145.0	97.0	118.1	98.6	103.3	98.5	4月
44.4	▲ 42.1	▲ 4.6	▲ 12.2	0.2	119.5	▲ 1.3	▲ 6.7	▲ 4.0	前年同月比(%)
									季節調整済指数
96.6	70.0	99.9	169.1	97.2	52.0	94.0	105.3	104.0	平成31(2019)年4月
95.7	67.7	103.5	175.7	97.9	121.8	97.7	107.1	104.5	令和元(2019)年5月
82.4	71.5	107.4	185.0	93.1	114.5	92.0	106.9	101.0	6月
103.0	67.2	107.7	197.8	92.8	52.8	92.3	111.0	93.0	7月
90.0	69.7	109.5	157.1	93.3	103.8	99.5	108.1	93.4	8月
79.3	72.3	105.2	171.3	94.9	119.0	96.1	111.6	107.6	9月
100.5	51.7	98.6	158.8	95.7	104.6	87.0	108.3	88.1	10月
95.8	56.6	101.4	164.5	96.8	106.5	88.3	109.3	94.4	11月
83.5	56.8	95.2	143.1	93.9	109.8	89.9	106.1	91.0	12月
86.7	60.5	100.5	171.9	92.7	94.5	97.0	109.5	94.2	令和2(2020)年1月
120.6	49.9	104.6	179.1	95.4	104.7	97.3	100.4	106.7	2月
102.8	55.9	104.1	159.1	97.8	110.5	93.7	102.8	98.5	3月
128.5	40.7	94.1	139.1	96.2	111.7	91.9	98.7	97.0	4月
25.0	▲ 27.2	▲ 9.6	▲ 12.6	▲ 1.6	1.1	▲ 1.9	▲ 4.0	▲ 1.5	前月比(%)

業種分類別出荷指数

平成27(2015)年=100

業種分類	鉱工業									
		製造工業	鉄鋼業	非鉄金属工業	金属製品工業	汎用機械工業	生産用機械工業	業務用機械工業	電子部品・デバイス工業	電気機械工業
ウェイト	10000.0	9988.2	263.3	433.8	513.0	308.9	514.2	374.1	304.2	899.6
平成27(2015)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28(2016)年	99.2	99.2	94.5	105.4	98.3	98.0	107.7	92.9	102.1	100.1
29(2017)年	100.6	100.6	94.8	112.3	108.8	118.8	127.1	89.2	106.4	100.0
30(2018)年	95.9	95.9	100.5	109.3	109.0	128.7	118.0	88.8	106.1	108.9
令和元(2019)年	93.5	93.6	92.7	103.1	103.2	104.5	94.4	63.1	94.7	105.7
原 指 数										
平成31 (2019) 年 4 月	91.9	91.9	93.6	108.8	103.5	102.3	86.5	74.1	95.1	84.3
令和元 (2019) 年 5 月	88.6	88.6	94.1	107.7	103.9	101.6	94.4	61.1	85.3	112.6
6 月	99.7	99.8	97.6	103.5	102.7	101.2	118.9	61.1	85.4	162.6
7 月	101.9	101.9	98.4	111.7	110.3	113.6	112.6	64.4	94.6	122.5
8 月	92.7	92.7	73.7	90.8	101.1	91.2	116.5	57.5	92.5	112.9
9 月	101.5	101.5	91.6	99.4	113.3	105.6	106.4	72.4	108.9	122.7
10月	87.9	87.9	94.2	106.8	101.4	103.0	72.9	59.6	100.9	64.0
11月	90.3	90.3	95.2	103.1	105.4	105.4	55.1	50.8	98.8	77.3
12月	92.2	92.2	87.2	97.7	100.8	99.8	82.4	53.8	97.1	97.2
令和2 (2020) 年 1 月	80.8	80.8	83.1	96.5	84.8	101.0	62.6	55.0	97.5	67.2
2 月	83.5	83.5	81.4	96.3	92.7	101.7	83.4	50.2	77.2	85.4
3 月	94.1	94.1	96.2	108.4	101.1	115.3	88.6	57.4	112.2	122.5
4 月	83.5	83.5	79.4	98.1	97.2	109.4	81.4	51.2	89.4	87.7
前年同月比(%)	▲ 9.1	▲ 9.1	▲ 15.2	▲ 9.8	▲ 6.1	6.9	▲ 5.9	▲ 30.9	▲ 6.0	4.0
季節調整済指数										
平成31 (2019) 年 4 月	98.3	98.3	95.2	107.4	101.1	102.3	105.8	73.4	99.7	121.2
令和元 (2019) 年 5 月	99.2	99.1	97.4	107.9	106.8	110.7	132.7	58.3	89.2	120.0
6 月	95.8	95.8	96.0	100.1	99.6	100.4	97.3	58.5	82.3	107.3
7 月	94.6	94.7	93.1	104.9	101.4	107.1	102.8	67.6	94.4	87.6
8 月	97.1	97.0	86.3	100.5	103.6	104.2	105.3	62.1	91.2	110.2
9 月	97.9	97.9	95.2	100.6	117.7	107.9	98.2	62.7	102.6	116.7
10月	86.0	86.0	87.4	100.2	96.9	99.7	75.0	54.5	103.1	101.0
11月	88.6	88.6	90.5	100.4	102.9	106.1	56.9	49.1	96.4	100.2
12月	89.9	90.0	87.3	101.0	99.4	96.4	83.7	58.7	94.5	99.1
令和2 (2020) 年 1 月	90.5	90.6	86.3	103.3	97.5	108.9	78.3	68.2	101.5	91.5
2 月	89.9	89.8	82.2	99.8	93.7	107.9	92.5	53.8	86.7	93.0
3 月	86.8	86.8	89.6	104.2	94.7	103.0	79.2	52.7	106.4	91.4
4 月	87.6	87.6	79.6	96.2	95.6	107.0	95.0	51.1	92.5	124.6
前月比(%)	0.9	0.9	▲ 11.2	▲ 7.7	1.0	3.9	19.9	▲ 3.0	▲ 13.1	36.3

業種分類別出荷指数

平成27(2015)年=100

情報通信 機械工業	輸送機械 工業	窯業・ 土石製品 工業	化学工業	プラスチック 製品工業	パルプ・紙・ 紙加工品 工業	食料品・ たばこ 工業	その他工業	鉱業	業種分類
214.0	1854.5	186.6	743.1	599.9	268.3	1946.2	564.5	11.8	ウエイト
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	平成27(2015)年
75.6	98.8	88.7	103.6	99.7	104.4	97.5	102.7	94.3	28(2016)年
87.3	88.2	91.3	112.1	103.6	107.1	94.8	106.0	95.8	29(2017)年
69.7	64.9	75.5	104.9	104.2	112.8	94.7	106.7	96.7	30(2018)年
83.4	55.6	89.5	165.6	100.6	99.8	90.2	107.1	93.3	令和元(2019)年
原 指 数									
75.5	49.5	67.4	170.9	102.3	47.7	103.5	107.7	94.7	平成31(2019)年4月
70.5	46.9	67.7	149.0	96.9	124.8	81.4	96.8	90.0	令和元(2019)年5月
70.0	55.6	79.1	192.2	98.9	117.0	82.5	103.8	93.0	6月
92.7	56.5	82.7	207.2	102.0	44.9	102.9	111.3	99.8	7月
70.4	69.3	67.3	150.4	98.6	97.5	85.6	99.1	81.2	8月
80.6	70.6	65.2	171.9	99.8	133.8	95.1	109.5	92.0	9月
86.0	51.3	67.2	179.3	102.4	124.0	81.2	111.7	94.1	10月
95.4	49.5	94.0	191.1	102.7	126.5	86.9	109.8	97.9	11月
91.5	46.8	125.3	137.0	99.5	126.9	106.6	108.5	92.1	12月
97.0	44.6	69.8	171.2	95.5	95.3	75.5	93.4	81.9	令和2(2020)年1月
121.1	45.2	64.0	143.7	97.8	106.3	80.2	102.3	91.8	2月
133.6	46.2	67.7	162.9	101.5	123.0	83.8	112.6	101.7	3月
109.0	25.5	61.0	147.9	100.4	129.3	92.1	94.6	97.6	4月
44.4	▲ 48.5	▲ 9.5	▲ 13.5	▲ 1.9	171.1	▲ 11.0	▲ 12.2	3.1	前年同月比(%)
季節調整済指数									
95.7	58.5	89.5	176.3	101.3	51.3	103.5	105.9	96.2	平成31(2019)年4月
96.5	54.1	95.3	176.8	98.6	139.0	91.5	108.6	97.9	令和元(2019)年5月
79.3	59.2	78.5	193.1	96.4	117.4	84.8	111.0	94.0	6月
101.9	51.3	85.5	206.7	95.0	44.4	94.9	111.3	98.0	7月
91.0	75.6	71.4	159.1	99.8	101.5	87.0	109.0	92.8	8月
77.4	64.7	62.1	176.5	101.1	131.8	96.0	104.9	95.0	9月
98.4	40.6	71.8	162.3	103.6	120.2	78.5	105.3	89.2	10月
97.1	45.2	77.1	169.2	103.2	109.6	86.0	102.1	93.3	11月
83.3	46.7	118.6	144.0	100.2	112.9	97.2	105.6	87.3	12月
85.3	49.0	73.5	181.3	100.0	115.2	88.2	104.8	88.3	令和2(2020)年1月
117.1	41.2	68.2	186.7	104.8	135.9	90.9	100.1	96.0	2月
100.6	47.6	67.1	163.8	99.7	115.9	78.0	100.4	92.8	3月
126.7	30.7	71.5	142.0	98.0	133.3	89.8	92.1	96.2	4月
25.9	▲ 35.5	6.6	▲ 13.3	▲ 1.7	15.0	15.1	▲ 8.3	3.7	前月比(%)

業種分類別在庫指数

平成27(2015)年=100

業種分類	鉱工業	製造工業	鉄鋼業	非鉄金属工業	金属製品工業	汎用機械工業	生産用機械工業	業務用機械工業	電子部品・デバイス工業	電気機械工業
ウェイト	10000.0	9774.6	595.4	813.6	479.7	260.7	806.7	333.3	206.7	1266.2
平成27(2015)年	91.2	90.9	94.2	107.9	87.8	73.8	110.4	101.4	65.2	82.3
28(2016)年	92.1	91.4	94.2	98.7	90.0	78.0	38.4	98.1	34.8	98.5
29(2017)年	95.1	94.5	107.9	96.4	81.8	116.3	46.9	115.0	36.0	98.6
30(2018)年	94.7	94.1	105.7	104.8	100.0	119.5	24.6	135.3	59.4	97.5
令和元(2019)年	95.6	95.4	94.4	104.4	93.4	143.6	23.8	95.0	104.4	88.9
原 指 数										
平成31(2019)年4月	102.2	102.0	104.6	99.5	106.9	171.2	39.3	110.3	59.5	146.9
令和元(2019)年5月	113.1	113.1	102.1	97.7	103.3	179.5	46.9	105.2	62.0	191.6
6月	120.2	120.2	101.7	101.0	106.8	173.2	42.7	99.2	59.1	181.5
7月	143.7	144.4	95.1	104.1	109.2	164.5	48.2	115.7	66.8	206.5
8月	108.2	108.2	97.0	95.0	97.2	167.6	37.4	110.6	100.2	156.9
9月	98.4	97.9	95.0	101.1	95.0	154.1	31.4	94.8	68.1	91.1
10月	100.8	100.5	98.6	96.1	96.8	140.8	34.0	99.5	71.4	94.3
11月	103.4	103.3	96.8	99.5	103.7	146.1	31.4	93.7	103.2	95.1
12月	95.6	95.4	94.4	104.4	93.4	143.6	23.8	95.0	104.4	88.9
令和2(2020)年1月	98.5	98.4	94.8	92.7	95.1	124.0	30.0	93.1	81.8	99.8
2月	97.0	96.7	102.6	95.8	97.3	129.6	34.6	93.3	75.0	91.4
3月	96.4	96.0	92.0	92.9	98.9	102.3	39.6	93.7	47.1	89.6
4月	104.7	104.4	90.2	101.2	99.2	65.7	41.8	101.1	42.1	139.2
前年同月比(%)	2.4	2.4 ▲	13.8	1.7 ▲	7.2 ▲	61.6 ▲	6.4 ▲	8.3 ▲	29.2 ▲	5.2 ▲
季節調整済指数										
平成31(2019)年4月	103.6	103.4	107.6	99.2	103.2	184.2	40.5	107.4	55.3	129.3
令和元(2019)年5月	103.3	103.0	97.4	97.0	99.5	175.4	44.4	107.1	58.4	127.6
6月	107.4	107.1	96.8	100.1	105.6	152.0	34.8	99.2	67.2	138.7
7月	134.3	134.8	97.3	100.3	106.8	150.5	37.7	100.2	63.1	187.5
8月	108.8	109.0	97.2	97.4	101.3	178.8	34.7	103.6	88.5	154.0
9月	104.0	103.8	94.5	104.2	93.0	160.5	32.4	95.8	80.0	118.4
10月	103.6	103.4	98.6	97.9	95.7	141.4	36.7	101.4	70.6	105.9
11月	105.1	105.1	97.8	99.5	104.3	132.1	35.8	99.2	101.2	98.3
12月	102.1	102.1	92.0	99.2	103.3	157.7	30.4	96.0	118.3	102.0
令和2(2020)年1月	101.6	101.5	95.8	95.3	96.4	117.8	34.3	99.6	66.9	121.9
2月	97.2	96.8	103.1	96.6	97.9	120.9	36.1	97.7	73.3	108.2
3月	104.1	103.8	96.7	93.6	97.6	130.4	40.1	96.5	60.0	114.3
4月	106.1	105.8	92.8	100.9	95.8	70.7	43.1	98.5	39.1	122.5
前月比(%)	1.9	1.9 ▲	4.0 ▲	7.8 ▲	1.8 ▲	45.8 ▲	7.5	2.1 ▲	34.8 ▲	7.2

業種分類別在庫指数

平成27(2015)年=100

輸送機械 工業	窯業・ 土石製品 工業	化学工業	プラスチック 製品工業	パルプ・紙・ 紙加工品 工業	食料品・ たばこ 工業	その他工業	鉱業	業種分類
1106.7	319.5	805.2	906.8	334.8	804.9	734.4	225.4	ウエイト
51.0	104.0	105.1	100.7	91.1	98.1	92.2	105.7	平成27(2015)年
66.3	96.3	100.8	98.8	115.2	134.2	104.3	123.0	28(2016)年
53.4	98.8	119.0	96.3	124.0	149.0	93.0	118.9	29(2017)年
32.3	104.7	130.2	98.2	127.1	138.9	101.5	121.1	30(2018)年
33.3	98.0	110.5	103.8	97.5	198.2	109.4	104.5	令和元(2019)年
								原 指 数
39.1	101.8	113.7	100.5	93.6	157.1	101.6	113.6	平成31(2019)年4月
61.5	102.5	114.3	102.3	94.9	179.0	107.4	113.5	令和元(2019)年5月
123.3	102.8	115.7	102.1	96.6	195.0	111.3	118.8	6月
299.3	101.6	111.3	102.4	96.9	197.3	115.4	112.3	7月
39.3	102.5	117.7	105.7	95.2	202.5	114.0	112.1	8月
42.4	101.2	109.2	106.3	95.3	204.5	116.5	122.2	9月
50.2	96.2	103.8	106.3	95.8	226.7	117.7	114.8	10月
64.7	97.2	110.3	105.6	95.5	223.3	117.2	109.1	11月
33.3	98.0	110.5	103.8	97.5	198.2	109.4	104.5	12月
46.9	91.3	116.8	103.6	96.1	201.8	121.7	106.6	令和2(2020)年1月
28.0	88.0	118.6	97.8	97.1	214.3	118.6	111.6	2月
25.8	87.4	115.7	102.7	96.7	233.1	115.8	114.8	3月
39.2	86.2	105.7	106.4	94.7	235.9	127.3	114.6	4月
0.3 ▲	15.3 ▲	7.0 ▲	5.9	1.2	50.2	25.3	0.9	前年同月比(%)
								季節調整済指数
55.2	100.3	113.2	98.8	86.9	157.4	112.3	114.2	平成31(2019)年4月
51.7	102.4	122.1	100.4	88.6	177.5	111.7	114.1	令和元(2019)年5月
82.0	103.7	115.3	101.1	95.2	186.4	106.4	117.5	6月
262.2	102.1	109.7	105.5	93.8	180.2	102.9	109.4	7月
46.7	103.2	118.9	111.1	98.1	213.3	100.8	108.6	8月
44.9	103.9	113.3	111.0	103.0	212.2	109.3	119.1	9月
52.9	96.1	104.4	107.1	97.8	217.8	115.9	114.4	10月
60.9	97.1	113.8	104.0	99.6	213.8	123.6	108.9	11月
44.1	97.6	107.9	104.5	110.1	207.9	116.1	108.6	12月
47.0	91.7	108.7	100.2	97.5	214.2	124.6	108.0	令和2(2020)年1月
23.9	87.6	117.5	95.9	90.1	220.2	119.7	113.5	2月
34.2	85.8	113.8	101.0	96.5	241.1	129.1	117.0	3月
55.4	84.9	105.2	104.6	87.9	236.3	140.6	115.2	4月
62.0 ▲	1.0 ▲	7.6 ▲	3.6	▲ 8.9	▲ 2.0	8.9 ▲	1.5	前月比(%)

業種分類別在庫率指数

平成27(2015)年=100

業種分類	鉱工業									
		製造工業	鉄鋼業	非鉄金属工業	金属製品工業	汎用機械工業	生産用機械工業	業務用機械工業	電子部品・デバイス工業	電気機械工業
ウェイト	10000.0	9774.6	595.4	813.6	479.7	260.7	806.7	333.3	206.7	1266.2
平成27(2015)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28(2016)年	104.2	103.8	92.9	95.9	94.2	91.8	90.0	124.3	55.6	112.8
29(2017)年	97.5	96.7	94.5	83.6	86.0	99.6	67.3	104.9	33.4	110.7
30(2018)年	114.8	114.5	84.4	90.6	90.4	111.7	53.5	126.3	42.1	96.5
令和元(2019)年	121.7	121.9	89.9	96.5	94.7	168.2	43.8	150.0	63.2	120.2
原 指 数										
平成31(2019)年4月	111.0	111.0	90.7	91.7	91.4	187.9	50.7	135.1	50.2	147.2
令和元(2019)年5月	124.0	124.2	87.4	90.5	88.3	185.0	48.1	154.1	52.7	155.2
6月	129.9	130.2	90.0	98.9	91.1	206.9	18.0	144.3	51.6	92.3
7月	190.3	192.2	80.9	96.0	88.8	157.8	27.0	163.4	56.3	135.0
8月	116.1	115.8	114.5	100.8	83.1	209.7	24.4	170.0	96.0	130.1
9月	97.5	96.9	92.7	106.3	80.1	169.5	18.4	117.8	52.0	82.7
10月	126.4	126.7	92.1	91.7	92.0	142.9	76.6	135.6	65.0	166.2
11月	131.4	132.0	86.5	97.7	98.9	134.3	85.7	146.9	93.5	133.4
12月	103.3	103.2	90.5	106.1	87.1	156.2	36.6	155.0	92.4	97.2
令和2(2020)年1月	134.8	135.0	95.9	95.7	128.1	125.5	133.9	149.6	63.6	133.4
2月	116.1	116.1	104.2	98.1	115.1	135.8	74.2	155.2	66.4	107.9
3月	103.4	103.3	76.0	84.8	102.0	89.5	40.5	143.0	35.6	80.8
4月	137.4	137.9	92.2	96.2	93.1	86.3	50.7	158.0	37.0	146.7
前年同月比(%)	23.8	24.2	1.7	4.9	1.9 ▲	54.1	0.0	17.0 ▲	26.3 ▲	0.3 ▲
季節調整済指数										
平成31(2019)年4月	108.7	108.5	93.1	92.5	97.0	200.5	42.1	132.0	42.7	106.4
令和元(2019)年5月	105.7	105.5	84.0	88.4	89.0	167.1	44.4	160.1	51.5	110.5
6月	135.8	136.1	90.5	103.2	104.3	183.3	38.2	157.1	66.5	132.7
7月	186.8	188.8	81.5	96.1	97.8	146.0	39.9	137.2	50.2	195.6
8月	113.8	114.0	100.1	96.1	90.8	201.1	21.1	150.2	81.3	145.8
9月	108.7	108.5	88.8	110.7	71.1	172.4	35.5	133.3	65.5	107.7
10月	124.9	124.9	100.4	96.9	89.1	161.0	102.4	153.8	56.6	113.9
11月	128.9	129.2	93.5	100.3	100.7	124.3	59.3	163.6	89.7	102.3
12月	114.0	114.0	86.2	98.8	97.3	184.1	45.2	140.1	117.8	112.4
令和2(2020)年1月	119.0	119.1	92.8	90.3	100.1	106.3	70.7	132.3	50.1	127.1
2月	113.5	113.4	104.1	95.0	106.7	131.1	67.8	160.0	64.0	119.4
3月	126.1	126.3	86.2	91.1	104.6	129.2	48.7	158.1	55.7	130.2
4月	134.5	134.8	94.7	97.0	98.8	92.1	42.1	154.4	31.5	106.0
前月比(%)	6.7	6.7	9.9	6.5 ▲	5.5 ▲	28.7 ▲	13.6 ▲	2.3 ▲	43.4 ▲	18.6 ▲

業種分類別在庫率指数

平成27(2015)年=100

輸送機械 工業	窯業・ 土石製品 工業	化学工業	プラスチック 製品工業	パルプ・紙・ 紙加工品 工業	食料品・ たばこ 工業	その他工業	鉱業	業種分類
1106.7	319.5	805.2	906.8	334.8	804.9	734.4	225.4	ウェイト
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	平成27(2015)年
114.1	111.8	97.9	97.9	115.2	122.2	105.7	121.5	28(2016)年
75.2	95.0	101.1	91.8	126.2	156.9	96.5	129.5	29(2017)年
216.4	102.6	102.9	91.3	122.8	186.9	105.6	126.0	30(2018)年
183.4	115.8	103.8	98.5	135.6	226.3	107.9	114.8	令和元(2019)年
								原 指 数
87.3	100.3	97.5	94.7	284.2	157.0	90.7	110.8	平成31(2019)年4月
152.0	143.1	101.7	100.9	74.6	245.4	123.3	116.0	令和元(2019)年5月
291.3	120.4	99.2	98.7	81.1	258.5	115.9	118.7	6月
784.2	123.0	91.0	96.4	310.9	200.2	105.1	105.2	7月
63.4	148.9	112.5	101.1	96.4	266.1	108.9	130.4	8月
65.7	106.4	90.5	103.4	70.1	215.4	113.2	123.2	9月
127.2	94.0	92.7	98.8	76.4	319.9	107.4	114.1	10月
194.1	105.7	106.2	97.8	75.1	289.4	122.4	105.1	11月
88.3	104.9	114.6	98.9	77.2	186.7	100.4	106.9	12月
132.7	130.7	127.7	104.3	98.2	302.5	120.1	125.8	令和2(2020)年1月
61.0	95.3	126.9	95.9	89.9	298.7	113.1	117.2	2月
66.5	86.4	100.5	97.1	76.9	332.1	94.7	109.9	3月
263.5	108.3	97.1	101.0	72.2	295.9	139.9	115.3	4月
201.8	8.0	▲ 0.4	6.7	▲ 74.6	88.5	54.2	4.1	前年同月比(%)
								季節調整済指数
109.4	97.8	99.4	97.6	255.2	156.8	105.2	112.4	平成31(2019)年4月
101.4	139.6	102.8	100.5	66.4	223.1	111.7	114.5	令和元(2019)年5月
199.3	126.3	102.2	103.5	82.4	248.6	105.3	117.3	6月
588.3	126.4	95.4	106.0	308.5	192.1	89.1	103.3	7月
72.6	139.6	110.3	107.0	101.0	276.9	89.9	113.6	8月
82.0	111.1	99.9	103.4	77.1	228.0	114.6	118.8	9月
135.5	98.9	104.5	99.8	85.0	324.2	108.1	122.7	10月
207.6	111.3	114.1	96.4	88.4	281.1	131.5	110.3	11月
130.2	97.8	102.7	96.0	95.6	217.9	111.5	115.2	12月
134.0	131.1	102.6	93.1	83.0	272.0	113.8	115.8	令和2(2020)年1月
56.0	97.2	117.3	89.2	74.0	294.0	120.1	118.4	2月
105.4	82.7	109.9	98.3	83.3	376.7	129.0	122.1	3月
330.2	105.6	99.0	104.1	64.8	295.5	162.3	116.9	4月
213.3	27.7	▲ 9.9	5.9	▲ 22.2	▲ 21.6	25.8	▲ 4.3	前月比(%)

特殊分類別生産指数

平成27(2015)年=100

特殊分類	鉱工業	最終需要財							生産財	鉱工業用生産財	その他用生産財
		最終需要財	投資財	資本財	建設財	消費財	耐久消費財	非耐久消費財			
ウェイト	10000.0	6648.9	2064.1	1340.0	724.1	4584.8	1849.9	2734.9	3351.1	2995.2	355.9
平成27(2015)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28(2016)年	98.8	99.0	93.9	91.7	98.0	101.3	99.1	102.7	98.5	98.3	100.1
29(2017)年	100.8	98.9	103.7	101.5	107.9	96.8	87.1	103.3	104.6	104.7	103.4
30(2018)年	97.9	93.8	99.7	96.0	106.6	91.2	78.7	99.6	106.0	105.6	108.7
令和元(2019)年	95.4	92.4	91.4	86.6	100.3	92.8	64.1	112.3	101.4	100.5	109.3
原 指 数											
平成31(2019)年4月	95.2	90.8	85.5	79.5	96.6	93.2	65.6	111.9	103.7	102.1	117.4
令和元(2019)年5月	94.9	92.7	88.9	86.0	94.2	94.5	72.4	109.4	99.2	99.3	98.7
6月	102.6	101.8	97.4	99.5	93.5	103.8	83.3	117.6	104.3	103.0	114.7
7月	106.3	105.6	98.9	97.4	101.8	108.5	85.9	123.9	107.7	106.9	113.7
8月	88.0	86.8	90.4	90.1	90.8	85.2	54.2	106.1	90.4	89.5	98.0
9月	98.6	96.1	103.6	98.7	112.6	92.8	54.9	118.4	103.5	102.3	113.7
10月	93.6	88.5	82.1	71.4	101.9	91.4	50.5	119.1	103.8	102.8	112.3
11月	93.8	89.0	81.4	67.9	106.4	92.5	53.1	119.1	103.3	102.2	112.1
12月	89.0	85.1	86.1	79.8	97.7	84.6	50.9	107.4	96.9	95.2	111.1
令和2(2020)年1月	84.4	80.4	75.8	66.5	93.0	82.5	49.8	104.6	92.2	92.0	94.0
2月	86.2	82.3	87.7	81.5	99.1	79.8	42.9	104.8	94.0	92.7	105.1
3月	99.8	97.4	104.6	103.6	106.5	94.1	59.9	117.3	104.7	103.4	116.2
4月	89.8	88.6	83.4	79.5	90.7	90.9	56.9	114.0	92.1	90.4	106.4
前年同月比(%)	▲ 5.7	▲ 2.4	▲ 2.5	0.0	▲ 6.1	▲ 2.5	▲ 13.3	1.9	▲ 11.2	▲ 11.5	▲ 9.4
季節調整済指数											
平成31(2019)年4月	96.4	92.8	97.1	94.7	101.6	90.7	65.2	106.5	102.8	101.9	109.9
令和元(2019)年5月	100.4	98.4	101.7	101.0	102.8	96.8	66.2	120.1	104.3	104.2	103.2
6月	98.3	96.8	92.6	89.7	97.3	98.4	70.6	119.2	101.4	100.1	111.6
7月	98.2	95.8	94.3	92.5	96.7	95.5	69.9	117.2	103.2	102.2	111.4
8月	96.4	94.8	94.4	92.6	97.2	95.1	60.6	116.1	100.1	98.7	111.1
9月	98.2	96.2	97.3	88.8	113.1	95.8	58.7	119.0	102.1	100.8	111.3
10月	90.5	85.8	83.8	77.7	94.8	86.3	48.9	110.7	99.4	98.8	104.8
11月	92.7	88.9	83.4	72.2	101.2	91.4	55.2	114.1	100.2	99.4	106.5
12月	89.4	84.5	83.9	77.8	94.6	85.1	54.3	104.6	99.2	97.7	112.1
令和2(2020)年1月	94.1	91.5	84.5	78.1	98.2	95.7	64.2	118.5	99.0	98.2	107.4
2月	89.9	87.3	86.6	84.2	95.2	86.7	42.8	118.3	96.1	94.9	106.7
3月	92.0	89.2	87.8	82.2	99.4	90.5	58.4	111.7	97.4	96.1	108.7
4月	89.8	89.3	93.7	93.2	94.7	87.4	56.9	105.9	90.4	89.2	99.6
前月比(%)	▲ 2.4	0.1	6.7	13.4	▲ 4.7	▲ 3.4	▲ 2.6	▲ 5.2	▲ 7.2	▲ 7.2	▲ 8.4

特殊分類別出荷指数

平成27(2015)年=100

特殊分類	鉱工業	最 終 需 要 財							生産財	鉱工業用 生産財	その他用 生 産 財
		投資財			消費財	耐 久 消費財	非耐久 消費財				
			資本財	建設財							
ウェイト	10000.0	6709.7	1772.0	1178.5	593.5	4937.7	2143.8	2793.9	3290.3	3046.9	243.4
平成27(2015)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28(2016)年	99.2	99.9	97.0	95.7	99.6	100.9	102.2	99.9	97.8	97.4	103.4
29(2017)年	100.6	98.5	104.2	102.7	107.2	96.4	90.8	100.7	105.0	104.5	110.5
30(2018)年	95.9	91.6	100.5	97.6	106.2	88.4	74.7	99.0	104.7	103.8	116.8
令和元(2019)年	93.5	90.0	91.2	86.6	100.4	89.6	61.2	111.4	100.7	99.3	117.0
原 指 数											
平成31(2019)年4月	91.9	86.7	83.2	75.4	98.5	87.9	51.4	115.9	102.5	100.4	128.1
令和元(2019)年5月	88.6	84.1	86.5	82.5	94.5	83.2	57.8	102.7	97.8	97.3	105.0
6月	99.7	99.1	96.3	97.4	94.0	100.1	81.9	114.1	101.0	99.5	120.5
7月	101.9	99.7	95.9	93.2	101.3	101.1	69.2	125.6	106.2	105.0	121.7
8月	92.7	93.3	92.8	93.1	92.3	93.5	79.6	104.2	91.4	90.3	104.0
9月	101.5	101.4	106.1	105.0	108.5	99.7	74.7	119.0	101.7	100.2	119.2
10月	87.9	81.0	79.3	68.0	101.9	81.6	43.3	111.0	102.0	100.0	127.0
11月	90.3	84.4	81.1	68.4	106.2	85.6	42.4	118.8	102.2	100.5	123.7
12月	92.2	88.4	90.0	85.8	98.4	87.8	47.5	118.7	100.1	98.5	120.1
令和2(2020)年1月	80.8	75.4	73.1	64.2	90.8	76.2	40.7	103.4	92.0	91.9	93.6
2月	83.5	79.0	89.2	84.5	98.5	75.4	43.1	100.2	92.5	91.2	108.9
3月	94.1	88.6	103.0	103.2	102.6	83.5	50.5	108.8	105.2	103.5	126.9
4月	83.5	78.7	81.2	77.7	88.4	77.7	35.5	110.1	93.3	91.6	114.6
前年同月比(%)	▲ 9.1	▲ 9.2	▲ 2.4	3.1	▲ 10.3	▲ 11.6	▲ 30.9	▲ 5.0	▲ 9.0	▲ 8.8	▲ 10.5
季節調整済指数											
平成31(2019)年4月	98.3	96.1	98.6	96.2	102.5	95.3	64.7	115.2	104.0	102.4	120.9
令和元(2019)年5月	99.2	96.9	102.4	101.9	103.8	94.8	65.1	116.9	104.4	103.8	113.6
6月	95.8	94.1	93.7	90.8	98.9	93.3	68.8	117.1	97.9	95.7	128.7
7月	94.6	90.4	95.2	93.9	96.6	87.9	53.1	120.6	101.6	100.0	122.7
8月	97.1	95.9	96.3	95.2	98.2	96.3	80.4	107.7	100.0	97.8	119.3
9月	97.9	96.2	97.7	91.9	109.7	96.2	69.7	119.9	100.5	100.5	112.7
10月	86.0	79.6	80.6	72.7	95.3	78.9	41.2	108.2	99.4	98.4	107.9
11月	88.6	83.5	81.4	70.8	100.8	84.1	42.2	112.6	98.7	97.9	107.5
12月	89.9	84.8	85.7	81.9	93.8	84.5	48.3	109.5	100.9	99.3	122.1
令和2(2020)年1月	90.5	86.2	83.2	76.7	95.2	87.4	49.0	117.8	100.4	99.2	113.7
2月	89.9	85.8	90.5	88.2	96.3	83.5	42.3	119.9	98.4	97.4	113.8
3月	86.8	81.4	84.8	80.0	96.2	81.7	52.2	102.5	98.2	96.5	118.1
4月	87.6	85.6	93.7	95.6	91.3	83.0	45.5	105.3	92.4	91.1	107.8
前月比(%)	0.9	5.2	10.5	19.5	▲ 5.1	1.6	▲ 12.8	2.7	▲ 5.9	▲ 5.6	▲ 8.7

特殊分類別在庫指数

平成27(2015)年=100

特殊分類	鉱工業	最終 需要財	投資財			消費財	耐 久 消費財	非耐久 消費財	生産財	鉱工業用 生産財	その他用 生産財
			投資財	資本財	建設財						
ウエイト	10000.0	5342.2	2052.0	1656.0	396.0	3290.2	1915.0	1375.2	4657.8	4418.9	238.9
平成27(2015)年	91.2	85.7	86.9	83.0	103.2	85.0	78.4	94.0	97.6	98.7	76.6
28(2016)年	92.1	89.5	62.2	54.0	96.1	106.6	94.1	123.9	95.1	95.4	89.6
29(2017)年	95.1	94.1	62.4	53.7	98.9	113.9	92.5	143.7	96.2	97.3	75.7
30(2018)年	94.7	89.2	56.2	43.2	110.8	109.8	83.4	146.6	101.1	101.4	94.5
令和元(2019)年	95.6	89.7	57.1	46.8	100.2	110.1	70.3	165.5	102.3	102.1	106.3
原 指 数											
平成31(2019)年4月	102.2	101.2	68.3	57.1	115.2	121.8	110.0	138.1	103.4	103.1	108.6
令和元(2019)年5月	113.1	122.2	79.4	70.3	117.5	148.9	144.5	155.1	102.6	102.1	111.4
6月	120.2	133.6	72.2	62.7	112.0	171.9	177.6	163.9	104.7	104.0	118.6
7月	143.7	177.7	72.5	61.2	119.8	243.3	302.7	160.7	104.6	103.7	120.8
8月	108.2	111.9	65.9	53.6	117.3	140.6	121.2	167.5	104.1	102.9	126.5
9月	98.4	94.4	62.8	50.2	115.8	114.0	77.8	164.5	103.0	101.3	134.3
10月	100.8	101.1	66.4	52.3	125.1	122.7	84.8	175.4	100.5	99.7	115.0
11月	103.4	103.5	63.7	50.9	117.3	128.3	92.7	177.9	103.3	103.2	106.3
12月	95.6	89.7	57.1	46.8	100.2	110.1	70.3	165.5	102.3	102.1	106.3
令和2(2020)年1月	98.5	97.1	64.8	52.7	115.5	117.2	81.4	167.1	100.2	98.8	125.2
2月	97.0	93.0	62.9	51.5	110.3	111.8	66.9	174.3	101.6	99.7	137.1
3月	96.4	96.0	59.4	47.9	107.3	118.8	67.9	189.6	97.0	95.2	129.7
4月	104.7	111.6	65.3	53.8	113.2	140.5	105.9	188.8	96.7	94.8	131.1
前年同月比(%)	2.4	10.3	▲ 4.4	▲ 5.8	▲ 1.7	15.4	▲ 3.7	36.7	▲ 6.5	▲ 8.1	20.7
季節調整済指数											
平成31(2019)年4月	103.6	103.0	70.2	58.5	118.1	122.0	111.9	136.0	104.0	103.0	123.5
令和元(2019)年5月	103.3	104.2	78.0	67.9	120.3	119.9	101.4	152.3	102.4	101.6	122.0
6月	107.4	110.6	68.4	58.1	115.2	136.5	124.4	156.1	102.8	102.5	108.8
7月	134.3	159.9	68.1	55.4	120.8	219.4	263.9	149.0	102.4	102.9	96.0
8月	108.8	113.3	63.0	50.2	118.8	148.0	130.9	171.4	104.3	104.2	93.7
9月	104.0	103.7	64.0	51.5	116.9	129.5	94.8	172.2	103.6	103.6	110.2
10月	103.6	105.2	66.8	53.7	119.2	129.3	94.8	171.5	101.4	100.8	114.9
11月	105.1	106.8	65.0	54.1	110.4	132.5	95.8	181.6	103.4	102.1	142.3
12月	102.1	101.1	62.4	53.4	99.2	125.7	83.7	179.5	103.2	101.9	136.4
令和2(2020)年1月	101.6	103.7	65.9	53.6	114.5	127.2	93.9	169.8	99.6	97.8	134.3
2月	97.2	94.1	60.4	48.9	110.3	114.9	71.2	174.8	100.9	98.8	144.1
3月	104.1	108.3	62.9	51.7	110.2	134.9	87.0	192.5	99.3	96.9	148.4
4月	106.1	113.6	67.1	55.2	116.0	140.7	107.7	186.0	97.3	94.7	149.1
前月比(%)	1.9	4.9	6.7	6.8	5.3	4.3	23.8	▲ 3.4	▲ 2.0	▲ 2.3	0.5

特殊分類別在庫率指数

平成27(2015)年=100

特殊分類	鉱工業	最 終 需要財	投資財			消費財	耐 久 消費財		生産財	鉱工業用 生産財	その他用 生産財
			投資財	資本財	建設財		耐 久 消費財	非耐久 消費財			
ウエイト	10000.0	5342.2	2052.0	1656.0	396.0	3290.2	1915.0	1375.2	4657.8	4418.9	238.9
平成27(2015)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28(2016)年	104.2	109.8	89.2	87.8	95.1	122.6	127.0	116.5	97.9	97.1	112.4
29(2017)年	97.5	103.1	77.3	73.5	93.7	119.1	103.7	140.5	91.1	91.9	76.4
30(2018)年	114.8	133.1	71.0	65.1	95.3	171.9	181.2	158.9	93.8	93.5	99.1
令和元(2019)年	121.7	139.2	77.9	70.8	107.5	177.4	173.7	182.6	101.7	101.8	98.9
原 指 数											
平成31(2019)年4月	111.0	124.0	80.0	74.3	103.8	151.5	132.5	178.1	96.1	96.8	82.6
令和元(2019)年5月	124.0	141.6	95.8	91.9	111.8	170.2	161.3	182.6	103.9	104.1	99.9
6月	129.9	152.5	67.4	57.8	107.6	205.5	217.6	188.7	104.1	104.6	95.1
7月	190.3	272.0	65.2	55.0	107.9	401.0	541.1	206.0	96.5	96.6	94.7
8月	116.1	120.1	71.9	61.4	115.6	150.1	115.5	198.3	111.6	111.1	121.1
9月	97.5	94.4	65.3	55.5	106.2	112.6	79.1	159.3	101.0	100.6	108.4
10月	126.4	152.9	93.8	89.8	110.2	189.7	168.7	219.0	96.1	96.7	85.5
11月	131.4	156.2	91.2	88.5	102.3	196.7	190.4	205.5	103.1	104.0	85.1
12月	103.3	103.1	72.5	66.9	95.7	122.2	104.1	147.4	103.5	104.2	92.1
令和2(2020)年1月	134.8	155.8	120.6	119.7	124.3	177.8	148.0	219.2	110.7	109.6	131.3
2月	116.1	124.5	89.2	83.3	114.0	146.6	96.7	216.0	106.5	105.7	122.5
3月	103.4	115.8	63.0	52.5	106.7	148.7	89.6	231.1	89.2	88.8	97.5
4月	137.4	171.2	80.8	70.9	122.5	227.6	239.2	211.5	98.7	97.6	118.4
前年同月比(%)	23.8	38.1	1.0	▲ 4.6	18.0	50.2	80.5	18.8	2.7	0.8	43.3
季節調整済指数											
平成31(2019)年4月	108.7	115.0	74.2	66.9	106.1	138.2	105.1	176.7	98.9	99.0	98.3
令和元(2019)年5月	105.7	111.6	92.4	87.8	109.4	125.5	108.2	163.4	100.0	99.7	101.5
6月	135.8	158.9	87.5	80.7	111.1	198.6	200.0	184.4	107.7	109.1	82.0
7月	186.8	267.8	73.9	64.3	109.7	381.6	510.3	193.2	97.2	99.2	73.0
8月	113.8	121.0	62.9	52.0	111.0	165.5	136.9	200.9	104.7	108.7	75.3
9月	108.7	113.6	77.7	73.0	104.4	136.6	104.9	168.9	104.5	103.9	104.5
10月	124.9	145.2	104.0	102.0	112.3	168.3	147.9	220.6	101.6	101.2	109.3
11月	128.9	149.1	80.1	74.7	101.6	193.8	178.7	214.9	105.3	104.1	137.4
12月	114.0	125.0	76.9	71.0	97.9	154.4	139.4	173.2	102.1	101.3	113.8
令和2(2020)年1月	119.0	134.8	88.9	83.5	118.1	168.1	149.4	199.1	98.9	98.0	118.8
2月	113.5	122.8	81.4	74.4	111.3	149.6	105.1	206.2	102.3	101.1	126.0
3月	126.1	152.4	78.5	69.3	112.6	191.9	133.3	259.8	99.1	97.8	127.0
4月	134.5	158.7	74.9	63.8	125.3	207.6	189.7	209.9	101.6	99.8	140.9
前月比(%)	6.7	4.1	▲ 4.6	▲ 7.9	11.3	8.2	42.3	▲ 19.2	2.5	2.0	10.9



問い合わせ先

栃木県県民生活部統計課統計分析担当

電話 028(623)2244(直通)

E-mail tokeika@pref.tochigi.lg.jp

◆◇「とちぎの統計情報」(栃木県ホームページ内)◇◆

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c04/pref/toukei/toukei/top.html>

株式会社あしぎん総合研究所
あしぎん経済概況 2020 年7月号

■総括判断

栃木県の基調判断		前月からの 変化
弱い動き		➡
7月1日に公表された「日銀短観」の6月調査によると、ほぼ全ての業種で景況感が悪化しており、新型コロナウイルス感染症の影響を色濃く反映した。 栃木県においては、サービス消費を中心に個人消費が停滞し、製造業でも生産調整が継続するなど、県内経済への下押し圧力が強まっている。さらに、GWの行楽需要が剥落したサービス産業を中心に雇用情勢が急速に悪化しており、雇用・所得環境の悪化を通じた個人消費への影響を注視する必要がある。		
主要項目		前月からの 変化
生産活動	弱い動き	➡
	主要業種を中心に生産活動の停滞が続いており、基調は弱い。	
個人消費	弱い動き	➡
	外出自粛に伴う巣ごもり需要がみられるも、自動車販売が大きく落ち込むなど、弱い動きがみられる。	
住宅投資	弱い動き	➡
	持家の減少が続いており、弱い動きとなっている。	
設備投資	弱含みの動き	➡
	先行きの不透明感が強まっていることから投資を先送りする動きがみられるなど、基調は弱まっている。	
公共投資	緩やかな回復	➡
	昨年の台風19号による復旧対応など、公共工事は緩やかな回復が見込まれる。	
雇用情勢	弱い動き	➡
	有効求人倍率、新規求人数ともに大きく減少しており、雇用環境は急速に悪化している。	

※1 2020年7月上旬に入手可能なデータを基に作成(5月データ基準)。

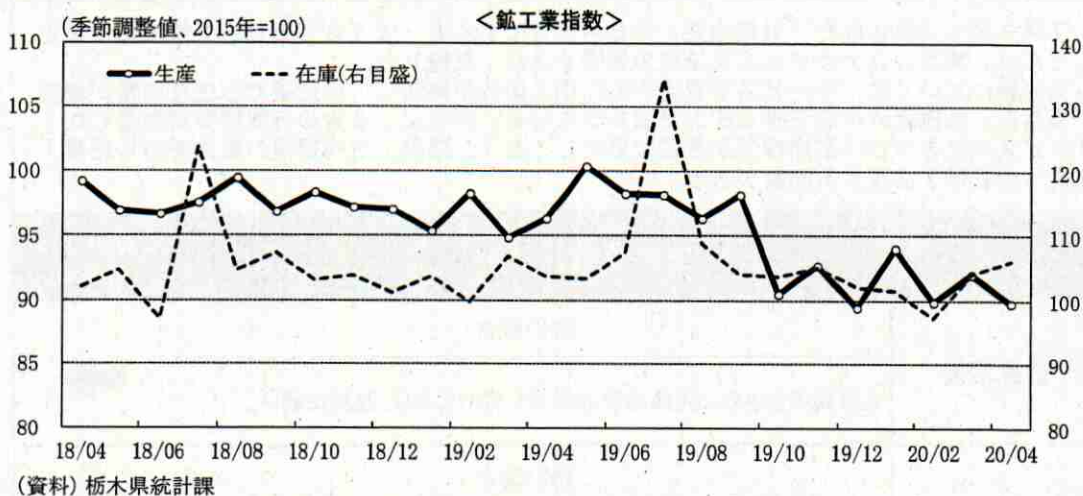
※2 基調判断の強弱は以下の7段階で表現されている。

極めて弱い	弱い動き	弱含みの動き	横ばい圏の動き	持ち直しの動き	緩やかな回復	力強い回復
←						→
弱						強

■栃木県の生産活動—弱い動き

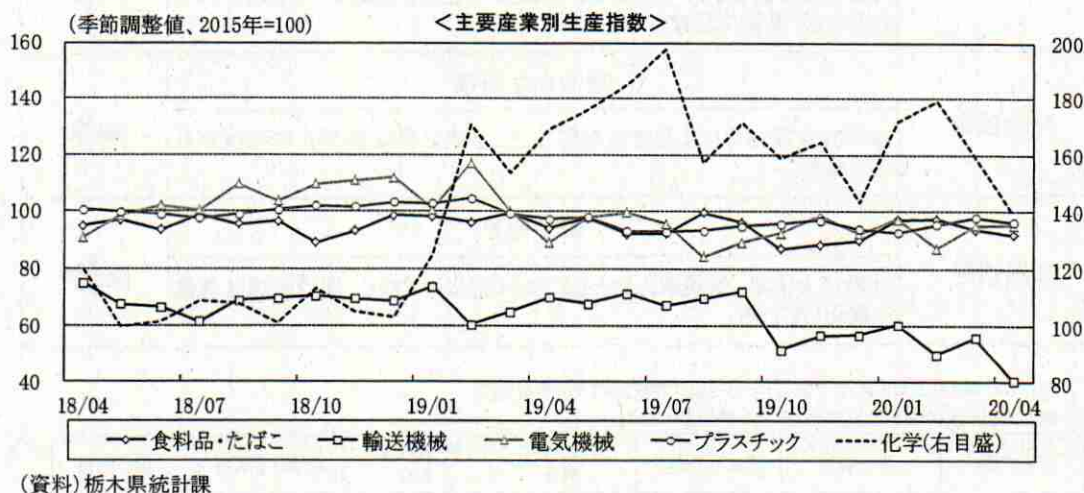
- ✓ 4月の鉱工業指数(季節調整値)は、生産指数が前月比▲2.4%の89.8と2カ月ぶりに低下した。在庫指数は、前月比+1.9%の106.1と2カ月連続で上昇した。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響により、県内主要企業が生産調整を行っており、弱い動きとなっている。

【図表1】



- ✓ 主要業種(ウェイト上位5業種)の生産指数は、「輸送機械」で普通乗用車など、「化学」では医薬品などの品目が低下し、全体を押し下げた。
- ✓ さらに、「輸送機械」の在庫指数は同+62.0%と2カ月連続で上昇した。コロナ禍で内外需が停滞し、出荷が大幅に減少したことが影響している可能性。

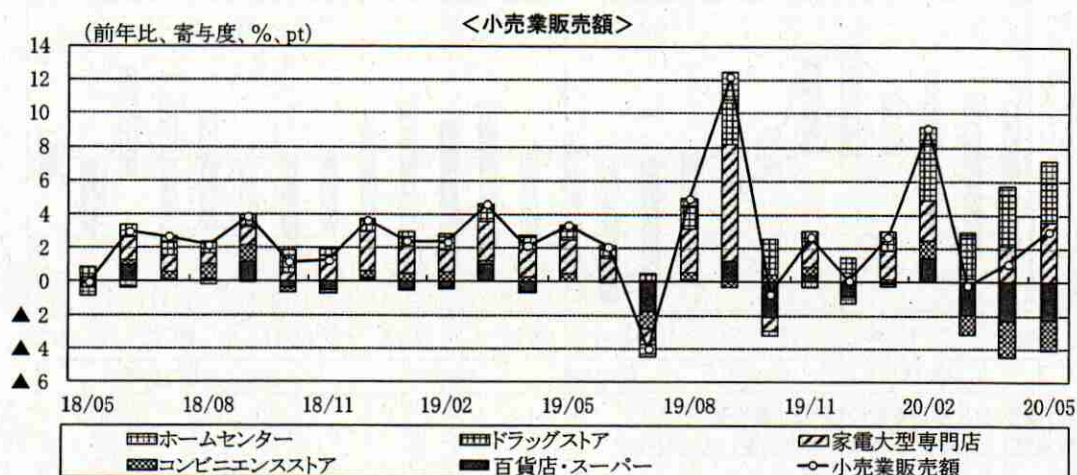
【図表2】



■栃木県の個人消費—弱い動き

- ✓ 5月の小売業販売額※1は、前年比+3.1%と2カ月連続で前年を上回った。
- ✓ GW期間中における巣ごもり需要が全体の上昇に寄与した可能性。
- ✓ 巣ごもり需要を取り込む一部業種が好調を維持するものの、観光施設の休業など、GWのレジャー需要が消滅したサービス産業の動向などを踏まえると、弱い動きとなっている。

【図表3】



(資料) 経済産業省「商業動態統計調査」より当社作成

- ✓ 6月の乗用車新車登録・届出台数は、前年比▲20.5%と7カ月連続で前年を下回った。
- ✓ トレンド(後方3カ月移動平均前年比)をみると、登録車・軽乗用車ともにマイナス寄与が続き、減少幅はさらに拡大している。

【図表4】



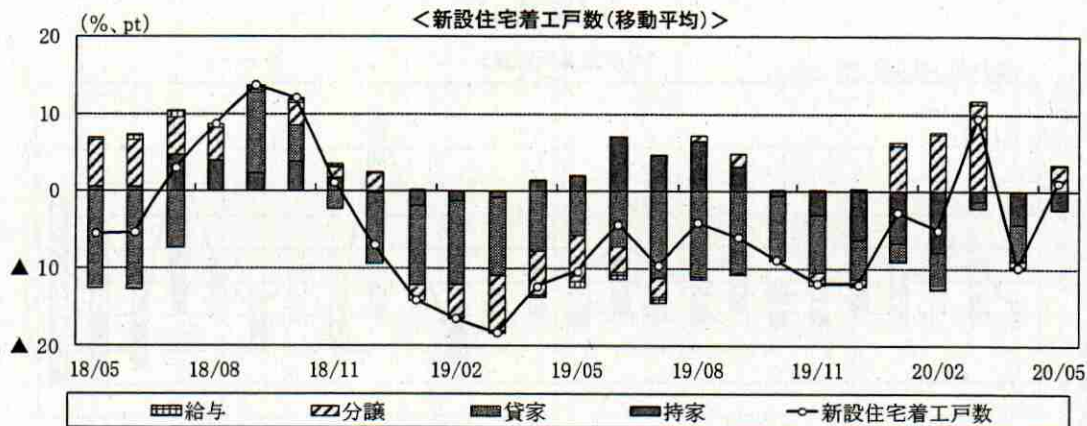
(注) 後方3カ月移動平均の前年比・寄与度

(資料) 自販連栃木県支部、栃木県軽自動車協会データより当社作成

■栃木県の住宅投資—弱い動き

- ✓ 5月の新設住宅着工戸数は、前年比+20.8%と2カ月ぶりに前年を上回った。
- ✓ トレンド(後方3カ月移動平均前年比)でみると、分譲(主にマンション)によるプラス寄与がみられるものの、持家は8カ月連続のマイナス寄与が続き、総じてみれば弱い動きとなっている。

【図表5】



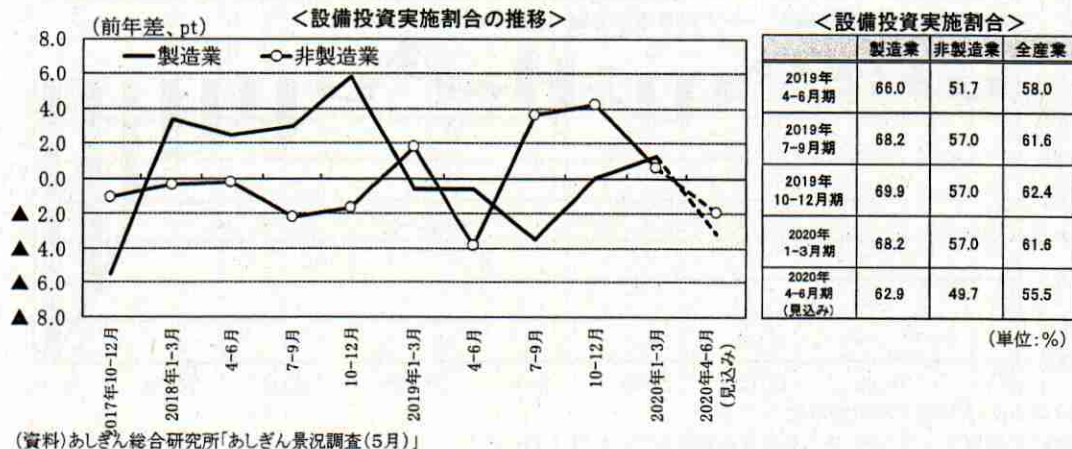
(注) 後方3カ月移動平均の前年比・寄与度

(資料) 国土交通省「建築着工統計調査」より当社作成

■栃木県の設備投資—弱含みの動き

- ✓ 「あしぎん景況調査(5月)」では、県内企業の4-6月期の設備投資実施割合(見込み)は、製造業及び非製造業で減少の見込みとなっている(図表6左)。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による先行きの不透明感から、投資時期を含め再検討する企業が増加したと考えられる。

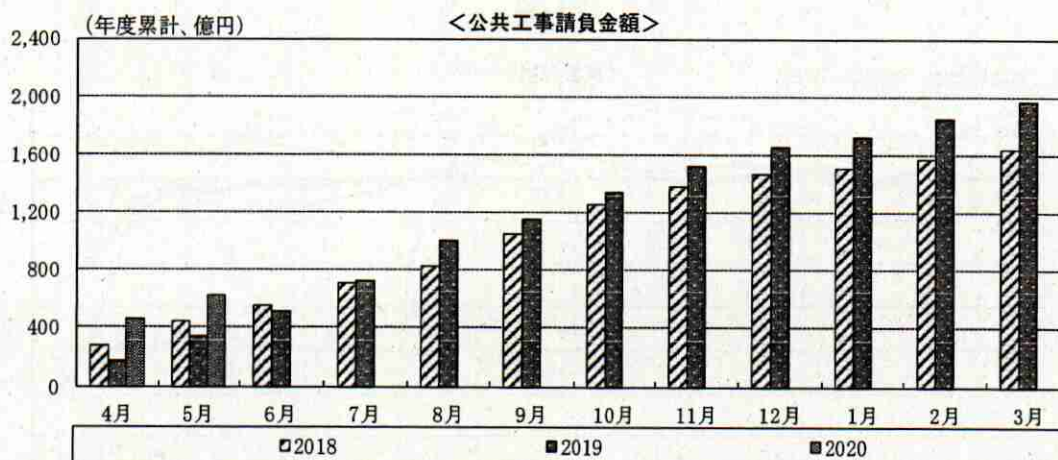
【図表6】



■栃木県の公共投資—緩やかな回復

- ✓ 5月の公共工事請負金額は、前年比+5.1%と、2020年度に入ってから以降、2カ月連続で前年を上回った。
- ✓ 発注者別では、ウェートの大きい県が同+43.1%と増加し全体を押し上げた。

【図表7】

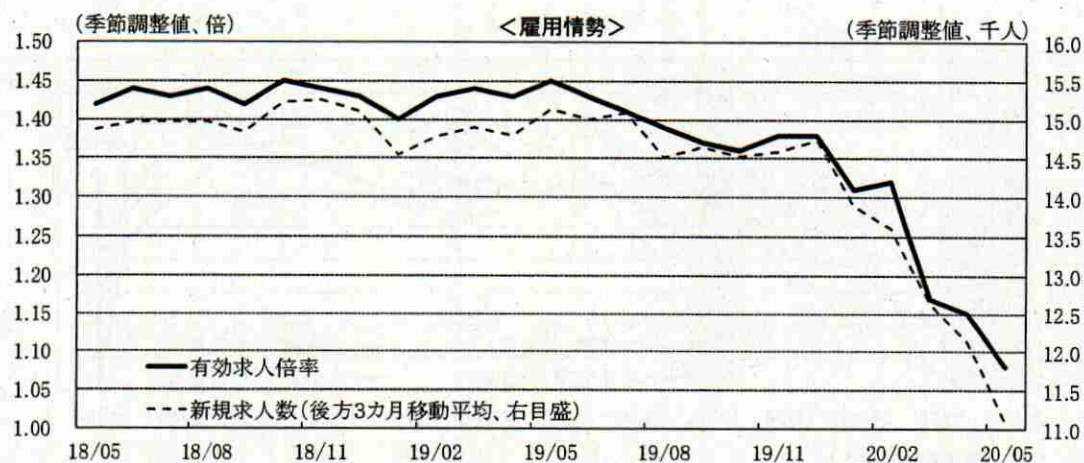


(資料) 東日本建設業保証「公共工事前払保証統計」より当社作成

■栃木県の雇用情勢—弱い動き

- ✓ 5月の有効求人倍率(季節調整値)は前月比▲0.07ptの1.08倍となった。全国的には同▲0.12ptの1.20倍と、46年ぶりの下げ幅となった。先行指標の新規求人数は前年比▲34.5%と大きく減少している。
- ✓ 主要観光施設の営業自粛などによりレジャー需要が剥落した「宿泊業・飲食サービス業」では、新規求人数が前年比▲89.2%と大幅に減少するなど、県内の雇用環境は急速に悪化している。

【図表8】



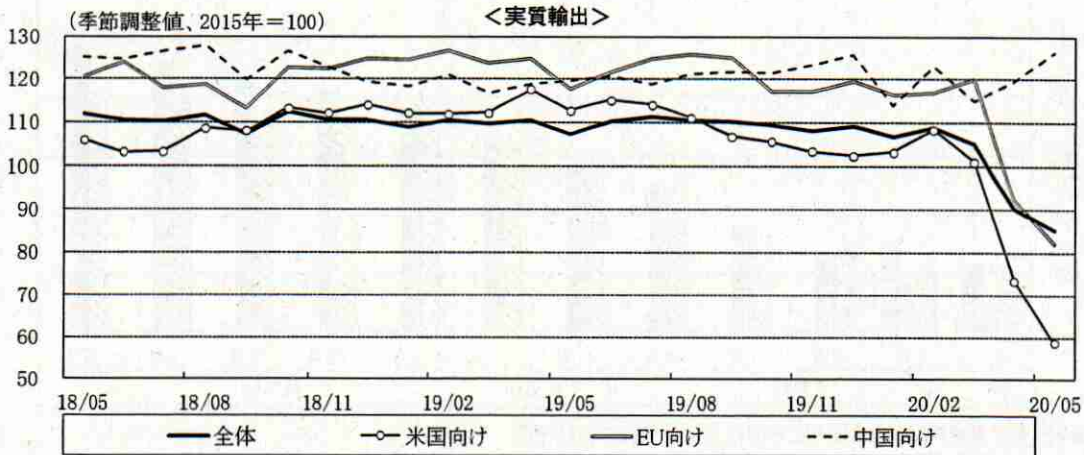
(資料) 厚生労働省「一般職業紹介状況」より当社作成

<トピックス>

■日本の輸出

- ✓ 5月の実質輸出(季節調整値)は、前月比▲5.8%と3カ月連続で減少した。
- ✓ 中国向けが伸長する一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く米国や欧州向けがさらに減少し、全体を押し下げた。

【図表9】

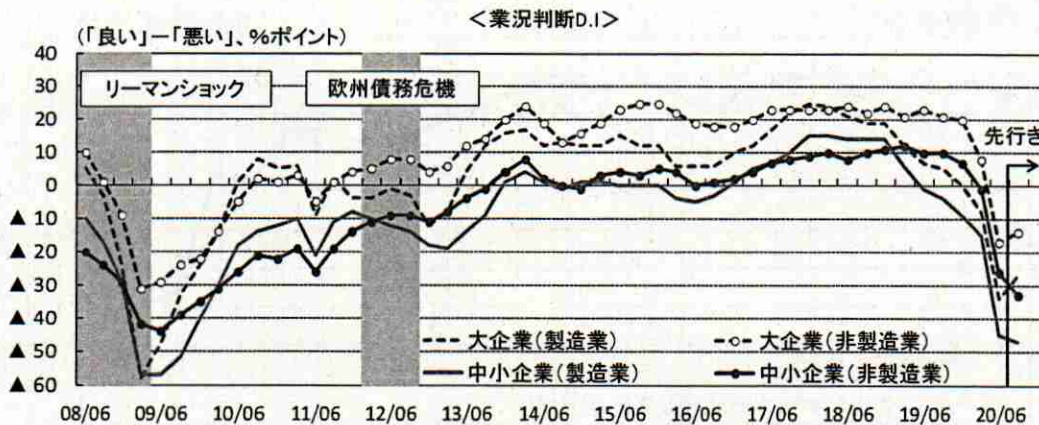


(資料) 日本銀行

■日銀短観(2020 年6月)

- ✓ 日本銀行が7月1日に公表した日銀短観によると、企業の景況感を示す業況判断 D.I 値は、これまでプラス圏にあった「大企業(非製造業)」で▲17 と、東日本大震災以来のマイナス圏に転じた(図表 10)。
- ✓ 特に「宿泊・飲食サービス」は大企業で▲91(前回調査比▲32)、中小企業で▲87(同▲35)と大幅に悪化した。

【図表 10】



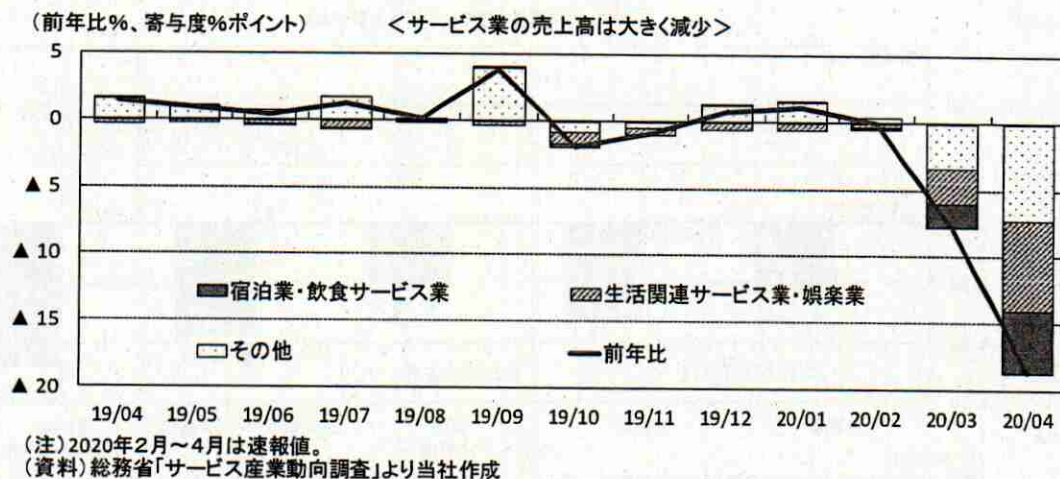
(注) シャドーは景気後退期。

(資料) 日本銀行「第185回全国企業短期経済観測調査」

■全国のサービス産業の売上高の推移

- ✓ 4月のサービス産業の売上高は前年比▲18.6%となった。特に、「宿泊業・飲食サービス業」は同▲61.4%、「生活関連サービス業・娯楽業」で同▲56.1%の大幅な減少となった。
- ✓ 外出自粛とインバウンド需要の剥落などにより、サービス産業の売上高は大きく減少している。また、GWの行楽需要剥落により、5月も引き続き厳しい状況が想定される。

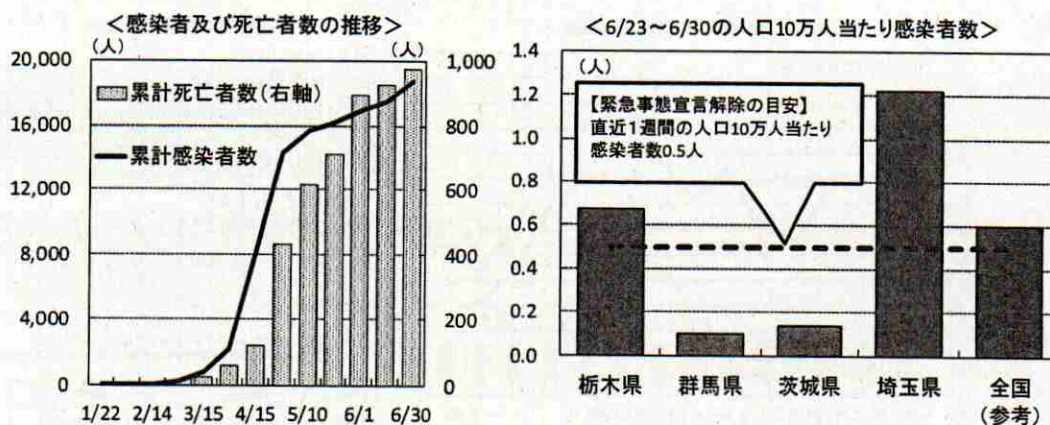
【図表11】



■新型コロナウイルス感染症の感染者数

- ✓ 6月30日時点における国内の累計感染者数は18,723人、累計死亡者は974人(図表12左)。
- ✓ 6月23日から6月30日までの「直近1週間の人口10万人当たりの感染者数」をみると、栃木県は0.67人となっている(図表12右)。

【図表12】

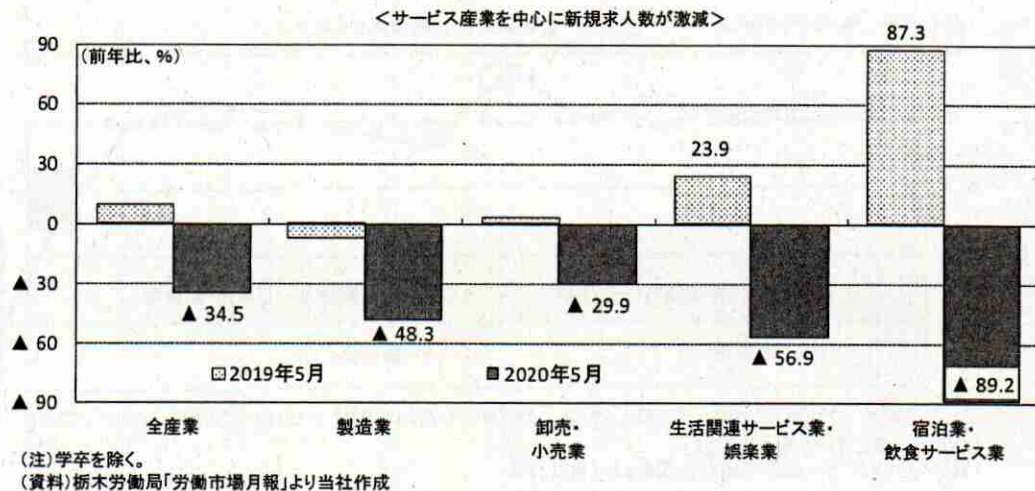


(注) 左図は厚生労働省による6月30日24:00時点の数値。右図において、全国は概算値。
(資料) 各県、厚生労働省公表資料、総務省「人口推計」より当社作成

■栃木県の新規求人数(5月)

- ✓ 5月の栃木県の新規求人数は全産業で前年比▲34.5%となった。特に「宿泊・飲食業」では前年同月が同+87.3%であったのに対し、今年は同▲89.2%と大きく減少している。
- ✓ 昨年同時期は「アフターデスティネーションキャンペーン」の実施期間であったものの、新型コロナウイルスによるGWのレジャー需要剥落などにより、サービス業の雇用環境は急速に悪化している。

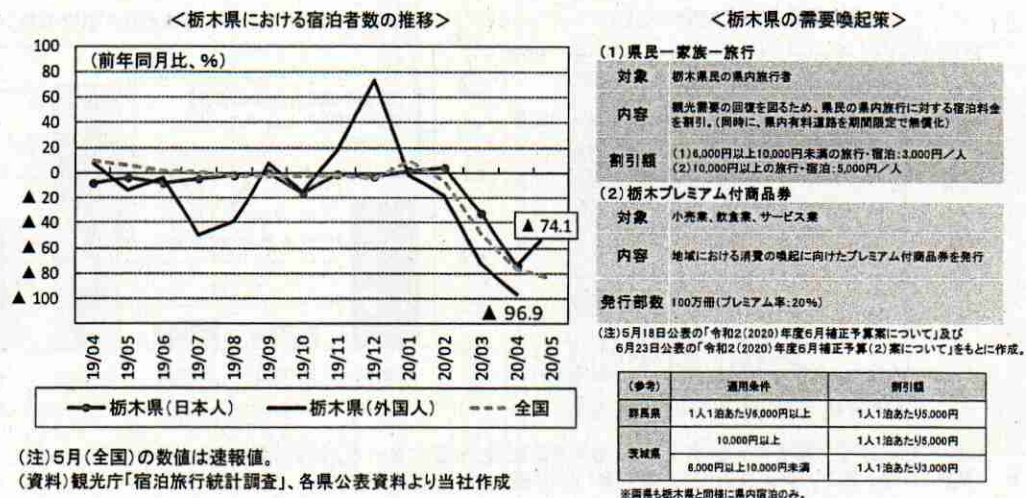
【図表13】



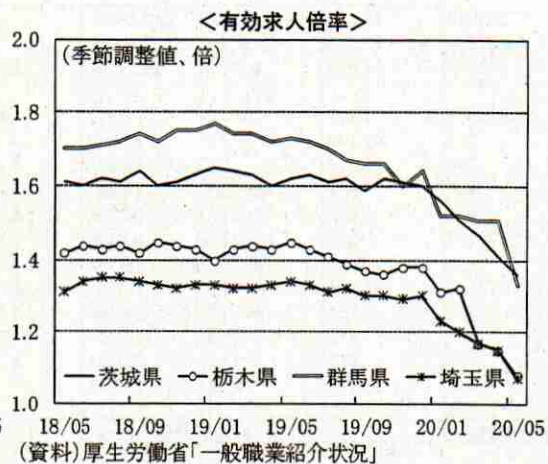
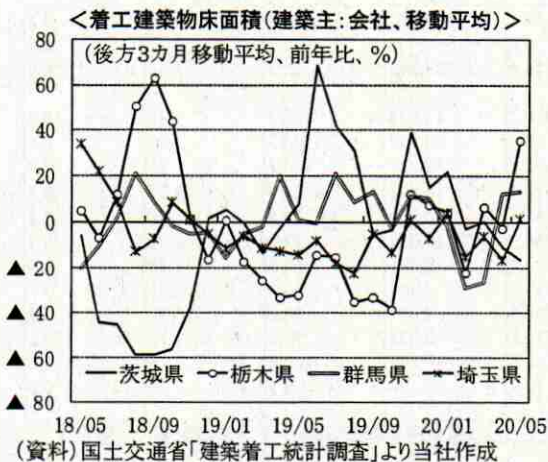
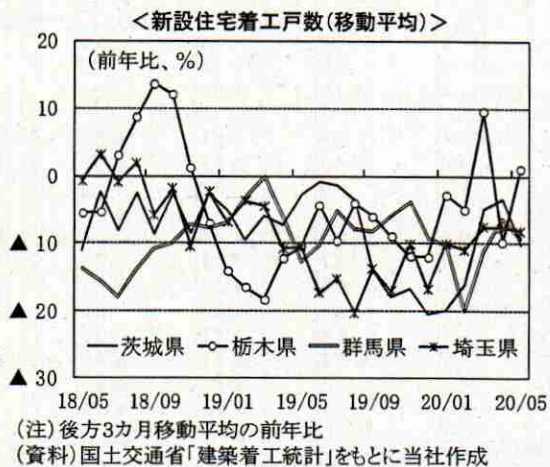
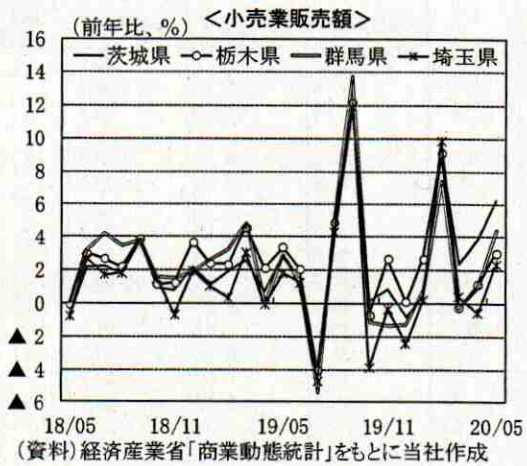
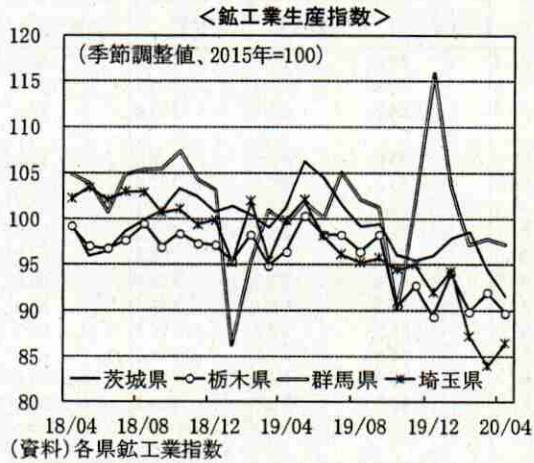
■栃木県の宿泊者数の推移と栃木県の支援策

- ✓ 5月の宿泊者数(全国、速報値)は前年比▲83.5%と大きく減少した。4月の宿泊者数(栃木県)は、日本人が同▲74.1%、外国人が同▲96.9%減少した。
- ✓ 栃木県は、困窮する観光業への支援及び県内経済の回復を目的として、県民限定の宿泊料の割引やプレミアム付商品券の発行などを行う予定。

【図表14】



■主な指標の近隣他県との比較(群馬県、茨城県、埼玉県)



■栃木県の主要経済指標

	鉱工業指数(季調値、2015=100)			主要業種別生産指数				
	生産指数	暦年:前年比 月次:前月比	在庫指数	食料品・ たばこ	輸送機械	電気機械	化学	プラスチック
2017年	100.8	2.0	95.1	98.4	88.5	93.0	114.6	100.2
2018年	97.9	▲ 2.9	94.7	95.8	70.9	101.3	108.1	100.3
2019年	95.4	▲ 2.6	95.6	93.8	64.8	96.1	161.8	96.4
2019年6月	98.3	▲ 2.1	107.4	92.0	71.5	99.5	185.0	93.1
7月	98.2	▲ 0.1	134.3	92.3	67.2	95.6	197.8	92.8
8月	96.4	▲ 1.8	108.8	99.5	69.7	84.2	157.1	93.3
9月	98.2	1.9	104.0	96.1	72.3	89.2	171.3	94.9
10月	90.5	▲ 7.8	103.6	87.0	51.7	92.4	158.8	95.7
11月	92.7	2.4	105.1	88.3	56.6	98.5	164.5	96.8
12月	89.4	▲ 3.6	102.1	89.9	56.8	92.2	143.1	93.9
2020年1月	94.1	5.3	101.6	97.0	60.5	97.2	171.9	92.7
2月	89.9	▲ 4.5	97.2	97.3	49.9	87.2	179.1	95.4
3月	92.0	2.3	104.1	93.7	55.9	95.0	159.1	97.8
4月	89.8	▲ 2.4	106.1	91.9	40.7	95.2	139.1	96.2
5月	-	-	-	-	-	-	-	-
6月	-	-	-	-	-	-	-	-
データ出典	栃木県							

	小売業販売額(前年比)						乗用車新車登録・届出台数	
	小売業 販売額	百貨店・ スーパー(全店)	コンビニ エンスストア	家電大型 専門店	ドラッグストア	ホーム センター	台数(台)	前年比
2017年	2.2	0.9	1.5	4.6	6.2	0.2	86,749	7.1
2018年	2.2	0.5	1.2	8.6	5.3	▲ 0.3	86,299	▲ 0.5
2019年	2.6	▲ 0.8	0.6	15.0	6.5	0.3	84,566	▲ 2.0
2019年6月	2.1	0.1	▲ 0.1	12.2	3.8	1.1	6,648	▲ 5.1
7月	▲ 4.0	▲ 5.2	▲ 3.9	▲ 7.5	3.0	▲ 7.6	7,032	0.4
8月	5.0	0.2	1.8	24.9	7.8	4.6	5,944	1.3
9月	12.2	3.5	▲ 1.1	65.4	15.6	18.4	8,860	12.8
10月	▲ 0.7	▲ 5.9	1.6	▲ 8.4	12.4	▲ 2.8	5,259	▲ 24.2
11月	2.7	1.1	1.8	13.5	3.7	▲ 3.1	7,213	2.6
12月	0.1	▲ 2.3	▲ 0.1	4.2	5.9	▲ 4.3	6,097	▲ 0.5
2020年1月	2.7	▲ 0.4	0.5	13.1	6.8	▲ 1.6	6,216	▲ 13.7
2月	9.1	4.1	3.9	21.6	18.4	9.8	7,385	▲ 9.3
3月	▲ 0.2	▲ 5.2	▲ 4.6	1.7	17.0	1.4	9,053	▲ 8.7
4月	1.1	▲ 6.3	▲ 8.6	19.6	18.8	4.7	3,852	▲ 38.6
5月	3.1	▲ 6.0	▲ 7.1	34.2	14.8	12.2	3,293	▲ 44.8
6月	-	-	-	-	-	-	5,284	▲ 20.5
データ出典	当社算出	経済産業省					自販連栃木県支部他	

	新設住宅着工戸数		着工建築物(建築主:会社)		公共工事請負金額		有効求人 倍率(季調値)	消費者物価 指数(コア)
	戸数	前年比	床面積(㎡)	前年比	請負金額 (年度)	前年比	倍	前年比
2017年	13,629	▲ 4.5	1,052,136	17.2	142,901	▲ 8.9	1.34	0.2
2018年	13,348	▲ 2.1	1,136,923	8.1	164,492	14.7	1.43	0.5
2019年	11,988	▲ 10.2	925,666	▲ 18.6	197,343	19.3	1.40	0.6
2019年6月	1,107	▲ 4.2	79,382	▲ 0.2	17,274	65.7	1.43	0.7
7月	1,149	▲ 7.9	87,719	3.2	20,926	34.2	1.41	0.6
8月	1,054	0.6	66,826	▲ 66.0	28,292	130.1	1.39	0.4
9月	962	▲ 10.3	78,887	15.7	15,523	▲ 31.4	1.37	0.1
10月	1,168	▲ 15.2	67,755	▲ 18.4	18,509	▲ 11.4	1.36	0.2
11月	881	▲ 8.9	96,420	48.5	18,057	37.5	1.38	0.3
12月	962	▲ 10.5	79,364	1.6	13,881	66.5	1.38	0.5
2020年1月	1,028	13.0	77,577	▲ 22.4	6,955	60.1	1.31	0.7
2月	754	▲ 16.6	32,060	▲ 50.3	12,251	95.2	1.32	0.4
3月	1,223	31.8	125,847	126.2	12,009	71.4	1.17	0.2
4月	692	▲ 38.6	50,363	▲ 45.8	45,191	160.6	1.15	▲ 0.2
5月	1,010	20.8	101,191	79.8	17,148	5.1	1.08	▲ 0.2
6月	-	-	-	-	-	-	-	-
データ出典	国土交通省		東日本建設業保証		厚生労働省		総務省	

(注) ※2 一部の係数は速報値を用いているため、確報の段階で修正されることがある。
※3 前月比・前年比の単位は%。
※4 年別は原数値・原指数による合計、年平均。

■群馬県・茨城県・埼玉県の主要経済指標

群馬県	鉱工業指数(季調値、2015=100)		小売業販売額	乗用車新車登録・届出台数	新設住宅着工戸数	着工建築物床面積	公共工事請負金額	有効求人倍率(季調値)
	生産指数	暦年:前年比 月次:前月比						
			前年比	前年比	前年比	会社、前年比	年度、前年比	倍
2017年	103.5	2.0	1.8	4.8	6.9	3.5	6.0	1.61
2018年	104.6	1.1	2.2	▲ 1.7	▲ 11.6	▲ 4.4	▲ 7.0	1.71
2019年	100.2	▲ 4.2	1.9	▲ 4.6	▲ 7.2	5.6	14.6	1.70
2019年6月	100.1	▲ 1.8	1.3	▲ 4.4	▲ 4.8	▲ 10.3	32.0	1.72
7月	105.1	5.0	▲ 5.4	1.0	▲ 10.6	73.1	129.1	1.70
8月	102.1	▲ 2.9	5.1	8.4	▲ 8.7	▲ 11.1	16.8	1.67
9月	101.2	▲ 0.9	13.7	10.3	▲ 5.6	0.5	0.9	1.66
10月	90.3	▲ 10.8	▲ 1.1	▲ 31.7	▲ 3.5	11.1	▲ 3.9	1.66
11月	102.3	13.3	▲ 1.4	▲ 13.6	▲ 2.6	19.1	19.1	1.60
12月	115.9	13.3	▲ 1.2	▲ 17.0	▲ 23.4	▲ 0.4	34.2	1.64
2020年1月	103.6	▲ 10.6	0.8	▲ 6.4	▲ 5.5	▲ 29.5	13.6	1.52
2月	97.1	▲ 6.3	7.4	▲ 6.6	▲ 30.5	▲ 49.4	▲ 57.7	1.52
3月	97.8	0.7	▲ 0.3	▲ 5.1	6.2	19.8	14.2	1.51
4月	97.1	▲ 0.7	0.9	▲ 30.4	11.5	114.6	▲ 2.9	1.51
5月	-	-	4.4	▲ 44.1	▲ 38.5	▲ 48.8	▲ 57.4	1.33
6月	-	-	-	▲ 19.6	-	-	-	-
データ出典	群馬県		当社算出	自販連群馬県支部	国土交通省	東日本建設業保証	厚生労働省	

茨城県	鉱工業指数(季調値、2015=100)		小売業販売額	乗用車新車登録・届出台数	新設住宅着工戸数	着工建築物床面積	公共工事請負金額	有効求人倍率(季調値)
	生産指数	暦年:前年比 月次:前月比						
			前年比	前年比	前年比	会社、前年比	年度、前年比	倍
2017年	100.7	3.1	0.7	4.7	▲ 8.3	19.5	▲ 15.0	1.45
2018年	99.9	▲ 0.8	1.2	0.0	▲ 6.1	▲ 29.9	▲ 2.3	1.60
2019年	99.8	▲ 0.1	1.8	▲ 1.4	▲ 10.7	14.2	9.2	1.62
2019年6月	104.6	▲ 1.6	1.0	1.7	15.9	172.4	18.0	1.63
7月	101.6	▲ 2.9	▲ 4.7	5.2	▲ 5.7	▲ 15.3	23.1	1.61
8月	99.2	▲ 2.4	5.5	16.1	▲ 19.5	▲ 33.6	29.4	1.62
9月	99.5	0.3	11.8	8.8	▲ 17.0	55.7	▲ 6.0	1.59
10月	96.1	▲ 3.4	0.2	▲ 28.7	▲ 17.1	▲ 11.5	28.3	1.62
11月	95.5	▲ 0.6	0.9	▲ 16.2	▲ 15.6	79.8	▲ 9.8	1.61
12月	96.0	0.5	▲ 0.8	▲ 3.4	▲ 27.9	▲ 2.8	▲ 19.2	1.60
2020年1月	97.8	1.9	0.4	▲ 16.0	▲ 14.2	14.2	65.2	1.56
2月	98.6	0.8	9.1	▲ 8.4	▲ 0.9	▲ 18.5	▲ 40.4	1.51
3月	94.3	▲ 4.4	2.4	▲ 5.4	0.0	5.4	9.2	1.47
4月	91.6	▲ 2.9	3.9	▲ 25.9	▲ 9.0	▲ 18.6	▲ 34.3	1.41
5月	-	-	6.3	▲ 46.1	▲ 21.8	▲ 42.2	122.8	1.36
6月	-	-	-	▲ 25.0	-	-	-	-
データ出典	茨城県		当社算出	自販連茨城県支部	国土交通省	東日本建設業保証	厚生労働省	

埼玉県	鉱工業指数(季調値、2015=100)		小売業販売額	乗用車新車登録・届出台数	新設住宅着工戸数	着工建築物床面積	公共工事請負金額	有効求人倍率(季調値)
	生産指数	暦年:前年比 月次:前月比						
			前年比	前年比	前年比	会社、前年比	年度、前年比	倍
2017年	100.8	0.6	0.6	4.4	▲ 3.8	15.4	▲ 0.8	1.23
2018年	101.3	0.5	1.5	0.7	▲ 1.8	3.3	▲ 2.2	1.33
2019年	96.2	▲ 5.0	0.9	▲ 1.9	▲ 13.4	▲ 7.5	5.9	1.31
2019年6月	98.1	▲ 3.9	1.3	0.9	▲ 18.6	▲ 20.1	3.1	1.33
7月	96.1	▲ 2.0	▲ 4.7	5.8	▲ 16.1	▲ 19.6	15.5	1.31
8月	95.2	▲ 0.9	4.3	5.6	▲ 25.4	▲ 26.6	4.3	1.32
9月	95.7	0.5	11.9	9.6	3.8	55.0	▲ 17.5	1.30
10月	94.5	▲ 1.3	▲ 3.9	▲ 24.7	▲ 25.7	▲ 40.4	26.5	1.30
11月	95.0	0.5	▲ 0.3	▲ 13.8	▲ 6.1	13.7	22.9	1.29
12月	92.0	▲ 3.2	▲ 2.4	▲ 13.9	▲ 17.2	15.7	46.1	1.30
2020年1月	94.3	2.5	0.2	▲ 11.4	▲ 5.8	▲ 19.2	▲ 17.5	1.23
2月	87.2	▲ 7.5	9.9	▲ 10.2	▲ 8.6	▲ 38.5	▲ 5.4	1.20
3月	84.0	▲ 3.7	0.4	▲ 4.9	▲ 8.6	73.0	81.2	1.17
4月	86.5	3.0	▲ 0.6	▲ 29.4	▲ 6.1	▲ 37.1	▲ 4.6	1.15
5月	-	-	2.4	▲ 43.3	▲ 10.0	11.3	13.1	1.07
6月	-	-	-	▲ 19.4	-	-	-	-
データ出典	埼玉県		当社算出	自販連埼玉県支部	国土交通省	東日本建設業保証	厚生労働省	

(注)※5 消費者物価指数は生鮮食品を除く総合。
 ※6 外国為替相場(ドル・円)・日経平均株価の年別値は、12月の値。
 ※7 有効求人倍率は含むパート。
 ※8 実質賃金指数は調査産業計の、きまって支給する給与の値。

■全国の主要経済指標

	鉱工業指数(季節調整値、2015=100)		総消費 動向指数 実質、2015=100	小売販売額 前年比	乗用車新車登録・届出台数		新設住宅着工戸数	
	生産指数	暦年：前年比 月次：前月比			台数	前年比	戸数	前年比
2017年	103.1	3.1	100.8	1.9	4,386,377	5.8	964,641	▲ 0.3
2018年	104.2	1.1	101.1	1.7	4,391,160	0.1	942,370	▲ 2.3
2019年	101.1	▲ 3.0	101.1	0.1	4,301,091	▲ 2.1	905,123	▲ 4.0
2019年6月	101.5	▲ 2.6	101.5	0.5	366,975	▲ 2.2	81,541	0.3
7月	102.2	0.7	101.2	▲ 2.0	379,422	2.9	79,232	▲ 4.1
8月	100.5	▲ 1.7	101.5	1.8	317,179	4.9	76,034	▲ 7.1
9月	102.4	1.9	104.9	9.2	458,856	13.6	77,915	▲ 4.9
10月	98.3	▲ 4.0	98.0	▲ 7.0	259,919	▲ 25.1	77,123	▲ 7.4
11月	97.7	▲ 0.6	100.2	▲ 2.1	315,735	▲ 11.6	73,523	▲ 12.7
12月	97.9	0.2	98.8	▲ 2.6	284,278	▲ 11.1	72,174	▲ 7.9
2020年1月	99.8	1.9	99.6	▲ 0.4	301,195	▲ 12.1	60,341	▲ 10.1
2月	99.5	▲ 0.3	99.9	1.6	362,052	▲ 9.8	63,105	▲ 12.3
3月	95.8	▲ 3.7	95.3	▲ 4.7	485,207	▲ 8.9	70,729	▲ 7.6
4月	86.4	▲ 9.8	91.9	▲ 13.7	219,232	▲ 30.4	69,162	▲ 12.9
5月	79.1	▲ 8.4	90.6	▲ 12.3	174,404	▲ 46.7	63,682	▲ 12.3
6月	-	-	-	-	283,892	▲ 22.6	-	-
データ出典	経済産業省		総務省	経済産業省	日本自動車工業会		国土交通省	

	機械受注		公共工事請負金額		輸出 前年比	輸入 前年比	国内企業 物価指数 前年比(総平均)	消費者物価 指数(コア) 前年比
	船舶・電力を除く 民間(億円)	暦年：前年比 月次：前月比	金額(億円)	前年比				
2017年	101,431	▲ 1.1	139,081	▲ 4.3	11.8	14.1	2.3	0.5
2018年	105,091	3.6	140,680	1.1	4.1	9.7	2.6	0.9
2019年	104,323	▲ 0.7	150,255	6.8	▲ 5.6	▲ 5.0	0.2	0.6
2019年6月	9,459	7.8	14,479	1.0	▲ 6.6	▲ 5.2	▲ 0.2	0.6
7月	8,895	▲ 6.0	16,091	28.5	▲ 1.5	▲ 1.1	▲ 0.7	0.6
8月	8,720	▲ 2.0	11,493	2.2	▲ 8.2	▲ 11.8	▲ 0.9	0.5
9月	8,549	▲ 2.0	12,751	4.6	▲ 5.2	▲ 1.4	▲ 1.1	0.3
10月	8,279	▲ 3.2	13,480	5.1	▲ 9.2	▲ 14.7	▲ 0.3	0.4
11月	9,261	11.9	9,110	11.3	▲ 7.9	▲ 15.6	0.2	0.5
12月	8,157	▲ 11.9	8,038	▲ 3.6	▲ 6.3	▲ 4.8	0.9	0.7
2020年1月	8,394	2.9	6,415	9.6	▲ 2.6	▲ 3.6	1.5	0.8
2月	8,585	2.3	6,994	▲ 5.4	▲ 1.0	▲ 13.9	0.8	0.6
3月	8,547	▲ 0.4	14,870	12.9	▲ 11.7	▲ 5.0	▲ 0.4	0.4
4月	7,526	▲ 12.0	23,054	3.2	▲ 21.9	▲ 7.1	▲ 2.4	▲ 0.2
5月	7,650	1.7	13,291	▲ 6.4	▲ 28.3	▲ 26.2	▲ 2.7	▲ 0.2
6月	-	-	-	-	-	-	-	-
データ出典	内閣府		東日本建設業保証		財務省		日本銀行	総務省

	有効求人倍率 (季節調整値)	完全失業率 (季節調整値)	総雇用者所得 (実質)	実質賃金指数 (5人以上)	景気動向指数		ドル・円	日経平均 株価
	倍	%	前年比	前年比	先行指数	一致指数	円	円
2017年	1.50	2.8	1.1	▲ 0.1	-	-	112.97	22,769.89
2018年	1.61	2.4	2.3	▲ 0.3	-	-	112.45	21,032.42
2019年	1.60	2.4	0.9	▲ 0.8	-	-	109.18	23,660.38
2019年6月	1.61	2.3	1.5	▲ 1.1	94.2	98.9	108.06	21,060.21
7月	1.59	2.2	0.5	▲ 0.7	93.8	98.9	108.22	21,593.68
8月	1.59	2.2	1.5	▲ 0.1	92.5	98.0	106.27	20,629.68
9月	1.58	2.4	1.9	0.1	92.3	99.6	107.41	21,585.46
10月	1.58	2.4	0.7	▲ 0.1	91.8	95.5	108.12	22,197.47
11月	1.57	2.2	0.7	▲ 0.8	90.9	94.4	108.86	23,278.09
12月	1.57	2.2	0.4	▲ 0.8	91.3	93.4	109.18	23,660.38
2020年1月	1.49	2.4	0.7	0.0	90.6	94.3	109.34	23,642.92
2月	1.45	2.4	0.8	0.0	91.5	93.7	109.96	23,180.37
3月	1.39	2.5	0.2	▲ 0.5	85.1	88.8	107.29	18,974.00
4月	1.32	2.6	▲ 2.0	▲ 1.0	77.7	80.1	107.93	19,208.36
5月	1.20	2.9	▲ 3.9	▲ 1.7	79.3	74.6	107.31	20,543.26
6月	-	-	-	-	-	-	107.56	22,486.93
データ出典	厚生労働省	総務省	内閣府	厚生労働省	内閣府		日本銀行	日本経済新聞社

令和2年7月22日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和2年6月26日に諮問のあった令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和2年7月21日

- 1 令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、
- ② 他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、
- ③ 雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で1倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要がある

ること、

- ④ 賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目 GDP 成長率も大幅に下落していること、
 - ⑤ 令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、
 - ⑥ 世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること
- 等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

- (3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適当と考える。

- (4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和2年7月21日

1 はじめに

令和2年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今回のコロナ禍の中、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならない。春季生活闘争では、労使の真摯な交渉を経て賃上げが行われており、この流れを最低賃金の改定により労使関係のない労働者にも波及すべきと主張した。

また、政労使で賃上げの重要性を確認し、ステップを踏んで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではなく、この流れを断ち切れば、デフレ回帰を惹起しかねないと述べ、雇用の確保と企業の持続性を担保することが現下の最重要課題であることは否定しないが、そのことと最低賃金引上げの重要性は分けて考えるべきと主張した。

更に、新型コロナウイルス感染症対策の予算措置は GDP 押し上げ効果があるとされており、最低賃金発効は早くても10月であることから、現下の厳しさだけをもって目安の示し方を議論すべきではない。今後の日本経済の再生に向けて、内需拡大や落ち込んだ消費マインドの上昇が必要であり、労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引き上げることは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得ると主張した。

昨年度の目安答申の公益委員見解にあった通り、消費税増税による物価変動等の状況を勘案した審議を行うべきであり、とりわけ物価上昇に伴う実質賃金を維持することは基本である。今回のコロナ禍によって労働者の生活も苦しくなっていることも踏まえた審議を行うべきであり、特に、緊急事態宣言の中、社会機能を維持するために欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は、最低賃金近傍で働く方も少なくなく、感染の不安や恐怖と闘いながら働いていた労働者に報いるべきであり、最低賃金の引上げは社会的要請であると主張した。

また、現在の最低賃金は最高額の1,013円でも2,000時間働いて年収200万円程度に過ぎず、日本の最低賃金は国際的にみても相当低位にとどまっている。最低賃金は十分なセーフティネット機能を果たし得る、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべき。今年中に800円以下の地域をなくすこと、トップランナーであるAランクが1,000円に到達する考えを堅持したいと述べた。

地域間格差は、地方から隣県や都市部への労働力流出の一因である。加えて今回のコロナ禍は、大都市への労働力集中による経済の一極集中と感染リスク増大という弊害を明らかにしたことも踏まえれば、ランク間格差縮小に向けた抜本的な対応をとる必要があり、引き続き格差是正につなげる姿勢を見せるべきだと主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、コロナ禍によって、日本経済はこれまでに経験したことのない危機的な状況に直面しており、緊急事態宣言や休業要請等は大規模な需要喪失と幅広い業種や地域に影響をもたらし、宣言解除後も以前の状況に戻っていない。とりわけ、経営基盤が脆弱な地方の中小企業・小規模事業者には甚大な影響を与え続けているとの認識を示した。

また、多くの企業が助成金等を活用した休業等を実施した結果、休業者は354万人超とリーマンショック時を2倍以上上回っている。雇用調整や解雇は今後も悪化する可能性があり、当分の間、感染症拡大防止と事業活動の両立を余儀なくされる中、今年度の力強い景気回復は期待できないとの見方が強いと述べた。

地方の中小企業・小規模事業者から最低賃金引下げを望む声が多く聞こえる中、今年度、有額の目安を示すことは、事業継続と雇用維持のため、各種給付金・助成金を受けながらろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者を更なる窮地に追い込むことになるとの強い懸念を示した。

近年の最低賃金は、政府の引上げ方針という時々々の事情への配慮を求められ、中小企業・小規模事業者の経営実態と乖離した状況が続いた結果、昨年度の影響率は過去最高の16.3%に達しており、全国の中小企業・小規模事業者から、年ごとに高まる影響率を考慮し、中小企業・小規模事業者の実態に基づいた納得感のある水準の決定を求める声が多く寄せられ、特に今年は、先行きの見えない深刻な経済情勢の中、引下げを求める声も強まっていると主張した。

全世代型社会保障検討会議における「今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との総理の発言や、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」との総理の指示を重く受け止めて審議に臨むべきと主張した。

コロナ禍により日本はもちろん世界が「非常事態」にあることを認識するべきであり、中小企業・小規模事業者の経営状況は極めて厳しく、新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、働き方改革にも対応しなければならない中で、多くの企業は事業継続と雇用維持にぎりぎりの努力を続けていると述べた。

「緊急事態」である今年度は、3要素のうち「通常の事業の支払能力」を最も重視して審議すべきであり、その観点から新型コロナウイルス感染症による中小企

業・小規模事業者の経営への影響を示すデータを十分に踏まえて検討すべきと主張した。

今年度の目安は、事業継続と雇用維持を最優先とするメッセージを各地方最低賃金審議会に発信するため、リーマンショック後の目安と同等以上の配慮が必要であり、据え置き・凍結とすべきと強く主張した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、新型コロナウイルス感染症による経済・雇用・労働者の生活への影響等に配慮した上で、諸般の事情を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

更に、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

- 1 令和 2 年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、

地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、
- ② 他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、
- ③ 雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で 1 倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること、
- ④ 賃金改定状況調査結果第 4 表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目 GDP 成長率も大幅に下落していること、
- ⑤ 令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、
- ⑥ 世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への

影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適当と考える。

(4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。